

令和 6 年度からの障がい者支援計画実施状況

第1章 共に支えあって暮らすために

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
1ー(1)啓発・広報の推進						
	(ア)啓発・研修の充実					
		<u>大阪ふれあいキャンペーンによる障がいに関する啓発の取組み</u>	12月3日～9日の障がい者週間に合わせ、啓発物を各区役所、各団体、小学校等へ配布する。 ・令和6年度配布物 ウェットティッシュなど			障がいの理解啓発について、行政及び関係団体が参加する実行委員会において更なる効果的な手法も含め検討が必要。
						手法を工夫しながら、障がいへの理解啓発のための取組を進める。
		<u>障がい者週間にかける啓発の取組み</u>	12月3日～9日の障がい者週間に合わせ、啓発物を各市町村、各団体、小学校等へ配布した。 ・配布物 「ふれあいおりがみ」「ふれあいすごろく」「ふれあいクリアファイル」など 引き続き、大阪ふれあいキャンペーンSNSアカウントへの投稿により認知度の向上に努めた。			障がいの理解啓発について、行政及び関係団体が参加する実行委員会において更なる効果的な手法も含め検討が必要。
						障がいへの理解啓発のため、啓発の手法の見直しも含め、引き続き取組を進める。
	「障がい者週間」(12月3日～9日)を中心とした啓発活動においても、広く市民の参加を求め関係者が協力し、より効果的な啓発となるよう内容の充実に努めます。	<u>心の輪を広げる体験作文・啓発ポスター</u>	啓発ポスターの応募作品に対する表彰実施 (応募数) 作文40編、ポスター5点 (前年度実績) 作文36編、ポスター5点 ※SNS、インターネットTV、デジタルサイネージを活用し周知(表彰式) 12月7日			障がいの理解啓発について、行政及び関係団体が参加する実行委員会において更なる効果的な手法も含め検討が必要。
障がいへの理解啓発のため、啓発の手法の見直しも含め、引き続き取組を進める。						

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
		障がい者支援施設製品の展示・販売	○販売会 場所:大阪市役所1階ロビー 日程:令和6年9月18～20日及び令和6年12月3～5日			障がい者福祉施設製品の認知度を高め、さらなる工賃向上を図る必要がある。
						障がい者雇用促進の観点から、障がい者福祉施設での授産製品の販売促進に取組む。
		リハビリテーションセンター市民啓発事業	障がいのある方への理解を深め、障がい者福祉の向上を図ることを目的に公開講座を動画配信にて実施。 視聴回数:507回(令和7年1月31日～令和7年7月22日時点)			より多くの市民の方が視聴できるよう、広報の検討が必要である。
						より多くの市民の方が参加し、障がいへの理解を深めらるよう、開催方法の検討を行い、公開講座を実施する必要がある。
	市民、事業者、地域活動協議会、地縁団体、NPO、社会福祉法人など、地域のさまざまな活動主体に対し、障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組めます。	人権啓発	・地域密着型市民啓発事業 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立つ」評価:90.1% ・市民啓発広報事業 映像ソフト利用者へのアンケートにおける「役に立った」評価:97.7% ・人権だよりの読者アンケートにおける「役に立った」評価:97.5% ・障がいのある方に関する人権課題に理解を深める広報用動画を作成し、啓発事業の参加者から「役に立った」という評価:97.1% ・企業啓発推進事業 各研修受講者へのアンケートにおける「役に立った」評価:96.3%			啓発の有用性について目標を達成
						各事業を継続
	とりわけ、「障害者差別解消法」が改正され、営利目的か非営利目的かを問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う事業者すべてに合理的配慮の提供が義務化されることから、広く事業者に対して法制度の趣旨の理解を深められるよう、さまざまな機会を通じて周知・啓発を強化します。		改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による合理的配慮の義務化について、改めて周知・啓発を行う。様々な機会を捉えて、市民や事業者に向けた研修・講座を実施する。			引き続き、市民や事業者に対し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、啓発活動に取り組む必要がある。
			令和6年度大阪市出前講座 27件 市民・事業者向け講座・講演会 大阪市障がい者差別解消講演会、バリアフリー展、宿泊施設向け・タクシー協会等含む 14件			引き続き「あいサポート運動」や「障害者差別解消法」に関する出前講座等を実施し、広く市民や事業者に対して障がいの理解・啓発に努める。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	精神障がいのある人に対する誤解や偏見の解消のため、広報誌等の活用や精神障がいのある当事者を交えての精神保健市民講座の開催など、様々な啓発活動に取り組みます。	精神保健市民講座	こころの健康センター及び各区において、精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を行った。(224回開催)			本市HPなどを利用した啓発活動の実施
						安定した講座参加者数の確保と共に精神保健福祉に関する正しい知識の普及啓発を図る。
		こころの健康講座(思春期・依存症に関する講座含む)	こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。 (5回開催、参加者:延91人)			本市HPなどを利用した啓発活動の実施
						こころの健康に関する正しい知識を普及するとともに、こころの健康の保持・増進を図る。
	広く市民に難病に対する理解を得るため、各区保健福祉センターに啓発媒体を設置するとともに、大阪市主催のイベント等の機会を活用し、パネル展示を実施するなど啓発に努めます。	難病及び小児慢性特定疾病啓発事業	障がい者週間の行事として、福祉局障がい者施策部障がい福祉課が実施するパネル展示に参加。 展示期間 12月3日～9日 パネル枚数 8枚			引き続き市民に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。
						引き続き、パネル展示を実施するなど啓発に努める。
	HIV陽性者及びハンセン病回復者等感染症に対する偏見・差別を解消するために、ホームページ・パンフレット等の充実を図り、市民への正しい知識の普及啓発に努めます。また、各関係先への健康教育や研修の実施により、HIV感染症に関する理解の促進に努めます。		・HIVに関する情報をホームページで常時掲載 ・検査場におけるポスター掲示、各種リーフレットの配付 ・世界エイズデー等イベントにおいて啓発 ・福祉関係者向け啓発リーフレットの作成 ・福祉関係者への研修(年6回:214人)、研修受講後アンケートでHIV陽性者の受け入れを肯定した福祉関係者の割合(86.3%) ・医療機関向け講習会の実施(153人)			市内全体の福祉関係者へ意識の均てん化がはかれるよう継続した啓発の取り組みが必要である。
						健康教育・研修等の継続 拠点病院との連携強化

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	発達障がいに対する正しい理解の促進を図るため、「世界自閉症啓発デー」(4月2日)、「発達障がい啓発週間」(4月2日～8日)を中心に関係機関・団体と連携し、一層の啓発に努めます。また、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)においても、啓発講座や親支援講座の開催、ホームページを通じた啓発など、情報提供や理解促進に努めます。	「世界自閉症啓発デー」・「発達障がい啓発週間」普及啓発活動	・「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」に合わせて、市HP及び広報紙による広報のほか、ポスター掲示やリーフレット配布を実施。 ・「世界自閉症啓発デー」に一般社団法人大阪自閉スペクトラム症協会、大阪府と連携し、大阪城天守閣・海遊館・天保山大観覧車等のブルーライトアップを実施。 ・3月1日から31日までの期間、区役所等に設置するデジタルサイネージにて「世界自閉症啓発デー」、「発達障がい啓発週間」の啓発映像を放映。 ・セレッソ大阪、オリックス・バファローズ、サントリーサンパーズ大阪、大阪エヴェッサ、クボタスピアーズ大阪、大阪マーヴェラス、レッドハリケーンズ大阪、セレッソ大阪ヤンマーレディースの協力により、ホームゲーム会場でのポスター掲示や大型スクリーンを使った啓発メッセージの放映等の啓発活動を実施。			啓発活動に終わりがなく、継続して行うことが必要であり、求められている。 市HP及び広報紙による広報並びにポスター掲示やリーフレットの配布、「世界自閉症啓発デー」に合わせた大阪城天守閣等のライトアップを引き続き実施していく。
		発達障がい者支援センターにおける啓発講座、親支援講座	地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発講座、親支援講座を実施。 ・啓発講座 21回 延べ914人 ・親支援講座 135回 延べ2,034人			発達障がいの理解啓発のため、継続した取組が必要である。 今後も引き続き、発達障がいについての啓発講座等を実施する。
	外見からはわからなくても援助や配慮を必要としていることを周りの方に知らせることで、援助が得やすくなる「ヘルプマーク」の普及を大阪府と連携して進めます。	ヘルプマークの普及	大阪府と連携し普及啓発に取り組む ヘルプマーク配布数 18,182 個 ・「福祉のあらし」及び本市ホームページに、ヘルプマークに関するページを掲載 ・「あいサポート運動ハンドブック」にヘルプマークに関する内容を掲載し、あいサポート研修にて説明 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールにてヘルプマークに関する案内パネルを掲示			ヘルプマークが普及していくよう、引き続き啓発を行う必要がある。
						大阪府と連携し、普及啓発に取り組むとともに、イベントや研修の場を活用し啓発を行う。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	市民や企業等を対象として様々な障がいの特性について理解する「あいサポーター」を養成するとともに、「あいサポート企業(団体)」の認定を行うなど、障がいのある人が困っている様子を見かけたら、必要な声掛けや、配慮を行う「あいサポート運動」の取組を進めます。	あいサポート運動の実施	令和5年度末3万人(大阪市人口の約1%以上) ・あいサポーター数 1,934 人(延べ9,372人) ・研修実施回数 60回(延べ298回) ・「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」と併せて、周知用のクリアファイルを作成し、市内の小学3年生を対象に配布した(285校、19,581枚)。 ・市内の483事業者に対し取組依頼を行った。			市内の企業等に対して取組依頼を行っているが、「あいサポート企業・団体」の認定につながらない。あいサポーター数及び認定企業・団体数の増に向けて、継続的な取組が必要である。
						引き続き、市民や企業・団体等への周知方法を検討するとともに、あいサポーター及びあいサポート企業・団体の増加に努める。
	障がいのある人の地域での生活を支援する「障がいのある方のための各種マーク」について、ホームページやパンフレット等を用いて一層の普及を図ります。	障がいのある人に関わる各種マークの周知	ホームページへの掲載を継続する。 ・本市ホームページへの掲載 ・冊子(計画、計画概要版、福祉のあらし、あいサポート運動ハンドブック)に掲載 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールにて各種マークのパネルを掲示			引き続き、広報紙等の媒体を利用し、広く周知を行う必要がある。
						現在掲載している冊子以外の新規掲載等、周知方法を検討し、更なる普及に向けて取り組む。
	補助犬の受入れについて、ポスター、パンフレット、ステッカー等を活用し、関係機関と連携をとりながら、普及啓発に努めます。	補助犬受け入れについての普及啓発	補助犬の受入れについて普及啓発に取り組む。 ・本市ホームページや「福祉のあらし」「あいサポート運動ハンドブック」に、補助犬に関する案内を掲載 ・障がい者週間期間中に、大阪市役所1階正面玄関ホールにて、補助犬に関する案内パネルを掲示 ・身体障がい者補助犬に関する相談窓口の設置 ・各区へリーフレットの配架を依頼			引き続き、補助犬について広く普及啓発を行う必要がある。
						引き続き普及啓発に取り組む。
	障がい者スポーツや文化活動の振興を通じて、障がいや障がいのある人への理解を深めるよう取組を進めます。	車いす体験講習会	市内の小中学校等で車いす体験講習会を実施し、障がいに対する理解の促進を図る。 実施件数:157 参加人数:9,463名			応募多数により、受講希望全てに応えられない。
						今後も、障がいのある方への理解を深め、「人への思いやりや、やさしさ」に気付いてもらうための啓発活動を積極的に展開していく。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	障がいや障がいのある人への理解促進に向け、全職員を対象とした研修を実施し、それぞれの部局において合理的配慮に基づいた施策を進めることができるよう取り組みます。		多様な障がい特性や障がいのある人への必要な配慮について学び、自治体職員として必要な正しい知識を習得し的確な市民対応に繋げる。 「障がいや障がいのある人への理解を深める研修」として、あいサポート運動と障害者差別解消法に関する全職員向けe-ラーニング研修を実施。 期間 令和6年10月15日から令和6年11月29日			全職員に対し研修を実施することにより、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、的確な市民対応に繋げる。
						引き続き、あいサポート運動と障害者差別解消法に関する研修を実施し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めていく。
	(イ) 広報の充実					
	テレビ・ラジオや広報紙・誌等のマスメディアを活用するなど、多様な機会の創出を図り、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行います。	広報紙等の活用	12月の障がい者週間へ向け、さまざまな啓発に取組む ・広報紙12月号に「障がい者週間」を掲載した。 ・障がい者週間期間中、市役所庁舎内において、障がいに関するマークの啓発等を行った。			継続的に、障がいのある人に対する認識や理解の促進を図るための広報を行っていく必要がある。
						啓発の充実のため、引き続き取組みを行っていく。
様々な機会をとらえ、パンフレット等の作成やホームページ・SNS等の活用により、障がいのある人が関係する事業についての紹介を積極的に行います。	大阪市ホームページの運用・管理	ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、試験を実施。			取組対象範囲を拡大し、JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAに一部準拠していることを確認。	
					拡大した取組対象範囲において、次期JIS改正で追加が見込まれている達成基準も含め、適合レベルAAに準拠することを目指して取組内容を継続して実施する。	

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	各学校園において、障がいのある子どもに対するいじめ・虐待が発生しないよう、障がいの理解をはじめ、周りのこととのより良い関係づくりを進めます。		・「大阪市いじめ対策基本方針」、各校の「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ対応を行った。 ・5月の大型連休明け最初の月曜日(5月12日)を「いじめについて考える日」「いのちについて考える日」とし、すべての学校において、いじめの未然防止及びいのちの大切さに係る取組を進めた。 ・すべての学校で学期に1回以上のいじめアンケートを行い、日頃からいじめを許さない学校づくりに努めた。			校長講話、児童会、生徒会主催によるいじめに対する宣言、モニュメント作成、教職員研修の実施等、各校の実情に合わせた取組が実施された。
						・いじめの未然防止及び対応について、引き続き教職員の理解を深める必要があるため、全教職員に対して「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底に向けたeラーニング研修を実施し、いじめ対応に係る基本認識のさらなる徹底を図る。 ・引き続きスクールロイヤーによる研修を実施することにより、いじめに対する適切な対応について理解を深める。 ・取組の好事例を周知するため、「いじめについて考える日」「いのちについて考える日」の先進的な取組を引き続き大阪市HP等にて公開する。
	障がいや障がいのある人に対する認識と理解をこどもの頃から深めるため、学校教育においては、「大阪市教育振興基本計画」に基づき、施策や教育実践、研究の充実を図ります。また、地域の住民や福祉施設、関係団体との連携・協働による地域レベルでの人権教育・福祉教育の充実と努めます。	インクルーシブ教育システムの充実と推進	・特別支援教育サポーター小・中学校618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校 18名配置 ・巡回指導体制の強化 アドバイザー4領域配置 ・特別支援教育に関する研修の実施 260回			・障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上
						ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進
	こどもの頃から「福祉のこころ」を育む事業として、小中学生地域福祉学習事業を実施し、作成したリーフレットや福祉読本を教育現場において活用して福祉の大切さを学ぶ機会を提供します。	小中学生地域福祉学習事業(福祉人材養成確保推進事業)	・小学生向け福祉教材「ふくし読本」を小学3年生に約20,900冊、指導用副教材を教員に約1,200冊を配付し、授業等で活用 ・全285校に教員向けアンケート調査を実施し、232校より有効な回答があった。福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合は93.6%。			次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう、効果検証をしながら、引き続き福祉教材の配付や生徒と福祉をつなぐ取組みを実施する。
						引き続き次世代の地域福祉活動の担い手となる小学生の理解が更に深まるよう取組が必要である。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	(ア)相談対応機能の強化					
	「障がい者を理由とする差別に関する相談窓口」の周知を図り、障がいのある人が困ったときに気軽に相談できる環境づくりに取り組みます。	<u>障がい者差別解消の推進</u>	改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業者による合理的配慮の義務化について、改めて周知・啓発を行う。 法改正リーフレットの作成(2万枚)し、相談窓口である、各区障がい者基幹相談支援センター・各区役所はもとより、関係各所140ヶ所に配架を依頼した。			市民の身近な相談窓口を周知するだけでなく、改正法の趣旨についてもさらなる啓発を進めていく必要がある。
						引き続き様々な機会を捉えて、広く市民に周知する方法を検討していく。
	「障がい者を理由とする差別に関する相談窓口」において、的確に相談対応ができるよう、対応力の向上に向けた窓口職員への研修を実施します。	<u>障がい者差別解消の推進</u>	障がい者福祉担当職員新任研修の開催 令和6年度 令和6年5月21日開催 障がい者福祉担当職員新任研修において、障害者差別解消法の制度説明、相談事例の紹介等を実施。 (対面及びオンラインにて開催)			障がい者福祉担当新任研修だけではなく、すべての窓口の担当者向け研修を開催する等、受講対象者の検討が必要である。
						新任研修を継続するとともに、別途窓口職員向けの研修を実施し、対応力の向上を図る。
	また、合理的配慮の提供に関する事例を収集、分析し、より適切な対応が迅速にできるよう、わかりやすい窓口対応マニュアルの整備に取り組みます。	<u>障がい者差別解消の推進</u>	障害者差別解消法にかかる相談(事業者による差別等)対応マニュアルの改訂。			国の動向を踏まえ、必要に応じて対応マニュアルの改訂を進める必要がある。
改正法の施行に合わせた、対応マニュアルの改訂を急ぐ必要がある。						

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	(イ)障がい者差別解消支援地域協議部会での協議					
	引き続き、「障がい者差別解消支援地域協議部会」において、相談機関等が対応した事例等の共有や、差別解消のための取組についての分析、周知、発信等に関する協議を行います。	障がい者差別解消の推進	障がい者差別解消支援地域協議部会との連携 大阪市障がい者施策推進協議会の専門部会に「障がい者差別解消支援地域協議部会」を設置。 令和6年度 第1回 令和6年10月2日開催 第2回 令和7年3月12日開催			引き続き部会を開催し、事例の共有や周知・啓発の取組を進めていく必要がある。
						障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、引き続き部会を開催し、今後の取組に繋げていく。
	また、相談事例から見えてきた傾向や課題などから効果的な取組を検討し、法制度及び障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発につなげていきます。	障がい者差別解消の推進	相談窓口の設置及び啓発にかかる取組み 障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行う。また啓発資料を作成・配付、HPを随時更新する。市民啓発講座、出前講座を実施する。 令和6年度 相談事案 (窓口)つなぐ窓口・各区障がい者基幹相談支援センター・各区役所・福祉局等 合計 28件 市民・事業者向け講座・講演会 … 14件 大阪市障がい者差別解消講演会(令和6年12月1日開催) バリアフリー展、宿泊施設、タクシー協会等含む 大阪市出前講座 … 27件			改正法の趣旨の理解を促すなど、継続した研修・啓発の取組が必要である。
						引き続き相談窓口を設置し対応を行うほか、相談事例をふまえた啓発資料を作成する。改正法施行後も法の趣旨についてHP等に掲載するなど、適宜更新を行っていく。また、市民啓発講座について、市民の理解が深まるようテーマを選定し実施する。
	(ウ)他都市との連携					
障がいを理由とする差別に関する相談事案には、市民が大阪市外の事業者から差別を受けた場合ははじめ、事業者が全国展開している場合など、市域外での対応が必要な場合があります。広域にわたる事案についても、迅速かつ適切な対応ができるよう、大阪府及び関係市町村と連携して対応します。	障がい者差別解消の推進	障がいを理由とする差別に関する相談事案にかかる他都市との連携 障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置し対応を行うなかで、大阪府及び関係市町村とは適宜連携を実施する。 広域にわたる事案については、大阪府と連携して対応。また、対応困難な事例についても、大阪府に相談し、助言を求めた。				継続して大阪府や関係市町村との連携が必要である。
						広域にわたる事案について、迅速かつ適切な対応ができるよう、引き続き、大阪府及び関係市町村と連携して対応する。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	(ア)多様な情報提供					
		<u>障がいのある方のため の「福祉のあらし」 点字版・音声版</u>	点字版300部作成 ※点字版と録音版は隔年で作成。 R5は、録音版(デিজィー版80枚)作成			予定どおり作成
						引き続き、点字版と音声版を隔年で作成するとともに、点字版や音声版を作成していることの周知を行う。
		<u>消防局ホームページ または消防署におい て、FAX通報用の用 紙を配布し、FAXにて 119番通報</u>	消防局ホームページまたは消防署において、FAX通報用の用紙を配布し、FAXにて119番通報。 通報件数2件 (内訳 火災0件、救急2件、救助0件、救護0件、その他(誤報、問い合わせ)0件)			実行できた。
						ホームページ等において、広報を継続
		<u>インターネットによる 119番通報受信体制を 広報し、聴言障がい者 の119番通報手段につ いて情報提供する。</u>	インターネットによる119番通報受信体制を広報し、聴言障がい者の119番通報手段について情報提供する。 受信件数 9件 (内訳 火災0件、救急6件、救助1件、救護0件 その他(誤接、問い合わせ等)2件)			実行できた。
						ホームページ等において、広報を継続
		<u>選挙公報 点字版・音声版の提 供</u>	【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員西淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり、希望者へ選挙公報(点字版・音声版)を提供。			実行できた。
						今後行われる選挙において継続的に提供する。
		<u>投票案内状の送付 (点字シール貼付)</u>	【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員西淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり、希望者へ点字シールを投票案内状に貼付し提供。			実行できた。
						今後行われる選挙において継続的に提供する。
		<u>点字投票用紙の交付</u>	【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員西淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり、全投票所で点字投票用紙での投票を実施。			実行できた。
今後行われる選挙において継続的に提供する。						

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
障がいのある人が利用できる施策・サービスの情報や地域での生活に必要な情報を、障がいの状況や特性に応じて、わかりやすく活用しやすい形で提供します。		区広報紙 点字版、音声版	【実績】 点字版:約213部／月平均 音声版:ホームページに毎月掲載			当初予定通り実施できた。
						取組内容を継続して実施する。
		区広報紙 点字版、音声版	【点字版】 外部に業務委託して作成 18区 区役所職員により作成 5区 【音声版】 各区ホームページに読み上げ原稿を掲載 9区 音訳ボランティア等によるCD作成・送付 14区			点字版・音声版の広報紙を必要としている人へ本取組について周知する必要がある。 外部委託している区について、点字版を作成する事業者が少ない。
						障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。
		生活ガイドブック「くらしの便利帳」 点字版・音声版	(隔年発行)			—
						市民が必要とする情報を、視覚障がいのある方にも発信できるよう、点字版・音声版の作成について、次回(令和8年3月発行予定)も引き続き実施する。
		市長会見における手話通訳の実施	【実績】 市長会見の配信に伴う手話通訳を年間33回実施した。			当初予定通り実行できた。
						市民が必要とする情報を聴覚障がいのある方にも発信するため、今後も継続して実施する。
		市会本会議傍聴者に対する手話通訳の実施	傍聴予定日の5日前(土・日・祝日を除く)までに郵送、ファクシミリ及び電子申請により申請を受け付け、手話通訳者の手配を行う。 申請件数 0件			申請件数は0件であったが、申請があった場合、スムーズに対応できる準備をしておく必要がある。
						取組内容を継続して実施する。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
		「大阪市会だより」 点字版 音声版	【点字版】各号ごとに10部作成(年5回、希望者へ郵送及び市会図書室へ配架、予備)【音声版】市会ホームページに掲載			予定通り実施
						取組内容を継続して実施する。
		市税の納税通知書等 への点字表示	・視覚障がいのある方(希望者)に対して、納税通知書送付時の封筒に、あて名や送付文書名の点字表示を実施。 ・納税通知書及び同封物には、その主な内容の点字文書を添付 【市民税・府民税・森林環境税】 20件 【固定資産税・都市計画税】 36件			希望者に送付することができた。
						課税額を適切に通知するため、今後も継続して実施する。
		窓口案内での手話通訳及び手続支援の実施	阿倍野区・平野区において、毎週の特定曜日に手話通訳が可能な職員による窓口案内を実施するとともに、区役所内の手続きの支援を行う。 上記2区の実施に加え、遠隔手話通訳や手話通訳者派遣を実施する。			手話通訳が必要な方に対する周知が必要。
						引き続き、各取組を実施する。
		手話通訳者の配置	【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員西淀川区選挙区補欠選挙】 計画のとおり、手話通訳者を全選挙執行本部に配置。			実行できた。
						今後行われる選挙において継続的に提供する。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	障がいのある人をはじめ、誰もが情報や機能を利用しやすい大阪市ホームページを運用します。	大阪市ホームページの運用・管理	ウェブアクセシビリティに関するJIS規格(JIS X 8341-3:2016)に対応するため、ウェブアクセシビリティ方針及びガイドラインの改訂、試験を実施。			取組対象範囲を拡大し、JIS規格に基づく試験を行い、適合レベルAに一部準拠していることを確認。
						拡大した取組対象範囲において、次期JIS改正で追加が見込まれている達成基準も含め、適合レベルAAに準拠することを目標として取組内容を継続して実施する。
	障がいのある人やその家族が利用できる制度や施設を紹介した「福祉のあらし」を作成し、わかりやすい情報提供に取り組みます。	障がいのある方のための「福祉のあらし」	障がいのある方や、そのご家族の方々向けに、障がい福祉に関する制度や施設を紹介した冊子を作成している。ホームページに原稿を掲載する他、点字版と音声版を隔年で作成している。 作成部数 36,500部			予定どおり作成
						引き続き作成し、必要な情報を広く提供できるよう取組む。
	知的障がいのある人への福祉サービスに関して、「やさしい日本語」で書いた「“はーとふる”ガイド」を作成し、障がいの状況に応じた情報提供に取り組みます。	“はーとふる”ガイド(わかりやすい福祉サービス一覧)	知的障がい者向け冊子の作成 作成部数 3,400部			解り易い説明となるよう留意し、また漢字にはルビをふるなど配慮を心掛けている。
						今後も継続して作成を行っていく。
	音声認識翻訳ソフト、タブレット端末を用いた遠隔手話通訳及びインターネット等、様々なICTを活用した情報提供を進めます。	タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービス	区窓口において、手話を必要とする方への対応として、タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを全24区で導入している。(利用実績18件)			利用の拡大に向け、引き続き市民や職員への周知が必要。
						今後も、事業を継続し、更なる周知に努める。
	ルビやイラスト、コミュニケーションボードなどを活用して、さまざまな障がいに配慮した、わかりやすい情報提供に努めます。	耳マーク表示板・コミュニケーションボードの設置	【衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査・市議会議員西淀川区選挙区補欠選挙】計画のとおり、全投票所に耳マーク表示板・コミュニケーションボードを設置。			実行できた。
						今後行われる選挙において継続的に提供する。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	障がいのあることに対して、タブレットやノートパソコン、電子黒板などのICTを活用した授業づくりを進め、支援のあり方についてさらなる研究を行います。	ICTを活用した授業づくり	・児童生徒用タブレット端末におけるマルチメディアデイジー教科書の活用 利用校数 167校 利用者数 1175名 ・「特別支援教育ICT活用研修」年2回実施			・ICT活用について、教員への一層の普及・促進 ・活用事例の収集
						活用事例を収集し、教員研修等を通じて広く周知する。
	国の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」に基づき、取り組むべき事項や課題ごとに、関係者間で連携して取り組む体制づくりの検討を進めます。	取り組むべき事項・課題ごとの連携した体制づくり	幅広いコミュニケーション手段の確保を図るために、パソコン講習会を実施する。(参加者65名)			様々なニーズに対応できる体制が必要。
						取り組むべき体制づくりについて検討を進める。
2－(2)意思疎通・情報へのアクセスの支援						
	(ア)コミュニケーション・情報取得に関する支援の充実					
	手話通訳、要約筆記、電話リレーサービス、NET119などにより、聴覚障がいのある人の意思疎通の支援の推進に取り組めます。	タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービス(再掲)	区窓口において、手話を必要とする方への対応として、タブレット端末を使用した遠隔手話通訳サービスを全24区で導入している。(利用実績18件)			利用の拡大に向け、引き続き市民や職員への周知が必要。
						今後も、事業を継続し、更なる周知に努める。
		手話通訳者派遣事業	聴覚・言語障がい者からの派遣依頼により、手話通訳者を派遣し、利用者の情報保障を行う。(4,641件)(手話通訳者数121名)			手話に関する施策の推進に関する法律の公布・施行により、市民生活のより多くの場面で手話通訳者によるコミュニケーション支援が求められるため、その対応が必要。
						派遣件数は年々増加し、今後も需要の増加が見込まれるため、適切に対応できるよう手話通訳者の数を増やすなど体制整備を進める。
		要約筆記者派遣事業	聴覚障がい者からの派遣依頼により、要約筆記者を派遣し、利用者の情報保障を行う。(93件)			中途失聴者を中心に要約筆記の需要自体は高いが、同じ聴覚障がいに係る意思疎通支援の手話と比較し、利用件数が少ない。
						要約筆記を必要とする人への情報保障が確保するため、事業を継続する。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	手話への理解の促進や、手話による意思疎通の支援に関する施策が、大阪市の施策全体に広がるように各所属の連携強化に努めます。		関係部署の実務担当者が構成する大阪市障がい者施策推進会議において、施策についての検討及び施策の実施にあたっての横断的な調整を確保し、関係部局相互間で緊密な連携・協力を行う。			横断的な調整をスムーズに実施できる関係部局相互間の連携・協力体制の整備が必要。
						手話による意思疎通の支援等に関する施策が大阪市の関係部署で適時適切に実施できるよう、各所属の連携を強化する。
	聴覚に障がいのあるこどもが手話による円滑なコミュニケーションを確保できるよう、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター等と連携して手話に関する施策の推進に取り組みます。		聴覚に障がいのある障がい児を早期に把握し、大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターと連携し、乳幼児期から手話を獲得できるよう取り組む。			乳幼児期から手話を獲得するための支援を促すため、積極的な周知が重要。
						聴覚に障がいのある障がい児が早期に手話による円滑なコミュニケーションを確保できるよう取り組む。
	点字、録音、対面朗読などにより、視覚障がいのある人が情報にアクセスしやすくなるような支援の推進に取り組みます。 音声読み上げソフトや拡大読書器の普及により、情報を自由に入手できる環境づくりに取り組みます。	視覚障がい者情報提供事業 (早川福祉会館)	○点字、録音図書(単位:タイトル) (所蔵状況) デージー 6,066、テープ 5,827、点字 2,920、テキストデージー 92 (製作) デージー 113、テープ 0、点字 144、テキストデージー 17 (貸出) デージー 97,948、テープ 235、点字 2,040 (サビエダウンロード数) デージー 54,266、点字 5,293、テキストデージー 1,795 ○音訳講習会(初級)修了者 20人 ○点訳講習会(初級)修了者 17人			音声メディア等の多様化に伴う利用者のニーズに応じた情報提供が必要。
						利用者ニーズの把握に努め、引き続き実施する。
		点字プリンターの設置等	市民局におけるリース契約終了後、区役所において設置している。(購入8区、リース契約2区) 設置していない区では、点字対応ラベルライター等を使用している			区役所において、必要性等を精査しながら、設置(リース等)の継続を行う必要がある。 点字デブラにおいては作成に時間がかかる(特に長文作成)
						障がいのある方に配慮した情報発信の充実を図る観点から、今後も継続的に実施する。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
大阪府と連携し、視覚と聴覚の重複障がいのある人に対応した触手話、指点字等のコミュニケーション手段の保障や理解の促進に努めるとともに、各分野で行われている講習会を支援し、人材の養成・確保に努めます。		点訳奉仕員養成事業	意思疎通を図ることが困難な視覚障がい者等に対し、点訳による意思疎通を行うための点訳奉仕員を養成する。(受講者30名)			受講者増につながる効果的な募集方法の検討が必要。
						点訳奉仕員の確保に向けて、今後も事業を継続し、募集の周知に努める。
		手話奉仕員養成研修	日常会話程度の表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。(受講者823名)			一定数の受講者の確保はできているものの、修了者率の向上が課題。
						引き続き全区で実施できるよう運営し、修了者率の向上に向けて課題を整理する。
		手話通訳者養成研修	聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための手話通訳者を養成する。(受講者53名)			引き続き受講者増に向けた取組が必要。
						手話通訳者派遣事業の基盤となる手話通訳者育成に向けた取組であり、今後も事業を継続し、募集の周知に努める。
		要約筆記者養成研修	聴覚に障がいのある方に対し、日常生活上必要なコミュニケーション支援を行うための要約筆記者を養成する。(受講者24名)			養成研修を修了した者(過去に養成研修を修了した者も含む)の試験合格率の向上や要約筆記者のスキルの向上。
						要約筆記者の確保に向けて、今後も事業を継続し、要約筆記者のスキルの向上等に関する課題を整理する。
		盲ろう者通訳・介助者養成研修	視覚と聴覚に重複して重度の障がいのある盲ろう者のコミュニケーションや移動の支援を行う、通訳・介助者の養成を行う。(受講者14名)			視覚と聴覚の障がいを併せ持つ盲ろう者のコミュニケーション支援は単独の障がいを持つ障がい者支援と比較するとその支援が難しい。
						盲ろう者通訳・介助員の確保に向けて、引き続き事業を継続し、募集の周知に努める。

	施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
			取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
						今後の方向性(A:改善)
	(イ)環境の整備					
	障がいのある人の情報通信機器の利用を促進するため、その使用方法等を学ぶ機会の確保に取り組むとともに、各所で開催されている講座等の周知に努めます。		大阪府ITステーションで開催される講座等を周知する。			講座等の情報収集及び周知方法の検討が必要。
						各所で開催されている講座等の周知に努める。
	市立図書館や学校図書館、点字図書館等において、各館の特性や利用者のニーズに応じた、円滑な利用のための支援の充実を図るため、関係部局・機関が協働して取組を進めます。	関係部局・機関との協働	・読書バリアフリーを推進するための関係機関連絡会を3月26日に開催し、各機関の現状課題の共有や今後の連携について確認を行った。 参加機関:福祉局障がい福祉課、中央図書館、早川福祉会館点字図書室、日本ライトハウス情報文化センター			各機関が提供するサービスの普及啓発
						連絡会において、大阪市読書バリアフリー計画(仮称)の策定に向けて、情報共有を図り、連携しながら取組を進めることを確認した。 各機関が提供するサービスの周知を図るために、令和7年度に中央図書館において、早川福祉会館点字図書室、日本ライトハウス情報文化センターと、パネル展示や機器相談会などの連携事業を実施予定。
	市立図書館においては、点字図書や録音図書をはじめとしたアクセシブルな書籍等の収集や製作を継続し、学校においては、「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」を推進する立場のもとに市立図書館等との連携を一層進め、障がいのある人一人ひとりのニーズへの対応を行います。	アクセシブルな書籍等の充実および学校との連携	・アクセシブルな書籍等の収集を継続して行った。 市立図書館所蔵数 大活字本 41,415冊、点訳絵本 2,058冊、さわる絵本 217冊、布の絵本 176冊、点字資料 6,341冊、カセットテープ 2,136点、音声デイジー 1,438点、マルチメディアデイジー 948点、LLブック 817冊、点字雑誌 22タイトル、録音雑誌 6タイトル ・学校へアクセシブルな書籍等の団体貸出を行った。			児童生徒ひとり一人に応じた資料提供等の支援
アクセシブルな書籍の収集・政策の継続。学校との連携強化。 令和7年度に「市立図書館活用の手引き-市立小学校・中学校などの先生方へ-」を改訂して、読書バリアフリー資料の利用方法を追加予定。						

令和6年度からの障がい者支援計画実施状況

第2章 地域での暮らしを支えるために

施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
					今後の方向性(A:改善)
1ー(1)サービス利用の支援					
(ア)福祉サービスの適切な利用					
ホームページや区保健福祉センターの窓口等、様々な機会をとらえ、必要な情報を提供します。	<u>障がいのある方のための「福祉のあらし」</u>	障がいのある方や、そのご家族の方々向けに、障がい福祉に関する制度や施設を紹介した冊子を作成している。ホームページに原稿を掲載する他、点字版と音声版を隔年で作成している。			予定どおり作成
		作成部数 36, 500部			引き続き作成し、必要な情報を広く提供するよう取組む。
障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、集団指導の場等を通じて「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用を促進を図ります。	<u>「意思決定支援ガイドライン」の周知</u>	令和6年度の集団指導において、障がい福祉課と連携し「障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン」について周知を行った。			障がいのある人の意思を尊重したサービス提供が行われるよう、引き続き周知を行う必要がある。
					今後も引き続き、集団指導において「障害福祉サービス等の提供に係る 意思決定支援ガイドライン」の活用を促進を図っていきます。
事業者への指導・監査での改善指導を通じ、障がいのある人が必要なサービスをより適切に利用できるよう取組みます。	<u>事業者等への指導監査</u>	令和6年度より運営指導チェックシステムを導入し、令和6年度は2,357件の事業所に対して運営指導を実施した。			事業所数が毎年増加傾向にあることから、今後も計画通りに実地件数向上させる取組が必要である。
					引き続き運営指導のICT化や委託内容の見直し等を行い、実施件数のさらなる向上を図っていきます。

(イ)人材の確保・資質の向上					
資格等を持ちながら職に就いていない人を対象とした復職支援研修や、事業者向けの求人・広報力向上研修等のほか、人材のすそ野の拡大に向けたアシスタントワーカー（いわゆる介護助手）の導入など、人材の確保を支援する取組を実施していきます。 人材の定着・育成に向け、スキルアップ研修やキャリア研修、ハラスメント対策、多職種や他事業所との連携の推進に取り組むとともに、事務負担の軽減や業務の効率化等に取り組みます。 障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等の取組を推進します。 国や府との役割分担や制度の動向等を踏まえ、人材の確保等について検討を進めるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。	社会福祉従事者研修の実施	大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上を図るために、福祉専門職研修や福祉人材確保支援研修等を実施 ・社会福祉施設職員等に対する研修や市民を対象とした講演会等の回数81回 ・認知症介護研修14回 ・延べ受講者数8,655名 ・2024年度 満足度の評価指数 年間平均:4.5			引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質を向上させる取組が必要である。
					効果検証を行い、引き続き福祉サービスを支える人材の確保やその資質の向上につながる取組を実施する。

(ウ) 成年後見制度の利用の促進					
判断能力が不十分であっても地域で安心して生活できるよう、地域の関係機関等が連携して、後見人とともに本人を支援する仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築を進めます。	大阪市成年後見支援センター事業	・昨年度に引き続き、成年後見制度の利用促進のために「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を進めた。 ・具体的には、大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを整備した。 ・「協議会」には、3つの部会(制度利用促進・市民後見人・点検評価)を設置し、成年後見支援センター・福祉局・3士会(弁護士会・社会福祉士会・司法書士会)を中心として、家庭裁判所とも連携しながら取り組みを進めた。 ・相談支援機関(区役所・地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター・地域活動支援センター(生活支援型))が「チーム」を形成して適切に支援できるよう、研修を行った。 ・成年後見支援センターと福祉局が随時後方支援を行った。 ・協議会からチーム会議の場に、必要に応じて「専門職」を派遣【令和6年度 37件派遣】 ・協議会の機能を果たすため3つの部会を年全20回開催【令和6年度 制度利用促進6回・市民後見人12回・点検評価2回開催】 ・全相談支援機関に対して制度利用促進研修を実施【令和6年度 基礎編4回、応用編1回実施】			・相談支援機関職員が、制度利用を必要とする方に早期に気づき、本人の意思決定に基づく適切な支援ができるよう、引き続き研修等を強化するとともに、効果的な専門職派遣の利用を促進することが必要。
		・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するための広報物の作成を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。 ・障がいがある本人向け制度説明用リーフレット(相談支援機関設置)の作成・配付 (年間155部) ・金融機関向けリーフレット改訂版の作成・配付 (年間6,140部) ・申立て支援ハンドブックの作成・配付 (年間274部) ・制度説明会(セミナー等)は、要望に応じて随時開催 (令和6年度 7回開催) ・対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要。			・各部会では専門的な知見により、それぞれの分野について引き続き協議し、効果的な取り組みを進めていく。 ・相談支援機関職員のスキル向上と対応の標準化を図るため、マニュアルを随時改訂していく。 ・専門職派遣の利用を促進するため、さらなる周知が必要である。 ・専門職の助言の平準化をはかるため、派遣される専門職が集い、事例検証等を行う。
成年後見制度の認知度はいまだ高いと言える状況ではなく、引き続き、効果的な周知方法等を検討し、制度理解を促進します。	大阪市成年後見支援センター事業	・判断能力低下の比較的早い段階から本人の意思により申立てできるよう、広く制度を普及啓発するための広報物の作成を行った。 ・地域や施設等に出向いて制度説明会を実施し、普及啓発に努めた。 ・障がいがある本人向け制度説明用リーフレット(相談支援機関設置)の作成・配付 (年間155部) ・金融機関向けリーフレット改訂版の作成・配付 (年間6,140部) ・申立て支援ハンドブックの作成・配付 (年間274部) ・制度説明会(セミナー等)は、要望に応じて随時開催 (令和6年度 7回開催) ・対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要。			・対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要。
		・対象者ごとに広報を行うとともに、まだ制度利用の対象となっていない人にも広く広報が必要。			・当事者団体との連携やインターネットでの情報発信の充実など、更なる効果的な広報周知方法について法改正への対応も含め利用促進部会において検討していく。

大阪市成年後見支援センターにおいて、市民の特性を生かし、地域において身近な立場で後見活動を行う「市民後見人」の養成や活動支援を行います。	・市民後見人の養成	・市民後見人のバンク登録者を増やすため、市民後見人の活動について広報啓発を行うとともに、受講者のニーズに配慮した養成方法を検討した。 ・5月にオリエンテーションを開催(計7回) ・7～8月に基礎講座(4日間)を市内北部と南部に分けて開催 ・10～12月に実務講習(6日間)を市内北部と南部に分けて開催(R7.3末までに講座修了者39人、バンク登録者35人)			・多くの人に市民後見人の活動や必要性を理解してもらえるよう、引き続き効果的に普及啓発する必要がある。
					・市民後見人部会では、養成講座に参加しやすいように、開催場所・開催方法・時間帯・内容等を検討していく。また、関係機関にも市民後見人について、理解を深めてもらう場(研修や交流会など)を設けることで、市民後見人の活動を支援する。
福祉サービス利用援助、日常生活の金銭管理サービス等を行う「あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)」について、ニーズを見極めながら、地域に密着した事業展開を図るよう支援するとともに、成年後見制度への移行が必要な人が円滑に移行できるよう体制の整備を図ります。	・大阪市成年後見支援センター事業 ・あんしんさぼーと事業	・あんしんさぼーと事業相談員に対して成年後見制度の研修を行い、事業と制度のすみわけを理解し、必要な方を制度移行に繋げるための取り組みを進めた。 ・あんしんさぼーと事業相談員・生活支援員に、成年後見制度の研修を実施(2回) ・あんしんさぼーと利用開始の相談の段階であんしんさぼーとよりも成年後見制度の利用が望ましい方には制度利用を案内する等、適切に連携した。 ・あんしんさぼーと事業相談員と連携により、制度移行が望ましい方と随時面接(令和6年度 82人移行)			・あんしんさぼーと事業利用者の中で制度利用が望ましい方においては、制度利用の必要性を理解されず、制度利用を希望されていない方も多い。
					・制度利用促進部会においては、制度利用の必要性を理解してもらうための効果的な方法等を引き続き検討する必要がある。

1ー(2)相談支援及びその体制の充実

(ア)相談支援事業の充実					
各区に設置する障がい者基幹相談支援センターが、区域における障がい者支援の相談窓口としての中心的な役割を果たすことができるよう、支援体制や専門性の確保などの機能強化に向けて取り組みます。	障がい者相談支援事業 (各区障がい者基幹相談支援センター)	・各区障がい者基幹相談支援センターは、区域の中心的な相談支援機関としての役割を果たすため、障がい福祉サービスの利用に関する相談支援に加え、支援困難ケースへの対応、指定相談支援事業所の後方支援、自立支援協議会への主体的参画等を行う。 ・令和6年度より主任相談支援専門員を含む3名を常勤職員として配置し、体制を強化			困難事例や複合課題に的確に対応するため、それぞれの障がい特性に応じた支援を提供できるよう専門性の確保が必要。
					引き続き、区域の中心的な相談支援機関として適切な相談支援を実施するとともに、人材育成や地域づくりを担えるよう、職員の専門性の確保、支援力の向上をめざす。
相談支援従事者が専門性の高いケアマネジメントを実施できるよう、相談支援専門員に対する研修の充実を図ります。	障がい者相談支援調整事業	障がい者相談支援研修センターにおいて、相談支援専門員に対する専門的研修を実施するとともに、支援の難しいケースに対する専門的な助言・指導が可能な専門家(スーパーバイザー)を派遣する体制を確保する。			相談支援専門員のさらなるスキルアップを図る必要がある。また、相談支援の質の向上のため、適切なスーパーバイザーの派遣が求められる。
					相談支援専門員向けの研修について、積極的な開催をめざす。また、実践的な助言・指導が可能なスーパーバイザーの確保に努める。

区障がい者基幹相談支援センターと、区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）が連携して、相談支援事業所やサービス提供事業所、就業・生活支援センターとのネットワークを築き、区域のサービス提供事業所等の状況を把握し、相談支援事業において適切に活用できるよう努めます。	<u>障がい者相談支援事業（各区障がい者基幹相談支援センター）</u>	各区障がい者基幹相談支援センターは、各区地域自立支援協議会へ主体的に参画し、様々な機関によるネットワークの構築を図り、社会資源の情報等を他機関と共有する。また、地域課題を総合的に集約し、地域ニーズに合わせて社会資源の改善・開発に取り組む。			各地域の特性に合わせた取り組みができるように、地域の関係機関との連携を強めていくことが必要。
	<u>地域活動支援センター（生活支援型）</u>	専門相談員による相談支援とあわせて、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 9か所			引き続き、各区保健福祉センターや地域活動支援センター（生活支援型）等と連携を図り、各区地域自立支援協議会の円滑な運営に努める。
					施設数は維持しており、基幹相談支援センター等との連携は一定進んでいると考えるものの、今後より緊密に行っていく必要がある。
					支援のネットワーク作りに向け、引き続き基幹相談支援センター等と連携を実施していく。
複合的な課題を抱える世帯に対しては、地域包括支援センターなど、他の施策分野における相談支援機関と連携して適切な相談支援に努めます。	<u>障がい者相談支援事業（各区障がい者基幹相談支援センター）</u>	・各区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した会議等への参加。			他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。
					複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制（つながる場）等を活用した連携の強化に努める。
各区の障がい者基幹相談支援センターに主任相談支援専門員を配置する等、地域の人材育成や支援体制づくりに取り組みます。	<u>障がい者相談支援事業（各区障がい者基幹相談支援センター）</u>	・主任相談支援専門員を常勤職員として配置するなど、各区障がい者基幹相談支援センターの支援体制を強化。 ・大阪市において望まれる主任相談支援専門員の役割を検討			地域全体の支援力を高めるため、人材育成、地域づくりの取り組みが必要
					引き続き、区域の中心的な相談支援機関として適切な相談支援を実施するとともに、人材育成や地域づくりを担えるよう、職員の専門性の確保、支援力の向上をめざす。
ピアサポーター等の当事者スタッフが、自らの障がいや疾病の経験を活かしながら、ピアの立場から相談に応じ、障がいのある人の自立を進めます。	<u>障がい者相談支援調整事業</u>	障がい者相談支援研修センターにおいて、障がい者ピアサポーター研修を開催し、ピアサポート活動を促進する。 また、障がい者基幹相談支援センターにおいて、必要に応じて当事者スタッフによる支援を実施する。			障がい当事者の立場による相談支援の充実のため、ピアサポーター養成講座の開催が必要。
					引き続き「大阪市障がい者ピアサポート研修（基礎研修・専門研修）」を開催し、ピアサポート活動の促進を図る。

計画相談支援、地域相談支援、障がい児相談支援を必要とする人が適切に利用できるよう、相談支援事業者の確保に向けた取組を進めるとともに、報酬体系の抜本的な改善などを国に求めています。	障がい児相談支援	障がい児相談支援の利用を通じ、障がい児やその家族が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図る。 【実績】 月あたり利用実人員 3,694人			障がい児相談支援事業所は一定の割合で増加しているが、障がい児通所支援利用者も増加しており、さらなる相談支援提供体制の強化が必要
	計画相談支援・地域相談支援	計画相談支援に関する業務内容や報酬の取扱い等について、日常的に事業者へ周知・案内するなど、円滑な事業実施を図るとともに、国に対して、相談支援事業所の参入が進み、事業所運営が成り立つ報酬体系とするよう要望した。また、各区の保健福祉センターや地域自立支援協議会、障がい者基幹相談支援センターにおいて相談支援従事者研修の課題実習の受け入れを行う等、相談支援専門員の養成に協力した。			指定相談支援事業所は一定の割合で増加しているが、障がい福祉サービス受給者数も増加しており、さらなる相談支援提供体制の強化が必要。
					相談支援事業の制度的課題を整理し、大阪府とも連携しつつ、国に対して改善の要望を行う。また、確実な相談支援専門員の増加につながるよう、初任者研修における市町村推薦を活用する。さらに、機会を捉えて指定相談支援事業所の充実を働きかける。
(イ) 相談支援体制の強化					
区保健福祉センター、心身障がい者リハビリテーションセンター、こころの健康センター、こども相談センターなどの関係機関が相互の連携を深め、区障がい者基幹相談支援センター等の相談支援機関と連携して福祉課題に対応していきます。	障がい者相談支援事業 (各区障がい者基幹相談支援センター)	各区障がい者基幹相談支援センターは、地域包括支援センター等の各種相談支援機関との連携を進めることで「地域の体制づくり」機能を強化し、区障がい者基幹相談支援センターとしての専門性を発揮する。 ・地域ケア会議やケース会議等への参加			他機関との連携を強化しつつ、各区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。
					複合的な課題の解決に向け、総合的な相談支援体制(つながる場)等を活用した連携の強化に努める。

既存の仕組みでは解決できない複合的な課題を抱えた人や世帯に対して、区保健福祉センターが「調整役」となり、関係者が一堂に会して支援方針を話し合う「総合的な支援調整の場(つながる場)」を開催する等の取組により、相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の充実を図っていきます。	総合的な相談支援体制の充実	・令和元年度より全区において事業を実施しており、各区において「つながる場」を開催するなど着実に取組を進めている。 【令和7年3月末実績(24区計)】 相談受付件数 368件、つながる場開催件数 166件 ツール等の開発 28件、研修会等の開催 50件 ・福祉局は各区の事業進捗状況を把握するとともに、区担当職員のスキルアップを目的とした事業担当者研修会を開催している。 ・研修会においては、関係事業等の在り方や制度を学び、各区の事業取組内容や好事例の共有等を行うことにより、事業担当職員のスキルアップに向けた取組を実施した(4月・8月・2月に実施)。また、つながる体制推進員(会計年度任用職員)向けに研修(6回)を実施し、各相談支援機関や福祉制度について、理解を深めた。 ・研修内容の共有や各区にて開発したツール等の好事例について情報共有するなど、必要な後方支援を行った。 ・福祉局にスーパーバイザーとの調整業務等を集約化することにより、効果的・効率的な助言を受けることができる体制(SVバンク)を構築し、各区の取組を支援している。			引き続き支援機関との連携を深め、市全域において事業の水準を高めていく必要がある。 ・研修会の開催や好事例を共有し、市全域において事業の水準を高めていく。
---	----------------------	--	--	--	--

見守り相談室では、要援護者の名簿を整備し、その情報を地域に提供して見守りにつなげるとともに、福祉専門職員が孤立する世帯等を積極的に訪問し、地域の見守り活動や必要な福祉サービスへつなげるなど、地域の見守りネットワークの強化を図ります。	地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業	・CSW研修会を開催 5回 ・複合的な課題を抱える人に対しては、「総合的な支援調整の場(つながる場)」を活用し、課題解決に向けて、連携した取り組みを実施。 ・相談件数 75,696件			地域の見守り活動の活性化にむけた取り組みや、複合的な課題を抱える事例への対応が求められており、それらの課題解決にむけた取り組みをすすめるため、引き続きCSWの資質向上に取り組む必要がある。 引き続きCSWの資質向上に向けた取り組みを行い、地域の見守りネットワークの強化に努めるとともに、支援が必要な人を地域での見守り活動や適切な福祉サービスにつなげるよう取り組んでいく。
障がいのある人の権利を擁護できるよう、人権啓発・相談センター、区役所において、引き続き人権相談に対応します。	人権相談	「人権啓発・相談センター」の相談窓口の認知度 30.2% 専門相談員による人権相談 延 609件 区役所人権相談 延 16件			認知度の向上が必要 相談事業の認知度を向上させる
ヤングケアラーを含め家族が介護を担っている世帯等に対しては、障がいのある人と介護者の双方が自分らしい生活を送れるよう、相談窓口や障がい福祉サービス等に関する情報提供に努めるほか、関係機関との連携により適切な支援につなげるよう取り組みます。		障がいのある方の支援に関する相談の際などに活用いただくため、市内の市立小・中学校及び府立高等学校へ障がい者基幹相談支援センターの案内チラシを送付し、教職員やスクールカウンセラー等へ相談窓口を周知。			本人だけでなく、家族が福祉サービスや社会資源を必要としている場合もあるため、相談窓口や障がい福祉サービス等に関する情報提供に努める必要がある。 引き続き、各区障がい者基幹相談支援センターの周知を行い、地域における生活を支援していく。
発達障がいのある人とその家族が、身近な地域で適切な相談支援が受けられるよう、発達障がい者支援センター(エルムおおさか)による関係機関、事業所への啓発、研修、機関支援の充実に努めます。	発達障がい者支援センターにおける相談支援	・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 - 啓発講座 21回 延べ914人 - 機関支援 127回 - 親支援講座 135回 延べ2,034人 ・発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 - 相談・発達支援 1,827件 - 就労支援 872件			発達障がいの理解啓発のため、継続した取組が必要である。 今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。

精神障がいのある人の複合的課題に対応するため、地域における精神保健福祉相談の充実を図り、区保健福祉センターと地域活動支援センター（生活支援型）、区障がい者基幹相談支援センター間の連携強化を図ります。	こころの健康センターにおける相談支援	こころの悩み電話相談(2,606件) ひきこもり相談【電話・面接・訪問】(846件) 自死遺族相談【電話・面接】(99件) 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】(620件) でかけるチーム精神保健相談(延46件)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
	専門医による精神保健福祉相談事業	医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。(682回、延1,775件)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
	地域生活安定支援事業	回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。(277回、延1018人)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
	精神保健福祉相談	精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。(実人数3,122人、延人数32,629人)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
こころの健康センター、地域活動支援センター（生活支援型）は、精神障がいに係る困難ケースや地域移行等への対応について、相談支援事業所への専門的な助言・指導を行います。	精神保健福祉訪問指導	保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談支援を行う。(実人数1,114人、延人数2,960人)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知

改正「精神保健福祉法」で創設された入院者訪問支援事業において、精神障がいのある人の意向に応じて訪問支援員を派遣し、生活に関する相談や必要な情報提供等を行い、精神障がいのある人の権利擁護に取り組みます。		大阪府、大阪市、堺市と共同実施事業。 令和6年12月20日から受付を開始し、令和7年1月から入院者訪問支援事業を開始。(受付案件数9件、うち訪問件数7件)			事業周知による事業利用者の確保
					リーフレット等を利用した事業周知
区保健福祉センターにおいて難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象に個別相談支援に取り組むとともに、特定医療費の支給認定業務を通じて「障害者総合支援法」に基づく給付の対象について周知を図るなど、必要な情報提供を行います。	難病患者面接・訪問相談事業	患者とその家族が抱える日常生活上の悩みについて保健師等による個別の相談指導を行うことにより療養生活の不安軽減を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な患者に対する適切な援助を行い、療養生活の安定、QOLの向上を図る。			引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある。
		保健師研修理解度 97.0%（難病・長期療養児同時開催） 面接数（延べ） 5443人 訪問数（延べ） 745人			引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る。
	長期療養児等療育指導事業	小児慢性特定疾病児等長期にわたり療養を必要とする子どもと家族に対し、家庭看護、福祉制度の紹介、精神的支援、その他日常生活に必要な内容について、各区保健福祉センターの保健師が訪問や面接により療養生活状況を把握し、必要な情報提供を行うとともに相談指導を行う。			引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る必要がある。
		保健師研修理解度 94.1%（難病・長期療養児同時開催） 面接数（延べ） 1,185人 訪問数（延べ） 302人			引き続き区保健福祉センターの保健師が対象者への支援、情報提供を適切に行えるよう研修内容の充実を図る。

(ウ) 地域自立支援協議会の活性化					
市及び区地域自立支援協議会は、障がいのある人の地域における自立した生活を支援するため、それぞれの圏域における関係機関や関係団体、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・保育・就業を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の相談支援体制の充実に向けた協議を行っています。 区地域自立支援協議会では、地域の実情に応じた取組が進められてきていますが、より一層活性化し、地域課題や困難事例の解決が進むよう取り組みます。また、様々な分野の関係機関によるネットワークを構築し、各機関や事業所の円滑な連携と適切な支援の推進に努めます。 改正障害者総合支援法において、地域自立支援協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による情報提供についての努力義務が設けられることから、個別事例の検討を通じて地域の支援体制の整備が進むよう、必要な体制確保に取り組みます。 市地域自立支援協議会では、区地域自立支援協議会の更なる活性化に向けて、必要な助言や支援ができる体制づくりを行います。また、区地域自立支援協議会が集約を行う諸課題について、市地域自立支援協議会で施策の方向性の検討や取組を進めます。	地域自立支援協議会	市、区において、それぞれの圏域における地域課題や支援体制の整備について協議を行う。 各区地域自立支援協議会においては、必要に応じて部会等を設置し、多様な機関等によるネットワークを構築するとともに、支援に関する情報の共有、地域課題の明確化、地域ニーズに合わせた社会資源の改善・開発などの活動に取り組んだ。 市地域自立支援協議会においては、学識経験者をはじめ、医療・就業も含めた多様な支援関係者による協議の場として、障がい者施策の方向性について専門的見地から検討を進めた。 各区の地域課題のうち、区地域自立支援協議会において全市レベルの課題と認識されたものを集約し、市地域自立支援協議会で検討を行った。			地域自立支援協議会の一層の活性化や、市地域自立支援協議会における全市的地域課題の検討が必要。
					各関係機関や関係団体等と連携し、地域の支援体制について引き続き協議を進めていく。 各区地域自立支援協議会については、その活性化が図られるよう、各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが連携して地域の実情に応じた活動を進めるとともに、活動状況等について全区へ情報提供する。 市地域自立支援協議会においては、地域の課題を踏まえて、全市的な施策について検討を行う。

1-(3) 虐待防止のための取組

(ア) 障がい者虐待の防止のための啓発					
虐待の防止、早期発見につながるよう、広く市民に対して啓発や広報を行います。	虐待防止に関する広報啓発物	リーフレット等を作成し、区役所・障がい者基幹相談支援センター、関係機関等へ配布した。 ・クリアファイル、卓上カレンダー 計5,600部 ・リーフレット 20,000部 ・ハンドブック 3,500部			区役所、障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業等による会議や研修において配布し、障がい者虐待の通報相談窓口の周知及び啓発に活用され、通報、届出件数も増加した。
					今後も引き続き啓発物の作成、配布により効果的な広報啓発を継続する。
	障がい者虐待防止研修会	市民や施設従事者等を対象に障がい者虐待防止啓発講演会をWEB配信により実施。(R7.2.10～R7.3.3) WEB配信申込者:1,530名			講演会について、WEB配信を定着させたことにより、参加申込が年々増加している。
					引き続き同水準以上の参加者が見込めるよう効果的な講演会の方法や内容を検討する。
(イ) 養護者等による虐待への対応					
区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターは、関係機関と連携し、養護者の介護負担の軽減や経済状態の改善等、家庭内の問題解消に向けて必要な支援を行います。	養護者等による虐待防止への対応	各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となり、756件(速報値)の相談・通報・届出を受け、対応を実施した。			障がい者虐待の通報・届出は増加傾向にあり、引き続き各区の体制整備が必要。
					今後も引き続き各区保健福祉センターと各区障がい者基幹相談支援センターが通報・届出窓口となって、適切な対応を図っていく。
	障がい者相談支援事業 (各区障がい者基幹相談支援センター)	各区障がい者基幹相談支援センターにおいては、虐待にかかる養護者等からの相談にも応じ、障がい福祉サービスの利用など、養護者の負担軽減を通じて虐待の防止に向けた取組を行う。			関係機関とも連携しつつ、世帯全体への支援にも取り組んでいる。
					各区保健福祉センター等とも連携し、養護者等への支援にも引き続き取り組む。

休日・夜間を含めた通報受付体制を整備し対応を行うとともに、養護者からの虐待によって生命または身体に危険が生じ、緊急に分離が必要な場合には、区保健福祉センターが緊急一時保護等を行い、身体面での安全と精神的な安定を確保します。	要援護障がい者緊急一時保護事業	一時保護3件			広報啓発活動の成果により、虐待を受けたと思われる障がい者の早期通報・届出が行われ、虐待が深刻化する前に対応した結果、少数にとどまっている。 生命又は身体に重大な危険が生じるおそれがあると思われる緊急性のある事案は、常に生じるおそれがあるため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保が必要である。また、障がい特性に応じた対応が可能な施設の確保が困難となっている。
					虐待を受けた障がい者の身体面の安全と精神的安定のため、引き続き、障がい者を一時的に保護可能な体制の確保を図っていく。
区保健福祉センターや区障がい者基幹相談支援センターにおいて適切に対応できるよう、専門職による助言を行うなどの後方支援を行います。	専門相談事業	対応が困難な養護者による障がい者虐待事案等について、専門相談を3件実施した。			対応が困難な虐待事案について、弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な対応の参考とした。
					引き続き、対応が困難な虐待事案について、積極的に弁護士及び社会福祉士の専門的な助言を受け、適切な判断、対応が可能となるよう後方支援を行う。

(ウ) 障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応					
障がい福祉サービス事業者等に対して、集団指導等において人権・権利擁護に関する研修を実施し、虐待の未然防止に努めます。	障がい福祉サービス事業所集団指導	令和6年度集団指導の場を活用し、「障がい者虐待の理解と防止」や「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」等を資料にて周知を行った。 なお、令和6年度集団指導では、11,029事業所(全体の約83.6%)が受講した。			障がい福祉サービス事業所等の約8割が集団指導を受講しており、目標は概ね達成できたものと思われるが、今後も集団指導の参加率の維持・向上のため、未受講の事業所等に対して、受講勧奨を行っていく必要がある。
					今後も引き続き、集団指導等において障がい者等の人権・権利擁護・虐待防止に関する研修の取組みを実施する。
虐待が疑われる事案が発生した場合には、関係部局と連携し、速やかに事実確認を行います。また、虐待事案については、事業者に対して再発防止のための改善を求めるとともに、事業者指導・監査の取組を強めます。	障がい者福祉施設従事者等による虐待への対応	福祉局運営指導課が通報・届出窓口となり、96件の相談・通報・届出を受け、局内各課で連携し対応を実施した。			前年度の75件より減の96件の通報件数であったが、虐待判断件数は前年度の26件より減の23件であった。
					今後も引き続き関係課で連携し、適切な対応を図っていく。
(エ) 使用者による虐待への対応					
使用者による虐待についての通報等を受け付け、都道府県や労働局をはじめ市町村や関係機関等との連携及び情報共有を図りながら、障がいのある人の社会参加が円滑に進むよう、適切に対応を行います。	使用者による虐待への対応	福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援)が通報・届出窓口となり、17件(速報値)の通報・届出を受け、必要に応じて大阪府及び大阪労働局に通知した。			受理した通報、届出に対し、適切に対応した。
					今後も福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援)が市町村の通報・届出窓口として、適切な対応を図っていく。
(オ) 関係機関の連携体制の構築					
市及び区においては、高齢者虐待等への対応も含めた地域のネットワーク強化を図るため、相談支援機関や福祉サービス事業者、弁護士、社会福祉士等の専門職、警察などさまざまな関係機関で構成する虐待防止連絡会議を定期的開催するなど、引き続き関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化、ネットワークの構築を進めます。	障がい者虐待防止連絡会議	関係機関、関係団体との情報の共有化や連携強化を進めるため、障がい者虐待防止連絡会議を開催した。 市: 1回 区: 計25回開催			障がい者虐待防止連絡会議を開催し、行政、関係機関等が、障がい者を取り巻く状況や考え方を共有した。
					引き続き、市レベルだけでなく、区レベルでも地域の特性に応じた課題の共有等により関係機関の連携強化に努めていく。

(カ) 精神科病院における精神障がい者虐待への対応					
改正「精神保健福祉法」において、精神科病院における精神障がい者虐待について通報制度が規定されましたが、通報を受けた場合の立入検査や改善指導等だけでなく、精神科病院職員への人権問題に関する啓発や療養環境の向上に向けた取り組み等を通じた虐待の未然防止を推進します。また、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、予告期間なしに実地指導を実施します。		27件の通報対応を実施し、虐待を疑われる事案なしのため、実地指導の実施はなし。 未然防止のために病院へ助言等を実施した。			虐待の有無における適正な判断
					今後も引き続き通報窓口として適切な対応を図っていく。
2ー(1) 在宅福祉サービス等の充実					
(ア) 訪問系サービス及び短期入所の充実					
居宅介護をはじめとする訪問系サービスについて、個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズ把握を行いながら事業のあり方を検討し、推進を図ります。	居宅介護	(事業内容) 居宅における入浴、排泄、食事、通院の介護等を行う。 (実績: 月あたり) 17,330人、428,788時間			前年度から利用者数、利用時間数ともに増加しており、サービスのニーズは高い。
					個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。
	重度訪問介護	(事業内容) 重度の肢体不自由者等で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。 (実績: 月あたり) 1,742人、280,433時間			前年度から利用者数、利用時間数ともに増加しており、サービスのニーズは高い。
					個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。
	同行援護	(事業内容) 視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対して、外出時において必要な支援を行う。 (実績: 月あたり) 1,374人、36,318時間			前年度から利用者数、時間数ともに増加しており、サービスのニーズは高い。
					個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。

		(事業内容) 知的・精神障がいにより、行動上著しい困難のある方で、常時介護を必要とする方に対して、外出時の介護等行動する際に生じる危険を回避するための介護を行う。 (実績: 月あたり) 739人、17,156時間			利用者数及び利用時間数が大きく増加しており、サービスとしてのニーズは高いと考える。 引き続き個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。
2018(平成30)年4月から入院中の医療機関における重度訪問介護の利用が一部可能となりましたが、今後も常時介護や医療的ケアなど利用者のニーズに応じた適切なサービス提供が行えるよう、重度訪問介護の対象拡大や報酬の見直しなどの必要な改善について国に働きかけていきます。	重度訪問介護 等	令和6年4月の報酬改定において、入院中の重度訪問介護の利用対象者について、区分6の方のみだけではなく区分4以上の方を対象とする制度改正が図られたことで、入院時のコミュニケーション支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるようになった。			改正内容について、周知していく必要がある。 支援を必要とする対象者がもれなく利用できるように改正内容についての周知を引き続き実施する。
移動支援事業について、障がい種別にかかわらず、外出支援のニーズに対応できるよう、国の責任において全国統一した基準を設けるとともに、自立支援給付に含めるよう制度の見直しや、十分な財源措置を講ずるよう国に働きかけていきます。	移動支援事業	移動支援事業は、単独での外出が困難な障害者には必要となるサービスであり、今後も大きな需要が見込まれる。そのため、万全の財政措置を講じることを二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議より国に強く要望している。それと同時に、全国統一した基準となるよう、移動支援事業の個別給付化についても要望を行っている。			計画通り国への要望を行うことができた 移動支援事業の個別給付化と万全な財政措置を引き続き国に要望していく
短期入所について、必要な時に利用できるようにするためには、サービス基盤の確保が必要であることから、安定して事業所が運営できるように国に対し報酬改定を含む制度の見直し等を働きかけていきます。	短期入所(ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、当該施設において、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行う。 (見込) 月あたり1,321人、10,573日 (実績) 月あたり1,549人、13,963日			障がい児の介護者のニーズが見込を上回ったことにより、全体として実績が見込を上回った。 引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
また、介護者の疾病等の理由により居宅で介護が受けられないなどの緊急時への対応だけでなく、利用者の心身の状況等を勘案して必要に応じた利用が可能であることを周知していきます。		事業者や利用者及び区役所等から問合せ等があった際に、緊急時への対応だけでなく、必要に応じた利用ができる旨を回答する等の対応をしている。			制度の理解は進んでいると考える。 引き続き、周知を行っていく。

サービスの利用が必要な時に円滑に利用できるよう、情報提供等の仕組みづくりについて検討していきます。	事業者の情報提供	障がい福祉サービスに関する事業者指定のある事業者リストをホームページに掲載するなど、サービス利用時に必要な情報提供に努めています。			適切に情報提供を行っていく必要がある。
					引き続き、情報提供を行っていく。
(イ) 地域生活支援拠点機能の充実					
障がいのある人の重度化・高齢化や家族(支援者)の高齢化、「親なき後」に備え、市域の事業者どうしが連携して地域生活を面的に支援するため、「地域生活支援拠点等」の機能の充実を図ります。	地域生活支援拠点等	・事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制の充実を図るため、指定事業所を地域生活支援拠点等として登録する制度について周知を行った。 ・「体験の機会・場」の機能として、親元からの自立に向けた一人暮らし体験を支援する事業や、地域移行の検討を希望する施設入所者の外出を支援する事業について、利用を促進するため、案内チラシの配布や障がい者支援施設の訪問等により周知を行った。			地域生活支援拠点等の各機能の運用状況を検証し、さらなる機能の充実を図る必要がある。
					市地域自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の各機能について運用状況の検証を行い、その充実を図る。
(ウ) 福祉用具利用や住宅改修に関する相談事業の推進					
個々の障がい状況や生活実態に適した福祉用具が入手しやすくなるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、品目の追加・見直しや基準の改定等について検討するなど、より効果的な給付に努めます。	補装具・福祉機器普及事業	・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談(一般相談・専門相談・来所相談・訪問相談)、情報提供、指導・助言、福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行う等 延相談件数: 4,958件			平成25年に障害者総合支援法の中に難病枠が定義付けられ、重度障がい者用意思伝達装置、車椅子、座位保持装置等の補装具適合に関する高度な専門技術が求められている。
					障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直接的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後必要である。
	補装具費の支給	●令和6年度支給実績 7,005件			補装具費の支給対象者に確実に補装具費を支給することができた。
					引き続き、補装具費の支給対象者に確実に補装具を支給するため、更生相談所(リハセン)と連携しながら研修等により各区の補装具費支給事務担当職員の知識向上を図るとともに関係予算の確保に努める。
	重度身体障がい児(者)日常生活用具給付事業	●令和6年度給付実績 65,525件 ●日常生活用具に係る情報収集・共有、課題の抽出や解決方策の検討を目的とし、2種の会議を開催。 ①検討会議(外部委員からの意見聴取): 令和6年7月24日 ②担当者会議(市民からの要望や課題等の収集): 令和6年12月19日			日常生活用具の給付対象者に確実に当該用具を給付することができた。 また、時勢に対応した的確な事業となるよう2種の会議を開催し、日常生活用具に係るニーズの把握並びに福祉用具や同市場に係る最新情報の収集、事業内容の検討を行った。
					引き続き、日常生活用具を確実に給付するための予算確保に努めるとともに、2種の会議を活用して、時勢に対応した的確で効果的な事業とするよう、事業内容や品目の見直し等について検討し、見直しが必要な内容については施策(事業)に反映するよう努める。

住宅の改修についての具体的な相談の実施及び改修費助成事業の推進を図ります。	補装具・福祉機器普及事業福祉機器普及事業における住宅改修相談会	住宅改修に関する相談 相談件数:321件			主に神経難病等による重度障がいのある人からの相談が多く、症状の進行にも対応する必要があり、住宅改修よりも補装具・福祉機器の適用による対処方法で問題解決を図ることが多い状況にある。
					障がいのある方の自立支援・QOL の向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく必要性がある。
	重症心身障がい住宅改修費の助成	●令和6年度給付実績 36件			住宅改修費の一部を給付し、障がい児・者の住環境を改善することにより、地域における自立を支援することができた。
					引き続き、障がい児・者の地域における自立を支援するため、住環境改善に係る費用の一部を給付できるよう関係予算の確保に努める。
(エ) 所得保障の充実					
年金制度をはじめとした所得保障制度の充実及び無年金者への対応を強く国に働きかけます。	年金給付水準の引き上げ	年金給付水準の引き上げについて改善措置を講ずるよう国へ要望した。			国の制度であるため即時の要望達成が困難である。
					引き続き国へ要望を行う。
	特別障がい者手当、福祉手当等の支給	身体・精神に著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある方に手当を給付 特別障がい者手当 4,071人 障がい児福祉手当 1,835人 (経過的)福祉手当 62人 合計5,968人			(経過的)福祉手当については、制度上減少傾向。 特別障がい者手当については増加、障がい児福祉手当については減少傾向で推移。
					重度障がい者・児に対し手当を支給し、生活の安定を図る制度であり、継続的な実施が必要
	特別障がい者手当、福祉手当等の支給	外国籍等の制度的に無年金の障がい者に対して、救済措置として、給付金を給付 36人			制度上、減少傾向で推移。
					年金法の制度上公的年金(障がい基礎年金等)を受給できない者に対し、給付金を支給する事業であり、継続的な実施が必要

2- (2) 居住系サービス等の充実

経過措置とされているグループホームにおける個人単位でのホームヘルプサービス利用について恒久的な制度とすること グループホーム利用者の居宅介護にかかる通院介助の回数制限を撤廃すること 入院・外泊時や日中の支援に対する一定の評価を行うなど、利用者に対して必要かつ十分な支援を行うことができるよう適正な報酬の単価を設定すること	グループホーム事業	(事業内容) 地域において共同生活する障がい者に対して、必要な家事等の日常生活上の支援や食事・入浴・排泄等の介護、相談支援等の援助を行います。 (実績) 月あたり利用人数 5,537人			グループホームの利用にあたり、重度の障がいのある方が増えており、現行基準で考えられているグループホームの人員だけでは支援できない部分がでてきている。
					引き続き事業を実施していくが、個人単位でのホームヘルプサービスの制度や、各種加算などの制度の継続について、利用しやすい制度となるよう、引き続き国に対して要望する。
医療的ケアの必要な障がい者、強度行動障がい者、高齢重度障がい者等、重度の障がいのある人に対する支援を十分に行えるよう、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価を設定すること		重度の障がいのある人に対する支援を十分に行うには、事業所の運営体制に配慮した適正な加算の創設及び報酬単価の設定が必要であるため、サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議より国に要望している。			計画通り国への要望を行うことができた
					引き続き国に対して要望する
生活保護・非課税世帯を対象とした上限月額1万円の家賃助成(特定障がい者特別給付費)について、「住まい」の選択を狭めることのないよう、負担軽減のために上限月額を引き上げること	グループホーム事業	グループホーム利用者の負担軽減のため、上限月額の引き上げについて国に対し要望した。			グループホームごとに家賃が決められており、利用者が希望しても家賃高額のため入居できないことがある。
					引き続き国に対して要望する。

グループホームの整備促進のため、引き続き、国の補助制度(新築)を活用した整備促進に努めます。	グループホーム整備助成事業	グループホームの新築について希望があれば、内容を確認し、国制度を活用し開所につながるよう補助を実施している。			グループホームの設置においては、土地の確保や近隣との問題により、開設に至らない事例もある。
					新築により開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげるよう支援していく。
また、本市においては、強度行動障がいなど重度障がいのある人の受け入れを促進するため、重度障がいのある人を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。	グループホーム整備助成事業	新たに強度行動障がいなど重度障がいのある人の受け入れに必要な住宅改造等の希望があれば、内容を確認し、負担軽減につながるよう丁寧に対応している。			グループホームでの重度障がい者等の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。
					重度障がい者等の受け入にかかる整備補助事業について、活用を希望する法人に対し、引き続き手続きを案内のうえ、支援していく。
都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者を利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。	グループホームの市営住宅活用	市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。			大阪市内の物件は、多額な費用がかかるため確保が困難なうえ、近隣住民の理解も得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するものの、希望する市営住宅に空きがない。
					グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所につなげる。
		事業実施戸数(令和6年度末時点):50戸 《内訳》 新規 5戸 継続 51戸 終了 6戸			法人が希望する市営住宅に空室がない場合が多い。
					関係局からの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行う。

2ー(3) 日中活動系サービス等の充実

生活介護について、送迎加算の拡充や重度障がいのある人の支援等に対応した適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。	生活介護	障がい者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものに、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。 (目標)月あたり7,152人、130,666日 (実績)月あたり7,242人、130,658日			精神障がい者の増加が見込を上回ったものの、全体としては見込と実績の乖離はほぼ無かった。
					引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
自立訓練について、リハビリテーション加算の充実など適正な報酬単価の設定を国に働きかけていきます。	自立訓練	障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通い、当該障がい者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。 (見込)月あたり 機能訓練:186人 1,956日 生活訓練:514人 8,317日 (実績)月あたり 機能訓練:155人 1,724日 生活訓練:486人 7,483日			生活訓練において、身体障がい者のニーズが見込を下回ったものの、全体としては見込と実績の乖離はほぼ無かった。
					引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援について、障がいのある人の就労を進めるうえで、重要なサービスです。支援がより効果的に行われるよう、障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化に取り組めます。また、多様な働き方のニーズに対応するなど、利用者の希望を踏まえた事業運営が行われるよう、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。	就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がい者又は65歳以上の障がい者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。))引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者に限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 (見込)月あたり1,508人、24,627日 (実績)月あたり1,578人、26,597日			精神障がい者の増加が見込を上回ったものの、全体としては見込と実績の乖離はほぼ無かった。
					引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。

		就労継続支援A型	企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労することが可能な者に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (見込) 月あたり4,416人、79,907日 (実績) 月あたり3,862人、71,586日			身体障がい者や知的障がい者のニーズが見込を下回ったことにより、全体として実績が見込を下回った。
						引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
		就労継続支援B型	企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち、企業等に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該企業等に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった者、その他の企業等に雇用されることが困難な者に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。 (見込) 月あたり13,797人、234,693日 (実績) 月あたり14,784人、279,948日			知的障がい者のニーズが見込を下回ったものの、精神障がい者の増加や、事業所数の増加により全体として実績が見込を上回った。
						引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
		就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)を利用して、企業等に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障がい福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。 (見込) 月あたり598人 (実績) 月あたり519人			ニーズが見込を下回り、実績が見込を下回った。 (参考_R6年度報酬改定により他の就労系障がい福祉サービスの一般就労中の一時利用が可能となった。)
						引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
今後新たに創設される就労選択支援事業については、障がいのある人が就労先や働き方についてより良い選択をするために、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った適切なサービス利用につながるよう、円滑な事業実施に努めます。		就労選択支援	—			—
						—

地域活動支援センター(活動支援型)について、障がいのある人への多様な日中活動のニーズに対応する社会資源として役割を果たせるよう、安定した運営ができるよう努めます。	地域活動支援センター(活動支援A型)	障がいのある方に対して、通所により、創作的活動や生産活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 31か所			施設数がやや減少している。
					引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。
	地域活動支援センター(活動支援B型)	障がいのある方に対して、通所により、創作的活動の機会の提供や社会との交流の促進や支援を行う。 施設数 5か所			施設数は維持しているものの、利用者数にばらつきがある。
					引き続き事業を実施していくが、今後必要に応じ事業所数増に向けた制度の見直し等も含め取り組んでいく。
地域共生型福祉サービスのモデル事業の実績を踏まえ、新たに位置づけられた共生型サービスが適切に運営されるよう努めます。		地域共生型福祉サービスに係る指定事業所の情報収集に努めた。			共生型福祉サービスを活用した場合の効果などが十分に検討されておらず、本市としての方向性が明らかになっていない。
					地域事情を踏まえた地域共生型福祉サービスの活用の方角性を見定め所要の措置を講じる。

2- (4) 障がいのあるこどもへの支援の充実

(ア) 障がいのあるこどもへの支援の充実					
障がいのあるこどもを早期に発見し、適切な支援を早期に受けることができるよう取り組むとともに、保護者やきょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえた取組を進めます。	障がい児支援	手帳や診断書を有していなくとも、乳幼児健診等で障がいが想定され支援の必要性が認められる児童等に対し、早期にかつ必要な支援が受けられるよう、手引きを作成し、各区保健福祉センターに周知している。			障がい児支援に係る利用者数及び利用日数が増加傾向にある。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。
児童発達支援センターが地域の障がい児支援の中核として専門的機能を活かし、障がい児相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者等と緊密に連携して、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する取組を進めます。	障がい児支援	障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域における中核的な支援機関として、障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する事業所への援助・助言を行う。 【実績】 11か所			児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。
児童発達支援や放課後等デイサービスについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を踏まえながら、サービス提供事業者の支援の質の向上と支援内容の適正化に向けて取り組んでいきます。	児童発達支援	障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 【実績】 月あたり利用実人員 6,215人 月あたり利用延べ日数 77,194日			事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加傾向にある。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供体制の確保と利用促進に向けた取組を図る。
	放課後等デイサービス	在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員 11,542人 月あたり利用延べ日数 145,417日			事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加している。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な支援を行う。 【実績】 月あたり利用延べ回数 12回			支給対象者の要件が限定されることから、サービスの利用実績が少ない。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。

保育所や幼稚園等における障がいのあるこどもの積極的な受入れを支援するため、障がいのないこどもの集団生活に適応するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援について、適切な報酬単価となるよう国に働きかけ、一貫した支援の推進につなげます。	保育所等訪問支援	保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数 1,972回			事業所数の増加に伴い、利用回数が増加している。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。
発達障がいのあるこどもを対象とした専門療育機関の確保や、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）によるペアレント・トレーニング等の充実により、発達障がいのあるこどもとその家族等の支援に努めます。	発達障がい児専門療育機関	自閉スペクトラム症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する個別的かつ専門的な療育及び保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人			低年齢児でも自閉スペクトラム症の診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組が必要。
					児童に対する個別的かつ専門的な療育及び保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。
重症心身障がいのあるこどもを対象とした児童発達支援センターや障がい児通所支援事業所の確保により、障がいの特性に配慮した療育支援を推進するとともに、適正な報酬単価となるよう国に働きかけていきます。	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 医療的ケアを必要とする障がい児等について、地域の児童発達支援・放課後等デイサービスにおける受け入れが進められている。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所 利用定員40人 主として重症心身障がい児を支援する ・児童発達支援 52事業所 利用定員301人 ・放課後等デイサービス 61事業所 利用定員359人			事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。
					児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。

医療的ケアが必要な障がいのある子どもやその家族が、身近な地域で安心して生活することができるよう、医療的ケアに対応した短期入所事業等の支援の充実を図ります。	医療的ケアに対応したショートステイ事業	重症心身障がいのある児童や医療的ケアを必要とする児童等（以下「重症心身障がい児等」とする）を介護している家庭において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、各指定短期入所事業所（医療機関）等への短期間の入所を必要とする場合に、重症心身障がい児等に対して必要なサービスを提供する。			障がい児の利用については障がい児の利用人数・日数ともにわずかではあるが増加しており、レスパイト等の利用ニーズは高い。
		月あたり平均 障がい児 39人、227日（全体80人432日）			利用者の利用状況や事業者の意見等を踏まえ、積極的な制度周知を行うほか、利用者にとって利用しやすいサービスとなるよう、事業の在り方について検討する。
	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業（重症心身障がい児者等医療型短期入所事業）	重症心身障がい児者等への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるよう、医療機関に対して業務委託を行った。 6医療機関で実施 延266件、1,946日利用			ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保が必要である。 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児（者）が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。
強度行動障がいや高次脳機能障がいのある子ども及び医療的ケアの必要な子どもの支援ニーズを把握し、障がい児通所支援等において適切な支援が行えるよう取り組みます。	児童発達支援 放課後等デイサービス	障がい児支援の給付決定に際し、保護者から勘案事項の聴き取りを実施するとともに、障がい児通所支援事業所に対し、加算制度の周知や、強度行動障がいや高次脳機能障がいについての理解、支援方法等に関する研修の案内を行っている。			研修を受講した人員を配置し、支援体制を整えている事業所が増加傾向にある。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。
重症心身障がいのある子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、主に重症心身障がいのある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所について、引き続き確保するとともに、適正な報酬単価となるよう国に対して働きかけていきます。	児童発達支援 放課後等デイサービス	重症心身障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行う。 医療的ケアを必要とする障がい児等について、地域の児童発達支援・放課後等デイサービスにおける受け入れが進められている。 【実績】 医療型児童発達支援センター 1事業所 利用定員40人 主として重症心身障がい児を支援する ・児童発達支援 52事業所 利用定員301人 ・放課後等デイサービス 61事業所 利用定員359人			事業所数の増加に伴い、利用定員も増加傾向にある。
					児童福祉法改正及び障害児通所支援に関する検討会における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援が行われる体制を確保する。

障がい児入所施設における専門的な療育支援機能の確保に引き続き取り組むとともに、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、関係者との協議の場を設ける等により成人としての生活への円滑な移行調整を行います。	福祉型障がい児入所施設	入所施設に実情や地域移行にかかる支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する。 【実績】 こども相談センター等と連携しながら、各施設において必要に応じた面談等を実施しながら移行調整を行った			年齢超過者の地域移行は完了したが、強度行動障がい等を有する入所者の地域移行が依然として困難な状況にある。
					国が示す新たな移行調整の枠組みを踏まえ、年齢超過者の地域移行に向けて引き続き入所施設と連携を図る。
虐待を受けた障がいのあるこどもに対して、障がい児入所施設において個々の状況等に応じたきめ細かな支援を行えるよう、職員配置基準の見直しや、適正な報酬単価への改善等を引き続き国に働きかけていきます。	障がい児入所施設	障がい児入所施設等被虐待児受入加算費支給要綱に基づき、こども相談センターが措置し被虐待児であると認めた児童に対し、入所後1年間、1人あたり月額40,900円を支給している。 また、被虐待児の支援については、よりきめ細やかな対応が必要であることから、職員の配置基準や必要な支援を評価するための報酬体系の見直し、併せて児童養護施設等の児童福祉施設との差異を解消するための見直しについて、国に要望を行っている。			障がい児入所施設からの申請に基づき、対象となる児童について加算費を支給している。
					次期報酬改定に係る動向を注視しながら、引き続き、よりきめ細かな支援が行われるよう取り組む。
(イ)関係機関の連携した支援の推進					
乳幼児期、学齢期、学校卒業後のそれぞれにおいて、障がいのあるこどもが利用する福祉サービスや支援機関は、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等と多岐にわたることから、各機関が連携して継続性をもってライフステージに応じた支援を行っていきます。		障がい児通所支援や障がい児相談支援においては、障がいのある児童のライフステージが移行する際も切れ目なく支援を継続することができるよう、関係機関と連携することもサービスの一環として位置付けられている。 また、大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議の場を通じて、関係機関との連携を図っている。			障がいのある児童のライフステージに応じて適切にサービスが提供されるよう、関係機関との連携に努めている。
					引き続き、支援を必要とする障がい児にサービスが提供されるよう取り組む。
これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を記入する「サポートブック」について、発達障がいのある人が、ライフステージが変わっても新しく所属する機関や支援機関へ情報を適切に伝えるために活用することで、切れ目なく適切な支援を受けることができるよう、普及啓発に取り組めます。		・発達障がい者支援センター（エルムおおさか）主催の各種講座での案内チラシの配布 ・社会福祉研修・情報センターへの案内チラシの配布 ・区役所担当課への案内チラシの配布 配布数 1,520部			利用を促進するための効果的な普及啓発を行うことが必要である。
					当事者や福祉関係者が参加する講座・研修等で啓発を行う。

医療的ケアの必要な障がいのあることに対する支援体制の充実に向けて、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関連分野の関係者が連携を図る協議の場である「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において協議・検討を行うほか、関係部局との連携を図り、施策を推進していきます。	大阪市医療的ケア児の支援に関する検討会議の設置	医療的ケアの必要な障がいのある児童(以下「医療的ケア児」という)の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、医療的ケア児の切れ目ない支援を実現するため、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有と検討を行った。 (令和6年7月3日・令和7年2月5日開催)			今後、医療的ケア児の実態把握を進めるとともに、必要とされている支援や、解決すべき課題を整理し、関係部局が連携しながら検討することが求められている。
					引き続き関係機関が連携し、医療的ケア児のライフステージに応じたサービスや課題を把握、検討し、切れ目ない支援の実現を目指す。
障がい福祉サービス事業所等に対する、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修や、相談援助等の支援を行うコーディネーターを養成するための研修等の実施に努めます。		医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する法人に事業を委託し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を実施した。また、事業所等を対象にコーディネーターの在籍状況等の調査を実施した。 ●令和6年度研修受講者数 基礎研修:189人 応用研修①:61人 応用研修②:51人 フォローアップ研修:21人			当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの配置及び活動状況を把握したうえで、医療的ケア児やその家族への相談ニーズに対応できる体制について検討する必要がある。また、養成したコーディネーターを医療的ケア児等の支援に繋げていくフォローアップの取組が必要である。
					引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成と確保を進めつつ、配置と活動状況についての調査を行い、状況の把握を行う。
障がいのある子どもやその家族等を支えるため、身近な相談支援機関や医学的診断・検査・運動発達評価を行う専門的機能を持った機関等がそれぞれの特性を活かして相談支援を実施します。		障がいのある子どもやその家族等を支えるため、障がい児相談支援事業所において相談支援を実施している。 障がい児相談支援 月あたり利用実人員 3,694人			障がい児相談支援事業所数(相談支援専門員)の増加に伴い、利用者数も増加傾向にある。
					引き続き、障がい児通所支援利用者に相談支援の利用を促す。
	発達障がい者支援センターにおける相談支援(再掲)	・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発、研修、支援、ペアレント・トレーニング等の親支援を実施。 啓発講座 21回 延べ914人 機関支援 127回 親支援講座 135回 延べ2,034人 ・発達障がい児(者)及びその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援等を実施。 相談・発達支援 1,827件 就労支援 872件			発達障がいの理解啓発のため、継続した取組が必要である。 今後も引き続き、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。

3-（1）スポーツ・文化活動の振興

(ア) スポーツ・文化活動への参加の促進					
身近な地域でスポーツ活動に参加できる機会を確保するため、地域のスポーツセンターやプールなどのスポーツ施設について情報発信を積極的に行い、障がいのある人の利用促進を図ります。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター：24施設 計41名 プール：18施設 計36名			スポーツ指導員等の配置、その情報提供
					引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。
東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催による盛り上がりを契機として、障がい者スポーツや障がいへの理解促進を図るとともに、障がいのある人へのスポーツを始めるきっかけづくりのため、障がい者スポーツに触れる機会を創出し、障がい者スポーツの振興を図ります。	大阪市障がい者スポーツ大会	障がいのある人がスポーツを通じ、体力の維持、増強と能力の向上を図るとともに、積極性と協調性を養い、自立と社会参加の促進に寄与するとともに、市民への障がい者スポーツの啓発を目的として、大阪市障がい者スポーツ大会を開催する。			令和6年度 参加者数：延393名
					より多くの障がいのある方が参加できるよう大会の普及・啓発に引き続き努める。
	全国障害者スポーツ大会	障がいのある方がスポーツ大会に参加し、スポーツを楽しむとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がいのある方の社会参加を推進を目的として開催される全国障害者スポーツ大会に市代表選手団を派遣する。			令和6年度 派遣者数：119人（うち選手82人、役員37人）
					予選会として位置付けている大阪市障がい者スポーツ大会の結果を踏まえつつ、全国大会出場未経験者を積極的に選考することで、より多くの障がいのある人が参加できるよう努める。
	障がい者スキー教室	スキー技術の向上や仲間づくりを図り、活動の中で意欲や自信を養うことを目的として、障がいのある人が参加することができるスキー教室を開催する。			令和6年度 参加者数：91人（うち受講者48人、スタッフ43人）
					未参加の方にも多く参加していただけるよう、事業内容を検討するとともに、広く周知し、参加を募る。
芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。	国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会	障がい者スポーツの普及・発展及び国際交流に資することを目的として、国際親善女子車いすバスケットボール大会及び地域親善交流会を開催する。			令和6年度 大会来場者数：延8,086人（3日間） 交流会参加者数：1,293人（8区8会場）
					地域におけるスポーツ振興を進め、地域住民への障がい者スポーツの普及を図るとともに、障がいの理解を促進する。
芸術・文化に触れる機会を創出するため、文化施設の入場料割引などの優待制度の協力を求め、障がいのある人の芸術・文化活動への参加の促進を図ります。	障がい者社会参加促進事業	福祉のあらましに入場料割引のある文化施設等を掲載し、周知を実施する。			芸術・文化に触れる機会について、多くの方に情報提供できるよう工夫が必要。
					今後も、障がいのある人の芸術・文化活動への参加につながるよう、必要な取組を進める。

(イ) スポーツ・文化活動の環境整備					
舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)や長居障がい者スポーツセンターにおいて、障がいのある人が、その障がいの状況に応じて、気軽にスポーツに取り組めるよう、各種の教室を開催するとともに、障がい者スポーツの拠点施設として、地域のスポーツセンターやプールなどの連携を強化し、さらなるスポーツ活動の普及を図ります。	障がい者スポーツセンターの運営	長居・舞洲障がい者スポーツセンターでは、専門性の高い指導員を配置し、障がいのある人を中心に「いつ一人で来館しても指導員や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」を基本方針として運営。個人の指導、スポーツ教室の開催など、各種事業を実施するとともに、地域のスポーツ施設とも連携し、障がい者スポーツ振興に取り組む。			令和6年度 ＜スポーツ施設利用者数＞ 長居:延235,816人、舞洲:延138,669人 ＜宿泊研修施設利用者数＞ 舞洲:延15,332人
					障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりに引き続き取り組んでいく。
身近な地域での障がい者スポーツ振興を図るため、地域特性を踏まえ区ごとに取組を推進します。障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成やボランティアの育成とともに、各区のスポーツセンター・プールに障がい者スポーツ指導員等の配置を行うよう取り組みます。	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置(再掲)	各区スポーツセンター・屋内プールへの障がい者スポーツ指導員等の配置およびその情報提供 スポーツセンター:24施設 計41名 プール:18施設 計36名			スポーツ指導員等の配置、その情報提供
					引き続き、指定管理者へ障がい者スポーツ指導員の配置など、障がい者スポーツをはじめとした利用促進を進めていく。
	障がい者スポーツ指導員の育成	・大阪市障がい者スポーツ指導員養成講習会【初級】参加者数:1名 ・スポーツ推進委員と障がい者スポーツ指導者との情報交換の実施			指導者の育成及びスポーツイベントによる障がい者スポーツの普及・振興を図ることができた。
					今後も障がい者スポーツ指導員の育成、また障がい者スポーツの普及・振興及び発展に取り組む
	障がい者スポーツ指導者養成事業	障がいのある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境を広げることを目的として、障がいのある人に対してその状況に応じて適切にスポーツの指導ができる障がい者スポーツ指導員の養成するための事業を実施する。			令和6年度 障がい者スポーツ指導者養成講習会(初級) 受講者数:50人(うち修了者数50人)
					障がいのある人が身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりとして、指導者養成に引き続き取り組んでいく。

障がいのある人が余暇を楽しみながら、人間関係を広め、社会参加の機会となるよう、障がいの状況やライフスタイルに適したレクリエーションの普及や多様化するスポーツ活動の支援を行います。また、障がいのある人もない人も誰もが一緒に気軽にスポーツに親しみ、楽しめる機会づくりや環境づくりを推進します。	・オリンピック・パラリンピック教育 ・オリンピック・パラリンピック機運醸成イベント等	○集客効果がある大規模スポーツ大会に付属したプログラムの実施 大阪城トライアスロン大会 付帯事業として、パラリンピアンへの訪問授業を実施。大阪市立桜宮中学校において、トライアスロンのパラリンピアンによる講話、アイマスク伴走体験等を行った。			アスリートとの交流・体験により、スポーツの楽しさや様々な障がいへの理解を深めることができた。
	スポーツ・レクリエーション交流事業	障がいの有無を問わずともに競技するスポーツ大会事業や、仲間づくり、健康の維持増進、スポーツの生活化といった社会参加を促進等を目的として、スポーツ・レクリエーション交流事業を開催する。			スポーツの魅力を広く市民に発信する仕組みを作ることで「みる」スポーツの機会を増やすとともに、市民向けのスポーツイベントを開催することで「する」スポーツのきっかけづくりとするなどの年間を通じて取組を行う。
市立の各種ホール・施設について、安全の確保や利便性の向上、バリアフリー化の一層の促進を図ることや、視覚障がい者等の読書環境の充実等、障がいのある人に配慮した環境整備を進めます。		「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。			ユニバーサルデザインの考え方に沿ったまちづくりを進める必要がある。
		視覚障がいのある人に配慮した環境を整備するため、点字技術を習得した点訳奉仕員の養成を強化する。(受講者30名)			障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。
2021(令和3)年11月の戦略会議における、建替えなどの方向性の決定を踏まえ、「新たな長居障がい者スポーツセンター(仮称)」が、本市障がい者スポーツ振興の中核的な拠点施設として機能強化を図ることができるよう整備を進めます。	長居障がい者スポーツセンター建替整備	基本計画を踏まえ、PFI事業範囲や事業スキーム、官民リスク分担等を検討し、事業手法をPFIに決定。			点訳奉仕員の資質向上及び人員確保が必要。
					障がいのある人の情報アクセス等を支援する人材を養成する取組を進める。
					令和6年度 事業手法をPFIに決定。
					PFIアドバイザー業務委託を実施し、事業者の募集・選定手続を実施

(ウ) スポーツ・文化活動の推進						
スポーツの競技力の向上を図るため、各種スポーツ大会の開催、競技団体の育成や選手の派遣を行います。また、国際競技大会等において優秀な成績を収めたアスリートへの表彰を行います。	障がい者スポーツミーティング	(公財)日本パラスポーツ協会と連携し、障がい者スポーツに関する最新情報を収集するほか、障がい者スポーツミーティングを開催し、パラスポーツ競技団体等の各種団体との連携を図る。				令和6年度 参加者数:63人
						パラスポーツの各種競技団体と連携を強化し、引き続き競技力の向上に努める。
舞洲障がい者スポーツセンターでは、ボッチャ競技のナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設として指定を受けており、さらなる競技力の向上に努めます。	ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設活用事業 ※文部科学省受託事業	舞洲障がい者スポーツセンターは、平成28年7月に文部科学省より「ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設」に指定されており、日本ボッチャ協会との連携による指定強化選手や次世代育成選手を対象とする強化練習会や合宿のサポート等の取組を実施する。				令和6年度 強化練習会74回、合宿5回
						強化練習会や合宿のサポート等の取組を実施し、引き続き競技力の向上に努める。
障がいのある人が心豊かな地域生活が送れるよう、身近な地域におけるスポーツ活動や芸術・文化活動を推進します。	大阪市身体障がい者社会参加促進事業	障がいのある人のスポーツ活動や芸術・文化活動等への参加意欲を高めることで、自立と円滑な社会参加を促進する。(参加者:スポーツ活動延べ人数629人、芸術・文化活動延べ人数1,360人)				参加者数を増加させることが必要。
						より多くの障がい者の地域活動や社会参加につながる取組を進める。
3- (2) 地域での交流の推進						
障がいの有無にかかわらず誰もが地域生活を営む中で交流し、相互理解を深めることで、地域での共生がより一層進んでいく好循環を生み出していくように支援します。	大阪市身体障がい者社会参加促進事業	地域住民が交流する場として、各区において啓発活動やイベント等を開催する。				多くの方が参加できる場の提供が必要。
						地域住民が交流する場を活用し、障がいのある方とない方の相互理解を深めてもらう。

令和 6 年度からの障がい者支援計画実施状況

第3章 地域生活への移行

施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
					今後の方向性(A:改善)
1ー(1)施設入所者の地域生活への移行に向けた働きかけ					
(ア)施設入所者への支援					
施設職員や計画相談支援事業者などによる入所者への支援においては、障がい の状況にとらわれずに地域移行に向けた検討を行い、適切なアセスメントのもと、個々の入所者の状況や意向に応じた働きかけを行うことができるよう取り組みます。	施設入所者地域生活移行促進事業	・施設入所支援において、個別支援計画の作成やモニタリングに際して本人の意向を丁寧に確認しながら地域移行に向けた検討が行われるように働きかけている。 ・また、計画相談支援の実施に当たって、中立的・専門的な立場から地域移行についての検討を行っている。			さらなる積極的な検討がなされることが望ましい
					入所施設職員による地域移行に関する意向確認のプロセスが有効に機能するように取り組む。また、指定特定相談支援事業者に対して地域移行に向けた積極的な検討がなされるよう働きかける。
地域移行の推進に向け、入所施設等と連携し、本人の意向を十分に尊重しながら、地域生活の不安軽減に向けた情報提供等に取り組めます。また、必要に応じ、入所施設から地域生活へ移行した障がい当事者の助言やアドバイスを活用するなどにより、地域生活への不安解消に取り組めます。	施設入所者地域生活移行促進事業 障がい者相談支援調整事業	入所施設を訪問し、顔の見える関係づくりに取り組むとともに、各区障がい者基幹相談支援センターによる地域での生活に係る情報提供や当事者による交流など、状況に応じた取組を行った。			入所施設との関わりの中で地域での生活に関する情報が適切に提供される必要がある
					各区障がい者基幹相談支援センターによる顔の見える関係づくり、地域生活への移行に関する情報提供が円滑に行われるように取り組む。
入所施設において行われている定期的な外出や地域との交流等については、入所者の地域移行にも資する取組であることから、引き続き積極的な取組が進められるよう働きかけます。	施設入所支援	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援を行う。 ・月あたり平均 1,254人			地域生活への移行等を進めているものの、利用者数はほぼ横ばいとなった。
					引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。

(イ) 家族への支援					
地域移行についての不安やこれまでの負担感に配慮し、入所施設や相談支援事業所などの関係機関が役割分担を行いながら、家族の気持ちにも寄り添った支援を行う仕組みづくりに取り組みます。 地域の社会資源や福祉サービスなどの最新の情報や、すでに自立生活している障がいのある人の生活の様子を伝えることにより、地域生活の具体的なイメージづくりに努めます。	地域移行の推進	家族が不安に感じている点について、入所施設の職員より聞き取りを行い、地域移行に関する情報提供を行うことにより家族の不安軽減につなげるため、施設訪問を実施。			入所施設へ、実際に地域移行した事例や地域の社会資源等について情報提供することが必要。
					引き続き、入所施設を通じて、地域生活に関する情報提供に努める。
(ウ) 地域移行に係る啓発					
地域の関係機関が共通認識をもって地域移行の取組を進めることができるよう、区地域自立支援協議会等を活用して、入所施設をはじめ、サービス提供事業者や相談支援事業者などの関係機関の協働や、意識の醸成に努めます。	障がい者相談支援調整事業	各区地域自立支援協議会において地域移行の推進に向けた啓発・広報活動実施。 ・関係機関への必要に応じたリーフレットの配布。			地域移行に関する啓発活動の充実が必要。
					各区地域自立支援協議会等において、関係者の入所施設からの地域移行についての関心を高める取組が実施されるように働きかける。
地域住民が共生社会についての理解を深めることができるよう、啓発活動等に取り組むことにより、施設からの地域移行の促進につなげます。	障がい者相談支援調整事業	障がい者相談支援研修センターにおいて、障がい者理解に向けた普及・啓発事業として、市内在住・在勤・在学の方を対象とした講演会を実施			地域移行に関する啓発活動の充実が必要。
					共生社会や地域移行に関する啓発活動について、対象者や手法など、効果的な実施に向けて検討する。

1ー(2)地域生活への移行を支援する仕組みづくり					
(ア) 入所施設と相談支援事業者の連携の強化					
入所施設と相談支援事業者が、入所者のニーズや状態像を的確に把握・共有しながら、連携して地域移行に向けた支援を行うことができるよう、必要に応じて、区障がい者基幹相談支援センターがコーディネートを行い、入所施設と相談支援事業者の連携の強化を図ります。	障がい者相談支援事業 (各区障がい者基幹相談支援センター)	地域移行先として希望されている区の障がい者基幹相談支援センターが、地域移行支援を提供する指定一般相談支援事業者とのコーディネートを行い、入所施設と指定相談支援事業者との円滑な連携を図っている。			障がい者基幹相談支援センターと入所施設、指定相談支援事業者との日ごろからの連携強化が必要。
					各区障がい者基幹相談支援センターの指定相談支援事業者への後方支援の取組などを通じて、コーディネート機能を十分に発揮できるように努めていく。
(イ) 地域移行支援の推進					
地域移行支援については、体験的な外出や地域生活の場の見学、障がい当事者との交流、体験宿泊等を通じて、地域生活への移行を進める支援であり、適切かつ効果的な利用につながるよう取り組みます。	地域移行支援	指定一般相談支援事業者は、地域移行支援のサービスを提供し、地域移行の実現を目指して取り組む。 ・月当たり利用者数 10人			計画的な外出同行や様々な体験などの支援が適切に提供される必要がある。
					個別のニーズに応じた適切な支援が提供されるよう指定相談支援事業者に促していくとともに、障がい者支援施設からの退所に当たっても地域移行支援が活用されるよう周知を図る。
地域移行支援の利用につながる前の段階においては、入所者の地域生活に関するイメージづくりを支援することが重要であることから、計画的な地域への外出など、体験の機会等を提供することにより、地域移行支援の利用へつなげる仕組みの構築に取り組みます。	施設入所者地域生活移行促進事業	施設入所者が地域移行を検討するにあたり、地域移行支援の申請前に退所後の地域生活のイメージを持てるよう、施設からの計画的な外出支援を通じて地域生活の体験の機会を提供する事業を実施。 利用を促進するため、案内チラシの配布や障がい者支援施設の訪問等により周知を行った。			事業の利用促進を図るため、障がい者支援施設や施設入所者に対して事業の周知等に努め、施設入所者の今後の生活に関する意向の把握やイメージづくりを支援する必要がある。
					事業の周知等を通して、施設入所者の意向確認や地域生活のイメージづくりの支援に努める。
入所施設が遠方にある場合等においては、訪問に時間がかかることや交通費が利用者の負担となること、また障がい福祉サービスの体験利用についても制限があることから、地域移行支援事業者の市外施設訪問にかかる交通費にかかる負担軽減策を講じるとともに、適切な支援が行えるよう、国に制度や報酬の見直しなどの必要な改善について働きかけます。	地域移行支援利用交通費給付事業	・地域移行支援の提供において、地域移行支援事業者が市外の入所施設・精神科病院へ訪問する際に必要な交通費を扶助する事業を実施。 ・事業者の確保を図るため、十分な報酬の設定や、地域移行を推進できるような制度への見直しを国へ要望。			入所施設への訪問に係る利用はないため、地域移行支援及び本事業の利用促進を図る必要がある。
					引き続き、地域移行支援事業者への周知に努める。また、地域移行支援の制度的課題について、その改善を国に働きかけていく。

(ウ)相談支援事業者の量的・質的な確保					
地域移行支援の利用が促進されるよう、相談支援事業者の量的・質的な確保に努めます。とりわけ、地域移行支援は、利用者が望む暮らし方をつくりあげる支援であることを踏まえ、地域移行が適切に進められるよう、相談支援事業者に対する研修に取り組みます。	相談支援事業所の確保	地域移行の推進に向けた取組や指定相談支援事業者の後方支援の機能を担う、各区障がい者基幹相談支援センターについて、令和6年度より主任相談支援専門員を含む3名を常勤職員として配置し、体制を強化。			地域移行に対する認識は高まりつつあるが、地域移行支援を実施する指定相談支援事業者が少ない状態が続いていることから、引き続きの研修が必要。 地域移行支援の実践的な学びの機会を設定し、地域移行支援に取り組む指定相談支援事業者の増加に努める。
(エ)障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童に対する取組					
障がい児入所施設に入所している18歳を迎える児童が、円滑に地域生活に移行できるよう協議の場(障がい児移行支援調整会議)を設け関係機関が連携するとともに、障がい児入所施設の入所者が適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、必要な支援のあり方について検討し、支援体制の充実を図ります。	福祉型障がい児入所施設	入所施設に実情や地域移行にかかる支援の問題点等を聴取し、必要な支援のあり方について検討する。 【実績】 こども相談センター等と連携しながら、各施設において必要に応じた面談等を実施しながら移行調整を行った			年齢超過者の地域移行は完了したが、強度行動障がい等を有する入所者の地域移行が依然として困難な状況にある。 国が示す新たな移行調整の枠組みを踏まえ、年齢超過者の地域移行に向けて引き続き入所施設と連携を図る。
1ー(3)地域で暮らすための受け皿づくり					
(ア)地域での受け皿の確保					
地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。	グループホーム整備 助成事業(再掲)	グループホームの新築について希望があれば、内容を確認し、国制度を活用し開所につながるよう補助を実施している。			グループホームの設置においては、土地の確保や近隣との問題により、開設に至らない事例もある。 新築により開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげるよう支援していく。
特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。	グループホームの市営住宅活用(再掲)	市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。			大阪市内の物件は、多額な費用がかかるため確保が困難なうえ、近隣住民の理解も得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するものの、希望する市営住宅に空きがない。 グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所につなげる。

地域生活支援拠点等の充実などを通じて、相談支援事業所をはじめ、地域の関係機関が連携して面的に支援する体制づくりを進めます。		指定障がい福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等として登録する制度を運用し、登録事業所の各区自立支援協議会への積極的な参加や、各区障がい者基幹相談支援センターとの連携等により、地域での生活を支える体制の強化に努めている。			登録事業所数が少ないため、引き続き周知を行い、登録を促進する必要がある。
					引き続き、各区地域自立支援協議会の取組などを通じて周知を図ることで登録を促進し、地域の関係機関が連携して面的に支援する体制づくりを推進する。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。		サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、二十一大都市中心身障害者(児)福祉主管課長会議において国に要望している。			計画通り国への要望を行うことができた
					引き続き国に対して要望する
地域で共に住民として生活することができる社会の実現に向け、市民の理解を深めるための啓発・広報活動の推進に取り組みます。		障がい福祉サービス等に係る啓発活動 グループホームの啓発のホームページを作成し、公開している。			地域での受け皿確保にあたっては、市民の理解を深める必要がある。
					引き続きホームページでの啓発活動を実施する。

(イ) 地域生活の支援に向けたネットワークの構築					
地域移行後の生活を継続的に支えていくためには、各種サービス提供事業者等の関係機関が連携して支援を行うことが重要であることから、区障がい者基幹相談支援センターと区保健福祉センターが、区地域自立支援協議会の活動などを通じて、地域の事業所やさまざまな関係機関等によるネットワークの構築を図り、切れ目のない支援体制づくりに取り組みます。	障がい者相談支援事業 (各区障がい者基幹相談支援センター) 地域自立支援協議会	各区障がい者基幹相談支援センターは、各区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。			ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。
					各区地域自立支援協議会の活動等を通じ、地域の支援体制の充実に努める。
(ウ) 地域における相談支援体制の充実					
地域において安心して生活が継続できるよう、常時の連絡体制を確保して緊急時の相談等の対応を行う地域定着支援の利用促進に努めます。	地域定着支援	居宅において、単身等で生活する者との常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談支援等を提供する。 ・月あたり利用者数 1,170人			利用者は増加傾向にあるが、地域によって利用者数に差異が見られるため、引き続き必要な方が円滑に利用できるよう周知が必要。
					市内全域において、地域定着支援のさらなる利用促進に向けた周知を図る。
地域移行後に一人暮らしを希望する人に対し、定期的な巡回訪問や随時の対応を行う自立生活援助の円滑な実施に努めます。	自立生活援助	居宅において単身等で生活する障がい者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談等により、自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の必要な援助を行う。 ・月あたり平均 12人			事業周知の不足や事業所数が少ないことなどから、利用者が増えず、大幅に計画値を下回った。
					引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。

(エ)より手厚い支援が求められる人への支援					
行動障がいや重度の重複障がい等のある人にも対応した地域生活支援の体制を構築していくために、行動障がい・重度障がいのある人の受入れに必要なグループホームの整備助成事業や強度行動障がいのある人のグループホームへの移行に向けた入居前後支援、専門分野別の研修に取り組み、支援体制の充実を図ります。	強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業	強度行動障がいのある方をグループホームで受け入れる法人に対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、移行促進を図るための支援を行った。			改造費補助を活用する法人が少なく、事業周知を進めていく。
					引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
また、矯正施設等を退所した人に対する支援について、区障がい者基幹相談支援センターや地域生活定着支援センター等と連携して対応を進めていきます。	障がい者相談支援事業 (各区基幹相談支援センター) (再掲)	各区障がい者基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターの連携について整理し、意見交換を行うなど、顔の見える関係づくりを行った。			他機関との連携を強化しつつ、区障がい者基幹相談支援センターとして、専門性の高い役割を担うことが求められる。
					障がい者基幹相談支援センターと地域生活定着支援センターとの連携を強化するとともに、早期に地域での支援の体制が構築されるよう、司法関係機関等との円滑な連携にも取り組みます。
(オ)地域生活を続けるための支援					
地域移行を進める一方で、新たに施設へ入所される人もおられることから、施設入所が真に必要な人への支援となるよう、可能な限り地域での生活継続に向けて支援することを基本とし、区障がい者基幹相談支援センターが中心となり、区保健福祉センターと地域の事業所等が連携して、生活の状況や家族の思いなども丁寧に聴きながら、地域での生活を支える各種サービスにつなげていけるような仕組みを構築します。	障がい者相談支援事業 (各区障がい者基幹相談支援センター) 地域自立支援協議会	各区障がい者基幹相談支援センターは、各区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。			ネットワークの構築を図るとともに、支援体制の充実を図る必要がある。
					区障がい者基幹相談支援センターは、区地域自立支援協議会の活動等を通して、日頃から関係機関とのネットワーク構築を図る。また、指定相談支援事業所の後方支援を行い、支援の中心的な役割を担う。

障がい者支援施設について、これまで蓄積してきたノウハウや専門性を踏まえ、今後、障がいのある人や家族の地域生活を支える存在として、どのような役割や機能を担っていくか、今後、障がい者支援施設とともに検討を進めていきます。		障がい者支援施設を訪問し、利用状況や現状の課題等について意見交換を行った。			各施設での取組等について、施設間での情報共有はされていない。
					各施設の取組状況等を共有し、今後、どのような役割や機能を担っていくか、障がい者支援施設とともに検討を進めていく。
2ー(1)精神科病院入院者の地域生活への移行に向けた働きかけ					
(ア)精神科病院入院者への支援					
こころの健康センターは、大阪府との連携のもと、1年以上の長期入院者のうち寛解・院内寛解している人に対して、退院に向けた支援に繋ぐことができるよう、積極的に精神科病院を訪問し、対象者への面談・支援を実施していきます。	地域生活移行推進事業	病状が安定しているにもかかわらず、精神科病院の入院が長期化している入院者に対し、病院を訪問し面接を行い、地域生活移行推進事業の利用を勧める。(利用者7人、内地域移行支援申請者4人)			長期入院者のうち寛解・院内寛解している人は一定数存在しており、継続的な取組みが必要
					大阪府と連携し精神科病院へのアプローチと対象者面談・支援の継続
ピアサポーターによる働きかけは入院中の対象者に退院への意欲を向上させるとともに、精神科病院関係者の啓発としても重要であり、訪問回数を増やす取組等今後も継続的に実施していきます。	地域生活移行推進事業	地域生活移行推進事業利用者に対しピアサポーターとの交流による支援を行い当事者の視点で寄り添いながら退院意欲の向上を図った。(事業利用者7人、ピアサポーターによる支援21回)			ピアサポーターによる個別支援や精神科病院における啓発活動の強化が必要
					ピアサポーターによる入院者への個別支援と茶話会等の集団支援の場の拡大
一方、新たに長期入院者を増加させないよう、可能な限り入院早期から関係部署(病院の退院後生活環境相談員、障がい福祉サービス事業所、区保健福祉センター等)と連携しながら、対象者に対し働きかけを行い、退院支援や地域移行に取り組んでいきます。	地域移行支援(精神のみ)【再掲】	区精神保健福祉相談員、保健師等への研修や病院啓発を通して新たに長期入院者を増加させないように退院支援や地域移行について啓発を行った。(研修3回、病院啓発2回)			継続的に長期入院者を増加させないための関係機関への啓発と、連携した対象者への退院支援が必要
					病院啓発や地域支援者・区保健福祉センター職員を対象とした研修等における啓発の継続及び関係機関と連携した退院支援の継続。
また、生活保護受給の長期入院者については各区の関係部署と連携し入院状況を把握し、地域移行に取り組んでいきます。	地域移行・地域生活支援事業	生活保護受給中の長期入院者の地域移行のため、生活保護担当との連絡会及び同行訪問を実施した。(連絡会3回、同行訪問3回)			生活保護担当と連携し、長期入院者のケース支援について協働を開始しているが、さらなる充実が必要
					生活保護担当者と互いの機能を活かし、連絡会等での連携や個別支援の協働を図る

「精神障がい者地域生活移行推進事業」において、精神科病院を訪問して病院職員への事業説明を実施する等の取り組みを強めて新規利用者の増加を目指します。	精神障がい者地域生活移行推進事業	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。(病院訪問啓発活動及び連絡調整9件、新規利用者7人)			精神科病院への継続した啓発が必要
					精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する
地域移行支援事業者が市外の精神科病院を訪問する際の交通費について負担を軽減することで、地域生活移行の推進を図ります。		地域移行支援事業者の市外精神科病院訪問にかかる交通費について、福祉局へ予算配付を実施。			地域移行支援事業者の増加に対する、交通費の確保
					引き続き地域移行支援事業者の負担軽減に努める
「精神保健福祉法」改正により2024(令和6)年度から入院者訪問支援事業が開始となります。この事業では入院者の意向に応じて訪問し、病院外の者との面会交流の機会を確保し、話を傾聴し情報提供等を行うことにより、対象者の思いを受け止め、対象者が自らの力を発揮できるよう支援します。	入院者訪問支援事業	大阪府、大阪市、堺市と共同実施事業。 令和6年12月20日から受付を開始し、令和7年1月から入院者訪問支援事業を開始。(受付案件数9件、うち訪問件数7件)			事業周知による事業利用者の確保
					リーフレット等を利用した事業周知

(イ) 家族への働きかけ・支援					
高齢化の進展などによる家族の経済的な問題のほか、住まいの問題など対象者と家族を取り巻く様々な課題があり、地域移行・地域定着に向けて、家族が安心できるよう、地域生活に関する情報提供や、各区精神保健福祉相談員が行う相談及び家族教室の充実に向けて取り組みます。	精神障がい者家族教室	各区保健福祉センターにおいて、精神障がい者を持つ家族に対して精神障がいに関する知識の提供や疾病についての正しい理解を促すため家族教室を開催した。 (288回開催、1,461人参加)			家族教室開催の周知
					家族教室を継続して開催する。
(ウ) 地域住民への理解のための啓発					
市民講座など様々な機会をとらえ、各区で市民啓発に取り組むことで精神科病院へ長期入院している人への事情や支援の取組の理解を図っていくとともに、共に生きる地域の大切さを伝えていきます。 また、ピアサポーターによる啓発は、精神障がいのある人の地域生活の正しい理解に重要な役割を果たしており、今後も継続して実施していきます。	ピアサポートの活用に 係る事業	各区及びこころの健康センターで精神障がいのある人の地域生活への理解を深めるため、ピアサポーターと協働した啓発講座を実施した。(40回 参加者延382人) ピアサポーターを養成するための講座を開催するとともに、養成講座を修了したピアサポーターに対するフォローアップ研修及び交流の場を提供。(養成講座修了者10人、ピアサポーター交流会4回 参加者延69人)			市民への啓発活動は継続的に必要
					ピアサポーター養成の継続とピアサポーターと協働した啓発講座を継続して開催する
2ー(2) 地域生活への移行を支援する仕組みづくり					
(ア) 精神科病院との連携					
こころの健康センターは、精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を引き続き行います。	地域移行・地域生活支援事業	精神科病院に地域生活移行支援事業の周知や病院職員への啓発を行った。(病院訪問啓発活動及び連絡調整 9件)			精神科病院への継続した啓発が必要
					精神科病院の入院患者および病院職員への啓発活動を継続する

各区精神保健福祉相談員が行う事前面接に同行し、各精神科病院(退院後生活環境相談員など病院職員)と顔の見える関係をつくりながら、地域移行利用者を増やすために積極的に取り組んでいます。	地域移行・地域生活支援事業	各区精神保健福祉相談員の地域生活移行推進事業、地域移行支援の対象者への事前面接に同行し、精神科病院に対して、地域生活移行推進事業、地域移行支援の事業説明を通して病院職員との関係づくりに取り組んだ。(同行訪問5回)			地域移行対象者に気づきつなぐ、精神科病院職員との連携強化は継続的に必要
					事例相談、入院患者面接等各区精神保健福祉相談員との連携、病院職員との関係づくりのためにも病院訪問を行う
また、大阪市民の多くが大阪市の精神科病院に入院していることから、精神科病院との連携を図るために、こころの健康センターがコーディネーターの役割を果たし、広域的に大阪府とも連携しながら地域移行を推進していきます。	地域移行・地域生活支援事業	大阪府・市・堺市合同地域移行担当者連絡会議に参加することで連携体制を構築し、大阪府の地域精神医療体制整備広域コーディネーターと病院訪問を行った。(連絡会議1回、個別ケースの同行訪問3回、病院啓発の同行訪問6回)			大阪府内精神科病院へのアプローチは大阪府、堺市との連携が継続的に必要
					連絡会、個別支援、病院啓発等を通じて精神科病院、大阪府、堺市の更なる連携の推進を図る
(イ) 地域活動支援センター(生活支援型)等との連携					
大阪市では、地域活動支援センター(生活支援型)等の支援者が、病院に直接訪問し、地域移行希望者に外出支援や地域の事業所の見学等をしなが、精神障がいのある人の地域移行に向けた支援を行っています。今後さらに地域移行を促進するため、こころの健康センターと地域活動支援センター(生活支援型)等がともに技術支援を行いつつ支援体制の強化に向けた検討を行い、各区精神保健福祉相談員と連携し、障がい福祉サービス事業者等の地域の支援機関とも協働していきます。		地域活動支援センター(生活支援型)と協力し、各協議会・連絡会等で、相談支援事業所に対して、地域移行について啓発し、技術支援を行った。(ピアサポート支援者研修1回 参加者27人、地域交流会1回 参加者46人、地域生活移行推進事業者連絡会研修3回 参加者延57人)			研修や連絡会の継続の他、地域の支援者に幅広く啓発できる場の開拓
					支援者対象とした研修の継続と、地域活動支援センターと連携する等、地域支援者に対し地域移行や地域生活移行推進事業の周知を図る

2ー(3)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

(ア) 地域での受け皿の確保					
地域生活への移行を促進し、住み慣れた地域で生活し続けるためには、地域生活を支えるグループホーム等の住まいの場の確保や、日中活動の場や居宅介護等の各種サービスを提供する支援体制が必要となることから、地域における受け皿の十分な確保に努めます。	<u>強度行動障がい者のグループホーム移行促進事業(再掲)</u>	強度行動障がいのある方をグループホームで受け入れる法人に対して、移行時の調整にかかる人員確保のための経費や、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、移行促進を図るための支援を行った。			改造費補助を活用する法人が少なく、事業周知を進めていく。
					引き続き事業を実施していくが、必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
特に、住まいの場として重要な役割を担うグループホームの確保に向けて、整備助成事業や市営住宅の活用を行うとともに、国に対して制度の見直し等を要望し、整備促進に努めます。また、一人暮らしを希望する人に対しては入居契約手続等の支援に努めます。	<u>グループホーム整備助成事業(再掲)</u>	市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。			大阪市内の物件は、多額な費用がかかるため確保が困難なうえ、近隣住民の理解も得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するものの、希望する市営住宅に空きがない。
					グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所につなげる。
居宅介護、重度訪問介護や行動援護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービス等については、必要なサービスが確保できるよう、国に対して制度の見直しや十分な財源が確保できるよう要望していきます。		二十一大都市心身障害者(児)福祉主管課長会議において要望している。			他市町村との連携
					サービスを必要とされる方が適切に支援が受けれるよう、引き続き国に対して要望する。

(イ) 各区精神保健福祉相談員に対する技術支援					
こころの健康センターは、コーディネーター機能を果たし、各区精神保健福祉相談員に技術支援を行います。	地域移行・地域生活支援事業	処遇困難対象者の相談に対する、区精神保健福祉相談員への技術支援・調整を行った。(技術支援38件、研修参加者延96人)			継続的な区精神保健福祉相談員との連携と技術支援が必要
					区精神保健福祉相談員との連携を継続する
また、支援関係者の支援力の担保とともに支援者の拡大のために、継続的にスキルアップのための研修を実施していきます。	地域移行・地域生活支援事業(再掲)	訪問看護、居宅支援事業所等で精神保健福祉業務に従事する職員を対象に研修を実施した。(研修3回 参加者延184人)			地域支援者を対象とした研修は継続的な実施が必要
					引き続き地域支援者を対象とした研修を実施する
(ウ) 保健、医療、福祉関係者による協議					
当事者本人の主體的な自己決定のもと、地域移行後の生活を円滑に営み続けるためには、必要な福祉サービスを受けながら適切な医療を受けられるよう、地域支援関係者、精神科診療所、訪問看護ステーションなど多職種チームによる支援は重要です。保健・医療・福祉関係者による協議の場として、2021(令和3)年2月に大阪市障がい者施策推進協議会のもとに「精神障がい者地域生活支援部会」を設置しました。精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしを営むことができるよう課題を検討し施策審議を進めていきます。	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける協議会の開催	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築・推進するため「大阪市障がい者施策推進協議会精神障がい者地域生活支援部会」を設置し、関係部署、有識者等の意見聴取及び意見交換を行った。(2回開催)			同部会の継続実施
					引続き同部会を実施する

令和 6 年度からの障がい者支援計画実施状況

第4章 地域で学び・働くために

施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
					今後の方向性(A:改善)
1ー(1)就学前教育の充実					
地域で仲間と共に育ちあい、楽しく生活できる教育・保育を今後とも積極的に推進し、受入れの促進に努め、教育・保育の内容充実を図ります。	障がい児保育事業	【特別支援保育事業・医療的ケア児対応看護師体制強化事業】 加配人件費の助成 【特別支援保育物品購入助成金】 物品購入経費の助成 【特別支援保育巡回指導講師派遣事業】 発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」の周知・活用 受入れ状況 公立保育所 53か所 395人 公設置民営保育所 31か所 165人 			

(ア)教育・保育施設における教育・保育内容の充実					
乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点で支援するため、教育・保育施設においては障がいのあることも一人ひとりの状況から、具体的な支援の目標や手立てを考え個別支援計画・個別指導計画を作成しており、今後も引き続き、その内容を保護者と共有し、教育・保育施設と家庭が連携しながら支援を進めていきます。	個別支援計画・個別指導計画	【特別支援保育スキルアップ研究会】 公立保育所においては、一人一人の障がい・特性を理解し、適切に支援を行うために個別支援・指導計画の立案・検討を行っている。(年6回実施) 【特別支援保育巡回指導講師派遣事業】 保育施設巡回時に職員と支援の共有を図るため、必要に応じて個別支援・指導計画の確認、手立ての検討等を行う。 【発達支援プログラム冊子の活用】 「できた！わかった！たのしいよ！」「できた！わかった！たのしいよ！パート2」において、個別支援・指導計画の作成・検討のポイントを示し、一人一人に合わせた適切な支援が行えるよう啓発している。			公立保育所においては全か所にて、個別支援計画・指導計画を作成し、保護者と共有しながら支援を実施している。 【発達支援プログラム冊子の活用】 により、一人一人に合わせた適切な支援が行えるよう、特別支援保育の推進に努める。
地域、保護者、その他関係機関との連携をとりながら、人権の視点を大切にし、教育・保育内容の一層の充実を努めます。	保幼小交流活動	令和6年度現在、該当なし（保幼小交流活動はあるが、保育園、幼稚園、小学校等の教職員のものだけで地域や保護者は含まれず、障がい者とは関係ない内容のため）	—	—	—
					—
児童発達支援センター及び関係機関では、専門的な立場から、教育・保育施設や小学校等と連携し、将来の自立と社会参加を展望しつつ一人ひとりの生きる力の獲得を支援します。	児童発達支援センター(再掲)	障がい児やその家族に対して、日常生活における基本動作の指導・知識技術の付与、集団生活への適応・訓練等の支援を行うことに加え、施設の有する専門機能を生かし、地域における中核的な支援機関として、障がい児やその家族への相談、障がい児を支援する事業所への援助・助言を行う。 【実績】 11か所			児童発達支援センターが保育所等訪問支援や障がい児相談支援等を実施することで、他の事業所に対する専門的な知識・技術に基づく支援を行い、連携を図っている。 児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、児童発達支援センターが他の事業サービス提供事業所等と連携等が図れるよう取り組む。
					事業所数の増加に伴い、利用回数が増加している。 児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。
保育所等訪問支援事業として、保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのあることに対して、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。	保育所等訪問支援(再掲)	保育所、小学校等に通う障がい児に対し、当該施設における障がい児以外との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。 平成30年度の報酬改定において、専門性の高い支援体制や家族等への相談援助等を行うことを評価する加算が拡充された。 【実績】 月あたり利用延べ回数 1,972回			

(イ) 教育・保育諸条件の整備・充実

医療的ケアの必要な児童を含め、障がいのあるこどもの、地域における生活の保障及び健全な心身の発達等を促し、福祉の増進を図るため、保育所等の環境整備に努めます。	エレベーター設置	※新規設置0校 小学校282校中 276校 中学校129校中 127校 義務教育学校1校中 1校			今までは3年程度でエレベーターが設置できていたが、人手不足等により5年間の工事等期間が必要となった。
					大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う
	学校施設の整備	特別支援学級室の改造、手すりの等の設置 小学校、中学校及び義務教育学校 2校			合理的配慮とその基礎となる教育環境の整備を継続して実施していく必要がある
					学校施設の整備面からインクルーシブ教育システムの充実と推進を図る
	特別支援学級児童・生徒通学用タクシー	自力通学等困難な児童生徒への通学支援 小学校45校72人 中学校18校25人			対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がい状況を把握し、より効果的な活用が必要である
					合理的配慮として継続した支援を実施する
		(幼稚園等) 私立幼稚園等において、特別に支援の必要な幼児を既存の園舎で受け入れるために必要な施設の整備、もしくは改修に要する経費の一部を補助し、支援の必要な幼児の受け入れ促進を図った。 整備件数 1件			障がい児をはじめとした支援の必要な児童の受け入れ促進を図った。
					引き続き、保育・教育施設等において障害児の受け入れの促進を図っていく。
障がい児保育事業		【特別支援保育事業・医療的ケア児対応看護師体制強化事業】 加配人件費の助成 【特別支援保育物品購入助成金】 物品購入経費の助成			保育所等の環境整備を図る。
		物品購入経費助成状況 公設置民営保育所 31か所 (民間運営委託) 民間保育所等 381か所 (民間保育所、認定こども園)			障がいのあるこどもの、地域における生活の保障及び健全な心身の発達促進に向け、ニーズを検証しつつ助成金を支給することにより保育所等の環境整備を図る。

施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあることに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。	研修の充実	・全特別支援教育コーディネーター対象「特別支援教育CO必修研修」実施 ・市立幼稚園教員対象に、実践促進型研修「幼稚園特別支援教育研修」実施 ・集合・オンライン・オンデマンド等の研修形態を組み合わせた研修および講座の実施 260回			特別支援教育に関するさらなる専門性の向上
					学校園ニーズに応じたさらなる研修の充実
施設や設備の整備改善を図るとともに、教職員及び保育者の障がいのあることに対する認識や理解を深め、資質の向上を図ります。また、私立幼稚園・私立認定こども園における特別支援教育の充実を図ります。	研修の充実	【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数5回(延べ参加者数299人) 委託先研修実施回数13回(延べ参加者数982人) 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数11回(延べ参加者数192人)			専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。
					Teamsを活用したオンライン研修等、内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。
市立幼稚園では、障がい等特別に支援が必要な幼児に対しては、共に学ぶ教育が進むよう、幼稚園介助者サポーターを配置するなど、一人ひとりの障がいの状況や各園の実情に応じて引き続き対応します。	幼稚園介助サポーターの配置	支援が必要な幼児への対応の充実につながっている。			支援が必要な幼児の割合は年々増加傾向にあり、より一層、一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応が求められる。
					一人一人の状況に応じた支援の充実のため、引き続き関係部署と連携し、支援の体制の充実を図る。

1－(2)義務教育段階における教育の充実

(ア)共に学び共に育ちあう多様な教育の展開					
障がいのあるこどもの就学先を決める際には、小学校等がすべての就学相談の窓口となり、本人・保護者の意向を最大限尊重し、地域の学校で学ぶことを基本として取り組みます。障がいの状況に応じた多様な学びの場の選択ができるよう、通常学級や特別支援学級その他、通級による指導の拡充を図ります。また、特別支援学校に就学した場合も、小・中学校及び義務教育学校との関係が断たれることのないように、地域のこどもと位置づけ、同世代のこどもたちと授業や交流活動に取組み、相互の理解を深めることができる「居住地校交流」等活用しながら取り組みます。	障がいのある児童生徒の就学・進学	・通学区域の小学校・義務教育学校(前期課程)がすべての就学相談の窓口となり、相談や情報提供を行っている ・地域の小・中学校・義務教育学校で学ぶことを基本とする ・特別支援学校に就学・進学した場合にも、居住地交流を行い、地域で共に育ち、共に助け合い支え合って生きていく仲間であると位置づけている			本人・保護者に対し、よりよい就学に向けた情報提供と、丁寧な相談対応
					本市の取組の理解の啓発に向けた、一層の周知
地域での自立と社会参加を展望しつつ、教育・医療・福祉など関係諸機関との連携のもと一人ひとりのニーズを把握し、本人・保護者の意見も踏まえて「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、教育方法や教育内容の充実を図ります。また、本人・保護者の了解を得たうえで、支援計画等を引き継ぐ取組を徹底していきます。	個別的教育支援計画と個別の指導計画	・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別的教育支援計画」・「個別の指導計画」100％作成 ・「個別的教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知			・小・中学校における、特別支援学級在籍の児童生徒の「個別的教育支援計画」・「個別の指導計画」100％作成 ・「個別的教育支援計画」等の引継ぎについての学校間での連携についての周知
					「個別的教育支援計画及び「個別の指導計画」の活用をすすめ、適切な指導支援に努める。
障がいのある人の生涯にわたる学びを支援し、地域とのつながりづくりを進めるため、障がいのある人もない人も共に学び活動する豊かな関係づくりを図る交流及び共同学習等にかかる取組をさらに積極的に進めます。		・地域の小・中学校・義務教育学校では、「共に学び、共に育ち、共に生きる」とした取組を推進している。 ・特別支援学校との居住地校交流をふくめ、交流及び共同学習に取り組んでいる。			交流及び共同学習等、共に学び活動する取組内容を引き続き実施する。
					本市の取組の理解の啓発に向けた、一層の周知

(イ) 教育諸条件の整備・充実					
小・中学校及び義務教育学校では、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が、共に学ぶインクルーシブ教育システムの充実と推進を図ります。	<u>インクルーシブ教育システムの充実と推進再掲</u>	・特別支援教育サポーター小・中学校618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校 18名配置			・障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上
					ユニバーサルデザインを取り入れた、インクルーシブ教育システムの一層の推進
特別支援教育サポーターを配置し、障がいのある児童生徒や発達障がい等の児童生徒への個別支援等を行うとともに、障がいのない児童生徒との交流を深め、特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育の専門性の高い元教員をインクルーシブ教育推進スタッフとして配置し、教員の指導力向上及び特別支援教育サポーターへの助言等を実施します。	<u>特別支援教育サポーター・インクルーシブ教育推進スタッフの配置</u>	・特別支援教育サポーター小・中学校618名配置 ・インクルーシブ教育推進スタッフ 小・中学校 18名配置			・障がいのある幼児児童生徒の障がいの多様化への対応 ・人材確保 ・特別支援教育に関する教職員の専門性の向上
					効果的な支援に向けた人材の確保
各学校園における特別支援教育の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るなど、学校園内における体制づくりを推進します。また、特別支援教育に関する相談や研究の充実を図ります。	<u>特別支援教育モデル研究</u>	・全校園の特別支援教育コーディネーターが参加する研修会および協議会を年3回実施 ・発達障がいや通級による指導に関する全教員向けオンデマンド研修を作成 ・各校園の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校園の実態に応じた校園内研究・研修が進むよう、研修資料や実践例を教員用HPに整理			各校園の実践事例の収集と効果的な共有
					より今日的な課題に関する実践事例の収集および発信
指導主事および巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士）が相談内容に応じて各校園を巡回して指導助言を行い、校園内体制の整備を行います。また、必要に応じて医師や大学関係者等の専門家を学校園に派遣し、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ります。	<u>学校園への巡回相談</u>	巡回指導実施件数 幼稚園 102件 小学校 421件 中学校 91件			障がいの多様化への対応
					多様化する相談内容に対応し、相談を実施

特別支援学校(府立支援学校)による地域学校園を支援するセンター的機能を活用し、障がいのあるこども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実に向け、大阪府教育庁と連携を図っていきます。	特別支援学校のセンター的機能	校種別支援相談申込校園数(のべ) 幼稚園 12園 小学校 104校 中学校 28校			障がいの多様化への対応
					今後も、大阪府教育庁と連携を図りながら取り組む。
エレベーターの設置など施設設備の整備・改善や、拡大教科書やマルチメディアデイジー教科書等の活用を進めるなど、障がいの有無にかかわらず共に学びやすい環境の整備に努めます。	エレベーターの設置	エレベーターの設置※新規設置0校 小学校282校中 276校 中学校129校中 127校 義務教育学校1校中 1校 拡大教科書の使用 小学校 13名 中学校 10名 ・研修等を利用して、マルチメディアデイジー教科書の利用方法を周知した。 ・児童生徒用タブレット端末におけるマルチメディアデイジー教科書の活用 利用校数 162校 利用者数 1149名			今までは3年程度でエレベーターが設置できていたが、人手不足等により5年間の工事等期間が必要となった。 大阪府「福祉のまちづくり条例」、本市の「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」にもとづき、高齢者・障がい者等をはじめ、すべての市民が学校施設を安全かつ快適に利用できるよう、今後も計画的にエレベーター等の整備を行う
					。・拡大教科書及びICT活用について、教職員への一層の普及・促進 ・マルチメディアデイジー教科書活用等、環境の整備に努める
医療的ケアの必要な障がいのある児童生徒が、安全安心に地域の小・中学校で学ぶとともに保護者負担を軽減するための支援として看護師の配置を行い教育・福祉・医療の連携を図り、医療的ケアの実施に関する校内体制の整備を進めます。	看護師の配置	小中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒数 62校 69名			地域の小中学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒は増加傾向であり、適切で効果的な配置を検討する
					看護師配置とともに教員への医療的ケアに関する研修の実施を推進し、校内支援体制の充実を図る
障がいのある児童生徒の通学については、小・中学校の特別支援学級在籍の車いす利用など自力通学が困難な児童生徒の荒天時等でのタクシー利用を実施します。	特別支援学級児童・生徒通学用タクシー	自力通学等困難な児童生徒への通学支援 小学校45校72人 中学校18校25人			対象児童生徒が増加傾向にあるため、障がい状況を把握し、より効果的な活用が必要である
					合理的配慮として継続した支援を実施する
特別支援学校に在籍する大阪市の児童生徒への教育諸条件の充実に向け、大阪府教育庁との連携を図っていきます。	府市連携	交流及び共同学習を積極的に実施している。 大阪府立支援学校と児童・生徒の居住地の小・中学校・義務教育学校の交流も推進している			教育実践の深化に努めた
					大阪府立支援学校に在籍する大阪市の児童生徒が、地元の小・中学校・義務教育学校とつながっているとより感じることでできる交流方法を考えていく

1－(3)後期中等教育段階における教育の充実(高等学校・高等部)

(ア) 自立に向けた教育内容等の充実					
自らの生き方を選択する力を育成できるよう、一人ひとりの生徒に応じた目標をたて、教育内容の充実を図ります。また、社会の変化に応じ、一人でも多くの生徒が就労につながるよう、キャリア教育支援センターでの就業体験実習や就労相談担当指導員の活用等により、自立に向けた教育の推進を図ります。	職場実習等	就労相談担当指導員の活動結果 保護者講習214回 教員講習340回 企業等訪問81回 研修支援8回 就労支援5回			職員の人材確保 障がいの多様化に対応した就労ニーズの情報収集
					今後も、各中学校・義務教育学校、元市立特別支援学校、高等学校自立支援コースのキャリア教育の充実を図る
卒業後を見通した長期的な視点で教育的支援を行うため、「個別の教育支援計画」を作成し、“移行計画”として活用することで、ライフステージを通じた一貫した支援となるよう、進路先や生活支援に係る関係諸機関など地域の社会資源との連携を強め、職場体験実習や就労先の開拓、就労後の離職の防止に努めるとともに、地域での自立生活の体験活動にも取り組むなど、一人ひとりの生徒に応じた進路指導の充実を図ります。	インクルーシブ教育システムの充実と推進	・「個別の支援計画」作成・活用の充実に向け、研修等を通して、各校園への周知を図っている ・進学先の学校等と連携を深めるため、年度当初に事業説明会を開催し、学校の取り組むべき内容について周知している			継続した支援が実施できるよう、関係機関(教育・福祉・医療等)との連携を深める
					「個別の教育支援計画」の作成及び効果的な活用に向け、各校園への周知を充実を図る
	生活卒後相談	7月～10月の期間に、リハビリテーションセンターにおいて、支援学校(肢体不自由)高等部卒業後の生活等についてケースワーカー、理学療法士、心理判定員による個別相談を行った。 相談者数 8名 大阪市障害児・者施設連絡協議会加盟施設の協力を得て、インターネット環境を活用した「Web施設・事業所合同説明会」を実施した。 参加施設・事業所 122カ所 ホームページ閲覧数 823回 「18歳からの補装具判定について」の説明会を保護者向けに実施した。 参加者数 8名			生活卒後相談の実施時期より前に18歳以降の補装具判定方法についての説明会を保護者に向けて実施する等、参加者のニーズに合った開催方法となるよう、引き続き検討を続けていく。
					引き続き施設等の関係機関や支援学校と連携し取り組みの充実に努める。

1－(4)生涯学習や相談・支援の充実						
障がいの有無にかかわらず、生涯を通じて学べるよう「生涯学習大阪計画」に基づき施策を推進していきます。	成人学校	聴覚障がい者を対象とした成人学校の開催 ・成人学校 15回 180人 ・国語教室 20回 175人 ・口話教室 20回 73人 全55回 のべ参加者数428人				障がい者のニーズに則した企画により参加者も定着している。若年者の参加促進に向け、世代間の繋がりを視野に入れた工夫が必要。
		視覚障がい者を対象とした成人学校の開催 ・成人学校 7回 187人 ・国語教室 6回 31人 全13回 のべ参加者数218人				引き続き機会の提供に努める。
	障がい者交流学习事業	仲間づくり教室の開催 全21回 のべ受講者数1393人(受講生142人)				指導員確保が今後難しくなる恐れがある。
						障がいの程度に関わらず参加できるプログラムの実施。
	聴覚障がい者を対象とした高齢者学級	聴覚障がい者のためのいきいきセミナーの開催 全6回 のべ参加者数193人 定員40人 申込者数42人				協力団体の総会等でチラシ配布や区役所の福祉関係部署にチラシの優先配架の依頼をして周知につとめているが、新規者の応募が伸び悩んでいる。
						チラシの配付先、周知方法を検討する。

(ア)生涯学習の機会提供					
図書館等の社会教育施設や地域施設について、障がいのある人が利用しやすいような整備を進めます。	市立図書館の取組	視覚障がいなどで活字での読書が困難な方への対面朗読サービス ・登録者数 13人 ・利用件数 537件			対面朗読室の設置の問題で、中央図書館および建替整備済の地域図書館計11館での実施に限られる。
					より多様なニーズに対応するために、令和7年度からオンライン対面朗読を開始予定。
		視覚障がいなどで活字での読書が困難な方への点字・録音図書の貸出 ・登録者数 117人 ・利用件数 2,452件			機器利用に支援が不要な利用者と必要な利用者に二極化する傾向にある。
					それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組む。
		重度の身体障がいにより図書館へ来館できない方への図書の郵送貸出 ・登録者数 139人 ・利用件数 1,173件 ・冊数 3,492冊			サービス対象外となる利用者からの利用希望や、郵送対象外の資料の貸出希望があり、対応の検討が必要。
					それぞれの障がいに応じた資料の提供や合理的配慮を含むサービスのあり方について継続して取り組む。
		支援機器・設備の整備 ・拡大読書器設置 23館(うち令和6年度1館新規設置) ・筆談ボード設置 全24館 ・リーディングトラッカー設置 全24館			聴覚障がい・発達障がい等を含む、あらゆる障がいに対応する機器・設備の全館的な整備が必要。
		以下は中央図書館のみ設置 ・難聴者集団補聴装置 ・視覚障がい者用音声対応パソコン			長期計画で全館に各種障がいに対応する機器・設備を設置し、ホームページ掲載・館内掲示等で周知に努める。
障がいのある人に読書の機会を提供するとともに、対面朗読サービスや郵送等による非来館型サービスなどの障がい者サービスや障がいのある人への理解を深める講座・講演会など、学習機会を提供します。	市立図書館における読書バリアフリー啓発イベントの実施	読書バリアフリー啓発イベントの実施 ・イベント実施回数 10回、参加人数 367人 ・展示実施回数 5回			障がいのある人に読書の機会を提供するために、図書館サービスに関する効果的な広報・普及啓発が必要。
					関係機関と連携することにより、広報を強化するとともに、より具体的な課題解決につなげられるようにする。 読書バリアフリー啓発イベントを全館的に実施する。

読み上げソフトに対応した図書館ホームページ、「やさしいにほんご」ページ、障がい者サービスのページの設置など、障がいのある人に対しても情報提供できるよう、引き続き整備を進めます。	市立図書館ホームページを通じた情報発信	ホームページアクセス数 ・蔵書検索携帯版 104,138件 ・「やさしいにほんご」トップページ 13,844件 ・「障がい者サービス」トップページ 12,086件			障がいのある利用者の方への情報提供として有効に機能している。
					引き続き情報提供できるよう整備を進める。
事業やイベントを実施する際には、手話通訳や要約筆記をつけるなど、だれもが参加しやすい環境整備に努めます。	本市が実施する事業等における手話通訳者派遣	本市が実施する事業やイベントで手話通訳又は要約筆記が必要な場合に、手話通訳者等を派遣できる体制を整備する。(派遣件数161件)			要約筆記者の派遣件数の増加につながるよう、周知等の工夫が必要。
					手話通訳者及び要約筆記者の登録者数を増やすことなどにより派遣に係る体制整備に努め、今後も事業を継続していく。
(イ) 相談事業・相談活動の充実					
移管した府立支援学校が、引き続き特別支援教育のセンター的役割として実施する地域の学校園への相談・支援活動を活用するため、大阪府教育庁と連携を密にしていきます。		府立支援学校で実施 申込校園数(のべ)144			府市教委間での連絡・連携により、相談・支援活動をスムーズに実施できた
					引き続き、府教育庁との連携を図る
こども相談センターでは、教育相談をはじめとした事業の充実を図るとともに他の相談機関や学校園・地域社会等との連携を図り、就学前から卒業後までの一貫した相談・支援の推進に努めます。	特別支援教育相談 (中央こども相談センター内)	教育相談における特別支援教育相談事業 相談件数627件 相談回数1985回			(中央こども相談センター)児童の実態を正しく把握することが重要であり、「心理学的検査」や「行動観察」等を綿密に行うことが今後必要である。
					引き続き、センター内連携や学校園等との連携を図る
(ウ) 放課後活動等の充実					
児童いきいき放課後事業では、障がいのある児童の放課後活動や長期休業中の活動の充実を図るため、人員体制の構築など環境整備を行います。	児童いきいき放課後事業	大阪市内の全ての市立小学校において、平日の放課後・土曜日・長期休業日などに、放課後の活動場所を提供。 283か所(281校+2分校) 受入障がい児童数:4,542人			放課後等の居場所として重要な役割を果たしているが、児童数の増加に伴い活動場所確保等が課題となっている。
					活動場所確保に向け、引き続き、学校と連携・調整を図りながら、事業を実施する。

留守家庭児童対策事業では、障がいのある児童の健全育成を推進するため人員体制構築に伴う放課後児童クラブに対する補助金の充実を図ります。	留守家庭児童対策事業	保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るための事業（放課後児童クラブ）において、障がい児を受け入れ、職員を追加配置している事業者に対し、その経費について補助金を加算して交付。 ・障がい児受入放課後児童クラブ数:65か所 （内、障がい児対応職員配置クラブ数:52か所） 受入障がい児童数:141人			障がい児を受け入れている場合に限り、障がい児対応職員を追加配置すれば補助対象としていたため、事前の受入体制の整備が困難であった。
					障がい児を受け入れるために、障がい児対応職員を追加配置すれば補助対象とすることで、事前の受入体制を整備しやすくし、障がい児が安心して利用できるよう、補助要件の変更を行う。
中学校で学ぶ生徒については、学校における部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。		学校の部活動指導体制の充実を図るとともに、教職員の長時間勤務の解消を図るため、部活動指導員活用事業に取り組んだ。（部活動指導員の配置目標:580部活動）			- 部活動指導員の配置は、708部活動 - 平日15時から18時に指導できる人員の確保
					引き続き、各校において、生徒個々の状況に応じて適切に対応していく。
放課後等デイサービス事業として、障がいのある児童生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と協働して障がいのある児童生徒の自立を促進します。また、障がいのある児童生徒が安心して支援を受けることができるよう、学校と放課後等デイサービス事業所等の連携の強化を図ります。	放課後等デイサービス (再掲)	在学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する。 【実績】 月あたり利用実人員 11,542人 月あたり利用延べ日数 145,417日			事業所数の増加に伴い、利用者数及び利用日数が増加している。
					児童福祉法改正及び障がい福祉サービス等報酬改定における国の動向を注視しながら、引き続き、適正な支援の提供と利用促進に向けた取組を図る。

1－(5)教職員等の資質の向上

(ア)研修の充実					
すべての教職員等が、障がいのある人についての認識と理解を深めるとともに人権意識を高め、自立生活の様子や就労現場の見学等を通して進路先の実態把握に努め、障がいのある人の地域での自立と社会参加を果たすため、その人の将来を見通した上で今必要なスキルが何かを見極められる専門的力量を身につけられるよう、研修の充実を図ります。また、発達障がい研修支援員をインクルーシブ教育推進室に配置し、発達障がいに関する研修の充実を図ります。	教職員等の資質向上の取組	全特別支援学級担任対象の研修等、集合・オンライン・オンデマンド等の研修形態を組み合わせた研修および講座の実施 260回			特別支援教育に関するさらなる専門性の向上
					全教員向け研修や認定講習の充実を図り、障がいに関する専門性の向上を図る
	教職員等の資質向上の取組	「大阪市の就学相談」～障がいのあるお子様のよりよい就学に向けて～ 通級リーフレット「通級による指導について」			特別支援教育に関する事例等の情報提供の充実
					引き続き特別支援教育に関する情報提供の充実を図る
一人ひとりのこどもの状況を共通理解し全教職員等で共に指導を進めるため、また、障がいを理由としたいじめや人権侵害の解決を図る取組を進めるため、大阪市教育委員会が作成した「精神障がい者の理解を深めるために」、「人権教育を進めるために」等の啓発冊子を活用して各校園等で実施する研修の充実を図ります。	教職員等の資質向上の取組	・全教職員対象のいじめに関するeラーニング研修及びいじめ対応の振り返りチェックシートを実施した。			eラーニング研修及びいじめ対応の振り返りチェックシートの実施により、いじめ対応の認識を定着させた。
					・いじめの未然防止及び対応について、引き続き教職員の理解を深める必要があるため、全教職員に対して「大阪市いじめ対策基本方針」の徹底に向けたeラーニング研修を実施し、いじめ対応に係る基本認識のさらなる徹底を図る。
すべての幼児教育・保育施設の職員がこども一人ひとりの障がいの特性や合理的配慮、インクルーシブの理念を理解し、こどもや保護者への適切な対応を学ぶなど、研修及び研究会の充実を図ります。	就学前施設の教職員対象に、障がいの特性を理解し、個々に応じた適切な支援方法を学ぶことができるような研修、研究会を実施する。	【研修会】子どもの発達過程や障がいの特性を理解し、それに応じた子どもや保護者への支援を学んだ。 本市主催研修実施回数5回(延べ参加者数299人) 委託先研修実施回数13回(延べ参加者数982人) 【研究会】合理的配慮やインクルーシブの理念を正しく理解し、障がいの特性に応じた支援方法を検証した。実施回数11回(延べ参加者数192人)			専門的知識をもった講師を確保し、今後も実践に生かすことのできる研修会及び研究会を実施する。
					Teamsを活用したオンライン研修等、内容を工夫・充実させ、更なる幼児教育・保育の質の向上に繋げていく。
(イ)研究活動の活性化					
教職員一人ひとりが自ら研修に努めるとともに、とりわけ特別支援教育コーディネーター等が、発達障がいのあるこどもへの支援を含めた専門性の向上をめざして研究活動を一層推進するよう努めます。		・各校園の特別支援教育コーディネーターによる校園内研修実施を支援するため、発達障がいに関する研修動画および資料を作成して提供 ・「特別支援学校教育職員免許法認定講習」3科目本市単独による開催			本市として、免許保有率の向上による教員の専門性の確保
					引き続き、認定講習を行い、免許保有率向上に取り組む

2ー(1)就業の推進					
(ア)多様な働く機会の確保					
通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。 職業リハビリテーションセンターを中心に、障がい特性に合わせた多様な職業リハビリテーションの開発を行います。 企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職困難者等の雇用・就労への支援を行っている地域就労支援センターとの連携を図ります。	大阪市職業リハビリテーションセンターにおける職業訓練	○職業訓練 【大阪市職業リハビリテーションセンター】 ・オフィス実務科(身体障がい) 1年 10名 ・ビジネスパートナー科(知的障がい) 1年 10名 ・ワーキングスキル科(知的障がい) 1年 15名 ・ワークアドバンス科(精神障がい) 1年 7名 ・ジョブ・コミュニケーション科(発達障がい) 1年 5名 ・ICTテレワーク科(すべての障がい) 1年 5名 【大阪市職業指導センター】 ・職業基礎科(1年次) 15名 ・総合流通科(2年次) 15名			引き続き、働き方の多様化に伴う利用者のニーズに応じた職業指導や職域開発の検討が必要。
					就労に向けた実習や生活指導を行い、社会適応能力の習得及び職業自立を支援することから、引き続き、取組を推進していく。
(イ)働く場における合理的配慮の推進					
就業を可能にするための福祉機器の開発や普及を図ります。また、スムーズな通勤を可能にする交通アクセスの改善など、社会環境の整備に努め、就業生活の安定を図ります。	補装具・福祉機器普及事業【再掲】	・補装具・福祉機器等福祉用具に関する相談(一般相談・専門相談・来所相談・訪問相談)、情報提供、指導・助言、福祉用具の選定及び医学的・工学的技術を介した適合評価を通じて、個々の相談者の障がい状況に応じた具体的な問題解決を行う等 延相談件数:4,958件			平成25年に障害者総合支援法の中に難病枠が定義付けられ、重度障がい者用意思伝達装置、車椅子、座位保持装置等の補装具適合に関する高度な専門技術が求められている。
					障がいのある人の自立支援・QOL向上、介護者の負担軽減のためには、補装具・福祉機器は一助となり、不可欠なものである。そのための専門的な相談対応、情報提供、製作・改良などによる直接的支援体制と支援担当への技術移転を目的とする人材育成と普及の促進は、今後必要である。
障がい者就業・生活支援センターで実施する「就業支援フェスタ」など市民や企業の理解を深めるための具体的な啓発活動を行います。	就業支援フェスタ	【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 テーマ:「共に働くために知ろう、学ぼうナチュラルサポート」 11月29日開催 109名参加			障がいの理解は一定進んでいると考えるものの、まだまだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。
					障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために引き続き実施する。
大阪労働局や大阪府雇用開発協会、大阪障害者職業センターと連携して啓発活動を推進します。	障がい者雇用支援月間	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者雇用支援月間ポスター原画入賞作品展示会 市役所1階ロビー 9月18日～20日			障がいの理解は一定進んでいると考えられるものの、市民や企業に対し、更なる理解啓発の拡充が必要。
					障がい者雇用等について市民・企業の理解を深めるために引き続き関係機関と連携して実施していく。

(ウ) 大阪市における障がいのある人の職員採用と関係団体への働きかけ					
職員採用については、市長部局において障がい者雇用の法定雇用率を達成していますが、「障害者雇用促進法」の趣旨、2020(令和2)年4月に策定した「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、引き続き事務職員採用を基準として、その数の4%を基本に推進し、計画的な採用に努めます。	障がい者の職員採用	市長部局における障がい者の実雇用率は、令和6年6月1日時点で2.81%であり、法定雇用率を達成した。 本務職員の採用においては、「障がい者を対象とした職員採用試験」を実施し、6名を採用した(令和7年4月1日付け採用)。			法定雇用率の引上げ(現行2.8%→3%)に向け、さらなる障がい者の雇用推進が必要。
					引き続き、法定雇用率を上回るよう、他都市状況等を参考にしつつ、上記課題もふまえた採用手法等の検討を行い、計画的な採用に努める。
職員採用にあたっては、「障がい者活躍推進計画」を踏まえ、2020(令和2)年度より特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定しない取り扱いとしています。今後も、職員採用の状況や他都市の状況等の動向を注視しつつ、現行の「知的障がい者長期・短期プロジェクト」なども参考としながら、障がいのある人の就労支援の取組を進めます。		本務職員の採用において、特定の障がいに限定せず、身体、知的、精神障がい者が受験可能な「障がい者を対象とした職員採用試験」を実施し、6名を採用した(令和7年4月1日付け採用)。			特定の障がいに限定せず、身体、知的、精神障がい者が受験可能としているところ、知的障がい者については採用に至っていない。
					引き続き、他都市状況等を参考にしつつ、上記課題もふまえた採用手法等の検討を行い、障がいのある人の就労支援の取組を進める。
障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働けることができるよう、採用時や職場における合理的配慮に留意するとともに、障がい種別に関わりなく、その人の適性を最大限に発揮できるような職域の開発や配置を進めます。	知的障がい者長期・短期受け入れプロジェクト 障がい者就業・生活支援センター(ジョブコーチ)による支援)	長期・短期受け入れプロジェクトにより受入れた知的障がいのある人や受入所属に対して、ジョブコーチによる支援を実施。			持てる能力を十分に発揮しながら安心して働けることができるように、引き続き個々に応じた支援を行っていく必要がある。
					障がいのある職員が持てる能力を十分に発揮しながら安心して働けることができるよう、引き続き実施していく。
関係団体においても法定雇用率が達成できるよう積極的に働きかけを行います。		大阪市教育委員会 令和6年6月1日現在 2.15%			法定雇用率(2.7%)を達成する必要がある。
					引き続き、働きかけていく。

(エ)大阪市の事業を活用した雇用創出					
大阪市が発注する一部の庁舎清掃業務委託契約などにおいて、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけではなく総合的な評価によって落札者の決定を行う「総合評価一般競争入札」を実施しており、今後もこの制度を活用し、障がいのある人の雇用創出を図っていきます。	総合評価一般競争入札の実施	【総合評価一般競争入札】 従来の価格のみの評価だけでなく、障がいのある人の雇用促進に積極的な事業者からの提案を評価し、総合的な評価によって落札者の決定を行うことにより、就職困難者の雇用・就労支援を進める。			事業者評価方法について更なる精査が必要。
					障がいのある人の雇用創出を図るために引き続き実施する。
		本市発注の一部の庁舎清掃業務委託などに、従来の価格評価に加え、障がいのある人の雇用促進などの提案を評価し、価格だけでなく総合的な評価によって落札者の決定を行う。 長期継続15件、単年度契約2件(令和6年度発注件数)			障がい者雇用に積極的な参加者を更に評価できるように、今後評価項目の検討を行っていく必要がある。 評価項目について検討を行っていく。
(オ)障がい者就労施設等への支援					
大阪市における物品等の調達については、「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針に基づき、障がい者福祉施設等からの調達の推進に努め、「地方自治法」施行令による随意契約を活用し、同方針に定めた調達目標の達成をめざしていきます。	「障害者優先調達推進法」の規定により策定した調達方針の策定	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、「令和5年度大阪市における障がい者就労支援事業所等からの物品等の調達方針」を策定した。			更なる受注機会の増大に向けた取り組みの強化が必要。 本市における調達方針を毎年度策定し、もって障がい者就労支援事業所等の受注機会の増大を図ることに努める。
	地方自治法施工令第167条の2第1項第3号に基づく政策目的達成に向けた随意契約	【障がい者福祉施設等との契約】 76件 157,363,891円			更なる受注機会の増大に向けた取り組みの強化が必要。 市各部署に対して、改めて法の趣旨並びに調達方針について周知を行い、さらなる優先調達にを推進する。
	区役所等の空きスペースを活用した物品等販売の場の提供	区役所庁舎等を活用するための行政財産の目的外使用申請に対して副申を発行し、物品等販売の場の提供を促進。18か所で実施。			物品等の販売の場の更なる拡大を図る必要がある。 市各部署に対して、改めて法の趣旨並びに調達方針について周知を行い、さらなる優先調達にを推進する。
障がい福祉施設等の工賃の増額や製品の認知度向上のため、製品のインターネット上のショッピングモール「大阪ハートフル商店街」を活用し、福祉施設における製品の販売促進を図ります。	障がい者福祉施設製品販売促進支援事業	○インターネットショッピング アクセス数 20,593 回 販売額 171,950 円			更なる販路の拡充が必要。
		○イベント販売会等 開催回数 20 回 販売額 1,444,600円			障がい者就労に繋がることから、障がい者福祉施設製品の販売促進を図るため、販路の拡大を目指す

2-(2)就業支援のための施策の展開

(ア) 地域の就労支援ネットワークの構築					
ライフステージを通じて切れ目なく就業支援と生活支援の一体的支援を受けられるよう、障がい者就業・生活支援センターが中心となり、各区の地域自立支援協議会に参画する相談支援事業所や、就労移行支援事業所、特別支援学校、医療機関等との連携を深め、地域就業支援ネットワークを構築します。	障がい者就業・生活支援センター	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,814人(うち新規 539人) 相談件数 16,789件 就職者数 261人 定着支援件数 1,416件 支援機関への助言・支援件数 2,788件 個別支援に関するコーディネート件数 4,669件 センター主催の連絡会議等件数 409件 主に他支援機関を対象とした研修会、交流会等開催件数 31件 《新規相談経路》 ・ハローワーク 69人 ・地域障害者職業センター 17人 ・特別支援学校 64人 ・就労移行支援事業所 55人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所 72人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 54人 ・直接利用（家族を含む）68人 ・上記以外 140人			ネットワーク構築の更なる拡充が求められている。
					就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。
(イ)「仕事」と「生活」両面での総合的な支援					
就業支援とともに障がい福祉サービスの利用がスムーズにつながるよう地域就業支援ネットワークの充実に努め、「仕事」と「生活」両面から就業の継続に向けた支援を強化し、障がいのある人の地域生活を支援していきます。 障がい者就業・生活支援センターが中心となり、地域の社会資源と連携して、障がいのある人が働き、地域で自立して暮らせるよう、職場定着も含めた就業支援の質の向上に努めます。	障がい者就業・生活支援センター	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,814人(うち新規 539人) 相談件数 16,789件 就職者数 261人 定着支援件数 1,416件 支援機関への助言・支援件数 2,788件 個別支援に関するコーディネート件数 4,669件 センター主催の連絡会議等件数 409件 主に他支援機関を対象とした研修会、交流会等開催件数 31件 《新規相談経路》 ・ハローワーク 69人 ・地域障害者職業センター 17人 ・特別支援学校 64人 ・就労移行支援事業所 55人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所 72人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 54人 ・直接利用（家族を含む）68人 ・上記以外 140人			連携・ネットワーク構築の更なる拡充が求められている。
					就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。

(ウ) 精神障がいのある人の就業支援					
精神障がいのある人の就業を促進するため、ジョブコーチ支援などを活用し就業促進を図ります。また、医療機関や地域の社会資源の協力のもと、生活面を含めたきめ細かな就業支援体制を構築します。	精神障がい者就業支援コーディネーターの配置	○精神障がいのある人に対する支援 利用登録者数 2,097人(うち新規 296人) 就職者数 101人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数 8,086件 事業主に対する相談・支援件数 1,828件			就業支援体制構築の更なる拡充が求められている。
					雇用促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。
就業支援の関係機関や雇用側企業に対して、精神障がいのある人の理解を深めるための啓発・研修に取り組み、就業促進や雇用の安定を図ります。		○事業主に対して障がいのある人の雇入れや職場適応・職場定着等に関する支援を実施。 支援件数 1,828件			更なる取組みの拡充が求められる。
					雇用促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。
(エ) 発達障がいのある人の就業支援					
発達障がいのある人の就業を促進するため、発達障がい者就業支援コーディネーターを中心に、就労移行支援事業所、労働関係機関、医療機関、生活支援機関など、社会資源のネットワークを構築して就業支援体制の整備を図ります。	発達障がい者就業支援コーディネーターの配置	○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数 247人(うち新規7人) 就職者数 10人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数547件 事業主に対する相談・支援件数 199件			手帳を持たない人への相談・支援の増加など、ニーズが多様化しており、更なる取り組みの強化が求められている。
					就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。
	発達障がい者支援センター	発達障がい者に対し、就労支援・相談支援を実施。 延支援件数 872件			ケースの多様化に伴う支援ニーズの多様化が見られる。
					今後も引き続き関係先と連携し必要な支援を実施する。
発達障がいのある人について、相談者の状況や抱える課題を把握し整理したうえで就労支援機関につなげるなど、就労支援への移行が円滑に行われるよう、関係機関の連携体制を強化するとともに、就労定着支援にも取り組みます。	発達障がい者就業支援コーディネーターの配置 (再掲)	○発達障がいのある人に対する支援 利用登録者数 247人(うち新規7人) 就職者数 10人 支援対象障がい者に対する相談・支援件数547件 事業主に対する相談・支援件数 199件			手帳を持たない人への相談・支援の増加など、ニーズが多様化しており、更なる取り組みの強化が求められている。
					就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。

(オ) 難病患者の就業支援					
難病患者の就業を促進するため、難病相談支援センターや地域の医療・介護・福祉従事者が連携し、就業支援のネットワークを構築する等就業支援体制の整備を図ります。	障がい者就業・生活支援センター	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,814人(うち新規 539人) 相談件数 16,789件 就職者数 261人 定着支援件数 1,416件 支援機関への助言・支援件数 2,788件 個別支援に関するコーディネート件数 4,669件 センター主催の連絡会議等件数 409件 主に他支援機関を対象とした研修会、交流会等開催件数 31件 《新規相談経路》 ・ハローワーク 69人 ・地域障害者職業センター 17人 ・特別支援学校 64人 ・就労移行支援事業所 55人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所 72人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 54人 ・直接利用（家族を含む）68人 ・上記以外 140人			就業支援体制の更なる整備が求められている。
				就業促進と職業安定を図るため、引き続き実施する。	
(カ) 重度障がいのある人等の就業支援					
2020(令和2)年度より実施している大阪市重度障がい者等就業支援事業では、働く意思と能力がありながら、障がいを理由として働くことのできない人の就労機会を拡大し、社会参加を促進することを目的に、就業中における日常生活に係る支援を行っています。 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構との連携に加え、支援学校やハローワーク等への働きかけを行い、事業のさらなる利用促進を図ります。	大阪市重度障がい者就業支援事業	働く意思と能力がありながら、障がいを理由として働くことのできない方に対し、障がいのある方の就労機会を拡大し、社会参加を促進することを目的として、日常生活にかかる支援を就業中にも行う。 (実績)R6年度利用人数 50人 (参考)R5年度利用者数 39人			事業の利用促進により利用人数は増加している。
					就労機会を拡大し、社会参加の促進を図るために、引き続き事業を実施する。

2-(3)福祉施設からの一般就労

(ア) 就労移行支援事業者等の支援力の強化					
障がいのある人の一般就労への移行及び定着を進めるため、就職後6カ月未満の間は就労移行支援事業者等が、就職後6カ月以降は就労定着支援事業者が職場定着のための支援を行います。より効果的な支援が行われるよう、制度の見直しを引き続き国に働きかけます。	就労移行支援事業所の確保	就労移行支援事業所の量的な確保に努める。 (実績) R6年度当初事業所数 190か所 (参考) R5年度当初事業所数 185か所			事業所数は増加している。
					引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。
障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現していくために、就労移行支援事業者等が障がい特性に配慮し、利用者の希望等に沿った就労支援が実施できるよう事業者向け研修を開催するなど、支援力の強化に取り組みます。 併せて、就労移行支援事業者等に対して、利用者の希望や能力を踏まえた支援を徹底するなど必要な指導を行い、支援内容の適正化と就労の質の向上を図ります。 また、休職中の障がいのある人が、より効果的かつ確実に復職することが可能となるよう、必要に応じ就労移行支援等の利用を進めていきます。	就労移行支援(再掲)	就労を希望する65歳未満の障がい者又は65歳以上の障がい者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。))引き続き障がい福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者に限る。)であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行う。 (見込) 月あたり1,508人、24,627日 (実績) 月あたり1,578人、26,597日			精神障がい者の増加が見込を上回ったものの、全体としては見込と実績の乖離はほぼ無かった。
					引き続き事業を実施していく。 必要に応じ制度の見直し等の働きかけも含め取り組んでいく。

(イ)障がい者就業・生活支援センターと就労移行支援事業所との連携強化					
障がい者就業・生活支援センターが、就労移行支援事業所、ハローワーク、能力開発施設、地域障がい者職業センター、特別支援学校等の教育機関、医療機関等と連携することにより、障がいのある人の就業を支える体制の強化を図ります。 また、地域の社会資源や就業支援機関が円滑に情報・意見交換できるように、就労移行支援事業所による連絡会等を主導するとともに、企業、利用者、ハローワーク等関係機関を加えた合同事業所説明会を開催するなど、障がい者就業・生活支援センターが中心となって就労移行支援事業所等関係機関との連携強化を図ります。	障がい者就業・生活支援センター	○中央センター 1か所、地域センター 6か所 利用登録者数 4,783人(うち新規 496人) 《新規相談経路》 ・ハローワーク 78人 ・地域障害者職業センター 6人 ・特別支援学校 65人 ・就労移行支援事業所 46人 ・就労移行支援事業所以外の福祉サービス事業所 54人 ・福祉事務所、市町村役場等行政機関 61人 ・直接利用（家族を含む）60人 ・上記以外 126人 相談件数 17,214件 就職者数 258人 定着支援件数 1,650件 ○地域福祉サービス事業所等合同による就労系の福祉サービス体験会等の実施。市内4か所で概ね月1回開催。 【構成】 ハローワーク、障がい者就業・生活支援センター、就労系事業所、相談支援、支援学校、医療機関、職業能力開発施設など			地域関係機関等との更なる連携・拡充が必要。
					就業促進と職業安定を図るために、引き続き実施する。
(ウ)就業者支援にかかわる支援者の育成					
障がい者就業・生活支援センターは、支援者の育成及び情報共有を図るため、就業支援フェスタや就業支援セミナーを開催し、就業支援に携わる職員の意識と能力の向上を支援します。	障がい者就業・生活支援センター	・就業支援フェスタの開催。 ・地域関係機関(各種学校、福祉事業所など)への出前講座等の実施。			更なる取り組みの強化・拡充が必要。
					就業者支援に携わる支援者の意識と能力の向上のために引き続き関係機関と連携して実施していく。
	就業支援フェスタ	【就業支援フェスタ】 就業支援にかかる広報・啓発を目的に実施。 テーマ:「共に働くために知ろう、学ぼうナチュラルサポート」 11月29日開催 101名参加			障がいの理解は一定進んでいると考えるものの、まだまだ市民や企業に対し、広く理解啓発を行っていく必要がある。
					障がい者の就業に対する市民や企業の理解を深めるために引き続き実施する。

第5章 住みよい環境づくりのために

施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
					今後の方向性(A:改善)
1ー(1)生活環境の整備					
すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」など関係法令に基づき生活環境の整備を進めます。	<u>ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用</u>	「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、整備を進める。			継続的な取組みが必要。
					障がいのある人もない人も暮らしやすいまちづくりのため、引き続き、実施する。
(ア)市民利用施設等の整備、改善					
「障害者差別解消法」の理念に基づき、すべての市民・事業者が積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組むという意識の高揚を図るため、様々な機会をとらえて啓発を行います。	<u>「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰【再掲】</u>	次の時代を担う中学生・高校生に「ひとにやさしいまちづくり」の趣旨を理解してもらうことを目的として、「わがまちのやさしさ発見」レポートを募集。受賞作品を選考のうえ、作品集を作成、配布した。 また、受賞者に対し、障がい者週間期間中に表彰を実施。 作品応募数 73 点 応募学校数 4校			応募学校が限定されている。更なる拡充が必要。
					理解啓発の一環としても必要な事業であることから、より参加しやすくなるよう事業内容を見直し、参加者の増加を図る。

公園、駐車場等の整備にあたっては、階段のスロープ化や手すりの設置、車止めの改良、溝蓋の設置、障がいのある人に対応したトイレの整備等「ひとにやさしいまちづくり」の基本的な考え方にに基づき、計画的に改善を図ります。	公園の出入口等の整備	5公園で、公園の出入口段差の解消や、階段のスロープ化等のバリアフリー改修を行った。			公園の出入口段差の解消や、階段のスロープ化等の整備を進めているが、依然として未整備の公園が多く存在している。
					引き続き、公園の出入口段差の解消や階段のスロープ化等に努めていく。
	大阪市建築物の改善	5公園で、公園トイレのバリアフリー改修を行った。			課題（C：評価） 身体障がい者用トイレの設置は進んでいるものの、依然として身体障がい者用トイレが設置されていない公園トイレが存在している。
					今後の方向性（A：改善） 身体障がい者用トイレの整備に努めていくと共に、既存の公園トイレのバリアフリー改修に努めていく。
	車いす専用駐車場スペースの等の設置指導	協議件数10件			令和6年度は、10件の協議を行い、バリアフリー化の推進に努めた。
					引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行い、バリアフリー化の推進を図ります。
都市施設（不特定かつ多数の者の利用に供する建築物及び駐車場）を新たに設置する場合は関係事業者と協議や指導を行うなど、バリアフリーの推進を図ります。また、重点整備地区内における開発については、基本構想の考え方に沿った整備を進めるよう啓発していきます。	民間事業者に対する事前協議	協議件数 521件			521件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めた。
					引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。

1－(2)移動円滑化の推進					
(ア)移動手段の整備					
障がいのある人や関係事業者等と連携して策定した基本構想に基づき、鉄道駅舎、駅前広場、駅周辺施設に至る道路、信号機等の重点的・一体的なバリアフリー化を推進します。	大阪市交通バリアフリー基本構想	基本構想策定25地区 特定事業計画の主な整備状況 公共交通特定事業： エレベーター等 駅の段差解消 100% 誘導ブロック内方線等 ホームの安全対策 100% 車いす対応トイレの設置 100% 道路特定事業： 主要な経路への誘導用ブロック敷設 等 90.3%(R7.3末時点) 交通安全特定事業： 主要な交差点への音響信号機の設置 100%			基本構想策定後、一定のバリアフリー化が図られてきたが、すべての項目において100%の整備を行う必要がある
					積極的な取り組みを特定事業者に促していく。
(イ)市営交通の事業の引継ぎ					
旧市営交通であった地下鉄事業は大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)に、バス事業は大阪シティバス株式会社にそれぞれ事業を引き継ぎましたが、これまで果たしてきた役割や取組を踏まえ、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかけていきます。	バリアフリー整備に関する進捗確認	大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)は、国により新たに創設された鉄道駅バリアフリー料金制度を令和5年4月1日から活用してエレベーター、可動式ホーム柵等を整備している。 【令和6年度実績】 ・エレベーター整備:3駅(完了) ・可動式ホーム柵整備:谷町線5駅、四つ橋線6駅、中央線12駅(完了)			大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)が策定した中期経営計画に沿って、着実に鉄道利用者の安全対策やバリアフリー化が図られた。 引き続き、Osaka Metroが鉄道駅バリアフリー料金制度を活用し、可動式ホーム柵やエレベーター等の整備が計画的に進められるようOsaka Metroと協議・調整する。
	バスネットワーク連絡調整会議(バス運行に関する協議体)	バス車両については、大阪シティバス株式会社に引き継ぐ前より、全車両ノンステップ化が完了している。 (開催実績) 令和7年3月25日 第1回開催			全車両がノンステップ車である。 引き続き、安全対策やバリアフリー化が進むよう働きかける。
大阪市区と大阪市高速電気軌道株式会社(Osaka Metro)及び大阪シティバス株式会社との間で、諸課題について連絡調整するための会議体を設置し、市民・利用者の声の共有や施策に関する意見交換等を行い、本市もオブザーバーとして、引き続き参画していきます。	大阪市区・Osaka Metro・シティバス連絡会議	市民・利用者の声の共有や、施策に関する情報共有、意見交換等を行った。 (開催実績) 令和6年4月24日 第9回開催 令和6年9月11日 第10回開催			民営化により、市民の意見が伝わらないのではないかと懸念に対し、引き続き、会社の事業の説明及び市民の代表である議会との意見交換をしていく必要がある。 引き続き、今後も連絡会議にオブザーバーとして参画していく。

(ウ) 民間事業者に対する働きかけ					
「バリアフリー法」に基づく基本方針において、移動円滑化基準の適合対象となる鉄道駅舎について、エレベーター設置等の段差解消、可動式ホーム柵の設置等の転落防止対策、多機能トイレや誘導案内設備の設置などのバリアフリー化やノンステップバスの新規導入が促進されるよう、積極的に働きかけます。	鉄道駅舎エレベーター等設置助成	鉄道駅舎等について、段差解消のためのエレベーター等の整備に対して補助を実施。 弁天町駅にて実施			補助対象や補助内容の更なる精査が必要。
					引き続き実施していく。
民間鉄道駅の一部において駅員のいない駅があることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、障がいのある人や高齢者をはじめとしたすべての駅利用者が安全・安心に利用できるよう、国に対して、人員配置について鉄道事業者へ指導するよう要望していきます。	国への要望事業者への働きかけ 国への要望	大阪府内の他の市町村や大阪府と連携し、国に対して、駅無人化対策に関する要望を提出。 鉄道事業者に対し、安易に無人駅を拡大させることのないよう要請。			障がい者が駅を利用する際に負担の大きい無人駅が残っていることから、引き続き取り組みを進めていく必要がある。
					引き続き働きかけていく。
(エ) 歩行空間の改善					
重点整備地区内の主要な経路(特定経路)を対象に、視覚障がい者誘導用ブロックの設置等を集中的に推進しています。その他の地区においても、視覚障がいのある人の利用が多い公共施設等から最寄りのバス停や鉄道駅等公共交通機関までの経路、主要交差点、歩道橋の階段昇降口部等への視覚障がい者誘導用ブロックの設置	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	【計画】 ①重点整備地区内の主要な経路において視覚障がい者誘導用ブロックを設置する。 【実行】 ①R6年度:1.43km、進捗率:91%(R7,3末時点)			現地の道路状況に合わせて視覚障がい者誘導用ブロックを整備する必要がある。
					現地状況を確認しながら、引き続き重点整備地区内の主要な経路における整備を進める。
交差点における歩道の段差切り下げ・勾配修正については、先進事例も参考としながら障がいのある人が安全で快適に移動できるよう改善します。	歩道整備、歩道の段差切り下げの改善	【計画】 ①歩道整備を進める。 ②歩道を新設・改良する際に、「大阪市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例」を満たす段差・勾配とする。 【実行】 ①②R6年度:約0.4km(歩道新設・歩道拡張)			交通管理者等と連携しながら、歩道整備等を進める必要がある。
					交通管理者等と連携しながら、引き続き、歩道整備や歩道の段差切り下げの改善を進める。

違法駐車、放置自転車対策を徹底し、障がいのある人をはじめすべての歩行者が安全かつ快適に歩道を利用できるようにします。	放置自転車対策	・自転車駐車場の整備 増設等 8駅 累計 164駅 ・放置禁止区域指定駅 累計 146駅 ・地域の実情に応じた啓発等の放置自転車対策の実施 総数 24区			放置自転車は減っているものの、継続した取組の実施が必要。
(オ) 自家用車利用に対する支援					
障がいのある人の行動範囲を大幅に広げるものとなる自家用車を活用できるよう、大阪府障がい者等駐車区画利用証制度の普及や車いす使用者用駐車スペースの確保などについて、啓発に努めます。また、市立駐車場における一時駐車料金割引を継続します。	障がい者駐車場割引制度	障がい者手帳の交付を受けている者が自ら運転する自動車、または同乗し、その介護者が運転する自動車に対し、一時駐車料金の5割引を実施(但し、長居公園地下駐車場に関しては、当日1回300円で利用可)			特になし
引き続き適切な駐車場管理運営に努め、都市交通の円滑化を実現し、都市機能の増進を図る。					
(カ) バリアフリー施設の情報発信					
市立病院や図書館などの公共的施設や不特定多数の人が利用する民間施設のバリアフリー情報を、ホームページ等により情報発信します。	大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web	・公共施設情報掲載件数 357件 ・ホテル情報掲載件数 48件 ・地下街情報掲載件数 3件			施設情報の更なる拡充と、情報発信方法の検討が必要。
情報内容の充実を図りつつ、引き続き取り組む。					
1ー(3)暮らしの場の確保					
(ア) 市営住宅の改善等					
市営住宅の整備にあたっては、引き続きバリアフリー対応の住宅への改善に努めます。		中層住宅のエレベーター設置 令和6年度実績 12基			当初予定どおり実行できた。
エレベーターのない中層住宅には、可能な限りエレベーターを設置する。					

新築市営住宅の全戸について、「高齢者が居住する住宅の設計に係る指針」及び「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき建設を行うとともに、障がいのある人を対象とした住宅の供給に努めます。	市営住宅	特定(福祉)目的住宅の入居枠の確保 ＜令和6年度実施状況＞ ひとり親 225戸 障がい者 215戸 障がい者見守り付 1戸 車いす常用者見守り付 5戸 高齢者 200戸 高齢者見守り付 53戸			当初予定どおり実行できた。
					関係局と調整し、適正な住戸の提供を行う。
特定目的住宅の障がいのある人の入居枠の確保に努めるとともに、車いす利用者住宅についても可能な限り増設を図ります。なお、特定目的住宅の募集の際に申込みがなかった車いす利用者住宅については、随時募集の対象とし、常時申込みが可能な入居枠の確保に努めます。		車いす常用者向け「ハーフメイド方式」による市営住宅を整備 令和6年度末時点実績 431戸			当初予定どおり実行できた。
					建替にあたっては、玄関・浴室・便所への手摺の設置、住戸内段差の解消、高齢者の使いやすい浴槽の設置など、建設する全ての住宅でバリアフリー設計を導入するとともに、一部住戸を車いす常用者向け住宅とする。
(イ)グループホームの整備促進					
グループホームは、障がいのある人の地域での自立生活や、施設・病院等からの地域移行を図るために必要な「住まい」であり、引き続き、国の補助制度(新築)を活用した整備促進に努めます。	グループホーム整備 助成事業(再掲)	グループホームの新築について希望があれば、内容を確認し、国制度を活用し開所につながるよう補助を実施している。			グループホームの設置においては、土地の確保や近隣との問題により、開設に至らない事例もある。
					新築により開所を希望する法人への意向調査を行い、新規開所につなげるよう支援していく。
また、本市においては、強度行動障がいのある人など重度障がい者の受け入れ促進のため、重度障がい者を新たに受け入れるグループホームに対する住宅改造等の補助について、今後も引き続き実施していきます。	グループホーム整備 助成事業(再掲)	新たに強度行動障がいなど重度障がいのある人の受け入れに必要な住宅改造等の希望があれば、内容を確認し、負担軽減につながるよう丁寧に対応している。			グループホームでの重度障がい者等の支援のために必要となる改造工事費の負担が大きい。
					重度障がい者等の受け入にかかる整備補助事業について、活用を希望する法人に対し、引き続き手続きを案内のうえ、支援していく。

都市部におけるグループホームに適した物件の確保の困難さに対応するため、市営住宅の活用を希望するグループホーム事業者に利用可能な住戸のマッチングについて、今後も引き続き実施していきます。		事業実施戸数(令和6年度末時点):50戸 《内訳》 新規 5戸 継続 51戸 終了 6戸			法人が希望する市営住宅に空室がない場合が多い。
					関係局からの依頼に基づき、適正な住戸の提供を行う。
	グループホームの市営住宅活用(再掲)	市営住宅の希望については、年に1回事業者より募集を受け付け、使用可能か確認を行っている。			大阪市内の物件は、多額な費用がかかるため確保が困難なうえ、近隣住民の理解も得られにくい状況である。そのため、法人は市営住宅を希望するものの、希望する市営住宅に空室がない。 グループホームへの理解が得られるよう啓発していくとともに、引き続き希望があれば使用可能か確認し開所につなげる。
また、現にグループホームが運営されている市営住宅の建替えを行う際には、事業者の希望と提供可能な住戸との適合化を図るとともに、国に対して関係法令の整合性の確保を求めています。	グループホームの市営住宅活用	建替え事業にて移転することになった場合、事業所の移転先住居の意向を確認する。			法人が希望する市営住宅に空室がない。
					法人と連携を密に図り、円滑に移転できるよう調整する。
スプリンクラー等、グループホームが必要とする消防設備の設置について、スプリンクラー設置指導及び特例基準に基づき、引き続きグループホームの入居者の安全確保に努めていきます。	障がい者支援施設に対する消防設備の設置	新規設置数 12施設 支援施設(令別表第一の6項ロ(5))	【障がい者		設置基準に基づき、設置済み。当初通り実行出来た。
					設置基準に基づき、設備を確実に設置させる。
	グループホーム整備助成事業	スプリンクラーの設置補助の希望があれば、内容を確認し、負担軽減につながるよう丁寧に対応している。			既存のグループホームへのスプリンクラーの設置は、国庫補助となるため臨機応変な対応ができない。 スプリンクラーの設置を希望する法人への意向調査を行い、設置につなげるよう支援していく。

グループホームが一律に建築基準法上の「寄宿舎」とみなされること等によって、運営継続や新規設置が困難になることのないよう、大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項の適切な運用に引き続き努めていきます。	グループホーム事業	大阪府内における建築基準法上の取扱いに関する申合せ事項を適切に運用している。			「寄宿舎」とみなされることにより、防火上必要な間仕切壁や非常用照明の設置等、事業者の負担が増える。
(ウ) 民間住宅への入居支援					
大阪府やOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携し、障がいのある人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行います。また、入居を希望する障がいのある人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう取組を進めます。	・セーフティネット住宅 ・大阪府及びOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携しセーフティネット住宅やその仲介を行う不動産事業者、居住支援を行う団体等の情報提供を行う。	【セーフティネット住宅登録実績(累計)】 8,930戸(716件)			継続的な取組みが必要
					引き続きセーフティネット住宅の登録を行い、大阪府やOsakaあんしん住まい推進協議会等と連携し情報提供を行う。
「大阪市住宅セーフティネット連絡会議」における情報共有などを通じて、住宅部局と福祉部局が連携して、住宅確保に配慮を要する障がいのある人の居住支援の推進に努めます。	住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居に当たり支援を必要とする障がい者等に対し、障がい者基幹相談支援センター及び地域活動支援センター(生活支援型)の33か所において、入居支援や居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を実施。			相談支援機関が入居契約手続き等や利用者の生活上の課題に応じた支援の調整を図ることで、家主等や地域住民からの理解を得ている。
保証人がいない等の理由により民間の賃貸住宅等への入居が困難な状況にある障がいのある人を対象として、入居に必要な調整や物件探し等の支援に取り組みます。					引き続き事業を実施し、障がいのある人が地域での生活を継続できるよう支援していく。
(エ) 民間住宅のバリアフリー化の促進					
民間共同住宅においては、一定規模を超える建築物をバリアフリー整備の対象としていますが、障がいのある人などへの配慮が促進されるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」などの動向も注	民間事業者に対する事前協議	第5章 1－(1)－(ア) 民間事業者に対する事前協議と同じ うち共同住宅協議件数 214件			214件の協議を行いバリアフリー化の推進に努めた。
					引き続き「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づき、関係事業者と協議や指導を行いバリアフリー化の推進を図ります。

視して、整備対象の小規模化について検討を進めます。	<u>ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用</u>	・ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「大阪府福祉まちづくり条例」などの動向も注視し、対象規模の検討を進める。			継続的な取り組みが必要。
					ひとにやさしいまちづくりの推進を図るため引き続き、要綱の運用及び整備対象の検討を進める。
すべての市民が自らの問題として積極的に「ひとにやさしいまちづくり」に取り組む機運を盛り上げるため、その必要性を周知するとともに、協力が得られるよう様々な機会をとらえて啓発を行います。		・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱の運用 ・「わがまちのやさしさ発見」レポートの募集・表彰 ・大阪市内公共的施設のバリアフリー情報Web ・大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度（パーミングパーミット）の周知			継続的な取り組みが必要。
					ひとにやさしいまちづくりの推進を図るため引き続き実施する。
(オ)住宅に関する情報提供					
大阪市立住まい情報センターにおいて、障がいのある人等に対する住宅相談も含めた住まいに関する様々な情報提供を行います。	<u>住まい情報センター</u>	住まいに関する一般相談・情報提供 実績:30,848件			事業計画のとおり実施できている。
					引き続き大阪市立住まい情報センターにおいて、住まいに関する情報提供を行う。
住宅改造及び改修に関する相談等の充実を図り、障がいのある人一人ひとりに適した住環境が確保されるように努めます。	<u>補装具・福祉機器普及事業福祉機器普及事業における住宅改造相談会(再掲)</u>	住宅改造に関する相談 相談件数:321件			主に神経難病等による重度障がいのある人からの相談が多く、症状の進行にも対応する必要があり、住宅改造よりも補装具・福祉機器の適用による対処方法で問題解決を図ることが多い状況にある。
					障がいのある方の自立支援・QOLの向上、介護者の負担軽減のためには、今後も実施していく必要がある。

2-（1）防災・防犯対策の充実

(ア) 防災体制の強化					
「<u>大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)</u>」に基づき、要支援者の避難支援の取組の促進に努めていくとともに、障がいのある人をあらゆる災害から守るため、施設及び住宅の防災体制の強化を図ります。 災害や感染症が発生した場合でも、事業所が安定的・継続的に障害福祉サービスを提供できるよう、事業所における業務継続に向けた計画の策定や研修の実施等の取組について、必要に応じて助言・指導を行います。	社会福祉施設等	警防計画樹立対象物:新規3件、廃止0件(計26件)			新規も踏まえ、既存の警防計画について、定期確認を実施。
					引き続き、警防計画作成基準に基づき警防計画を作成し、万全な警防体制に努める。
		年間立入検査計画に基づいて立入検査を実施した。 検査実施数:1238回			検査において消防法令上の不備があった対象物について、是正させていくことが必要。
					引き続き検査を実施し、関係者に不備指摘事項等を通知し、是正するよう指導していく。
	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	消防法令に基づき自衛消防訓練を実施した。 自衛消防訓練実施数:2,614回			施設が消火訓練及び避難訓練を定期的に行うことが必要。
					消火訓練及び避難訓練の定期的な実施の定着を図るとともに、訓練が実施できていない施設に対して指導を行う。
		要支援者の避難支援の取組の促進にあたっては、重点施策として、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成を各区において進めている。作成にあたっては、代表区およびサポート役として危機管理室、福祉局が参加する「個別避難計画策定推進チーム会議」を設置し、代表区・危機管理室・福祉局が連携して、各区役所での取組推進に向けた検討を行っている。また、住宅での家具の固定や配置などの安全対策について、市民防災マニュアルに記載することで周知を図っている。(下線部について回答)			引き続き、時々の課題を踏まえながら、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき取組を実施していく。
					引き続き実施

		令和6年度集団指導において、「業務継続計画(BCP)の策定等」及び「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置」の内容について、WEB方式による動画視聴・資料閲覧形式にて実施した。また、大阪府が開催する社会福祉施設等を対象とした感染対策研修について周知を行った。			障がい福祉サービス事業所等の約8割が集団指導を受講しており、目標は概ね習熟できたものと思われるが、今後も集団指導の受講勧奨を行っていく必要がある。併せて、大阪府が開催する社会福祉施設等を対象とした感染対策研修についても必要に応じて周知を行っていく。
					今後も引き続き、集団指導等において「業務継続計画(BCP)の策定等」及び「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための措置」に関する研修の取組みを実施する。併せて、大阪府が開催する社会福祉施設等を対象とした感染対策研修についても必要に応じて周知を行っていく。
		新型コロナウイルス感染症への対応等に係る国からの事務連絡については、令和6年4月1日付けで全て廃止されたが、これまで示されてきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供できるよう施設・事業所への支援等を実施した。			特になし
					引き続き、必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供できるよう施設・事業所への支援等を実施する。
(イ) 災害時・緊急時の対応策の充実					
障がいのある人に対して、自身が可能な範囲で日ごろから災害に備えることができるよう周知します。		要配慮者の災害に対する心構え等を市民防災マニュアルや、市ホームページにおいて公開することで、周知を図っている。			引き続き、市民防災マニュアルや市ホームページ等において、災害への備えについて周知する。
					引き続き実施
地域における防災訓練等への障がいのある人の参加促進など、地域での避難支援等の取組を支援します。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	令和3年度末までは、各地域での自主防災組織、地区防災計画の確立と地域での防災訓練実施へのアドバイスを行うことを目的とし、危機管理室から各区へ地域防災力向上アドバイザーを派遣(地域防災力向上アドバイザー事業)していたが、全地域での自主防災組織、地区防災計画のが確立したことから、本事業は各区に予算とともに移管され、現在は地域での避難支援等の取組への支援は各区において行っている。また、危機管理室においては、各区が他区の訓練や好事例を共有できる環境として庁内ポータルや区防災担当者連絡会を整備することで、各区の取組を支援している。			引き続き、各区における取組を支援できるよう、情報共有の場を設定する。
					引き続き実施
災害時・緊急時の避難誘導及び通報体制・避難ルートを整備するとともに、その周知徹底を図り、消防関係機関及び住民による避難誘導の実効性を確保します。	避難誘導システム設置施設	新規設置施設8件(令和6年度末 合計8対象物)			当初通り指導済み。
					使用開始防火対象物に対して継続設置

大きな災害が発生した直後などは、地域の支えあいが必要であるため、個人情報の保護に留意し、支援を要する障がいのある人の所在把握や個別避難計画の作成を通じて、状況や支援内容を日常的に把握します。	個別避難計画作成推進事業	「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織をはじめとする避難支援等関係者への提供を進めるとともに、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めている。作成にあたっては、代表区およびサポート局として危機管理室および福祉局が参加する「個別避難計画策定推進チーム会議」を設置し、代表区・危機管理室・福祉局が連携して各区役所での取組推進に向けた検討を行っている。			引き続き、各区・危機管理室・福祉局が連携して個別避難計画の作成推進に取り組んでいく。
					引き続き実施
個別避難計画の作成を推進するため、区長による推進チームを中心に、地域の理解や福祉専門職の参画を得るなど地域の実情に応じた取組を各区において進めるとともに、要支援者情報の連携手法の整備、各区の取組状況の共有や支援ツールの提供など、福祉との防災の部局が連携して取組を行います。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	地域の方々にも障がいの特性についての理解を深めてもらうため、「避難所開設・運営ガイドライン」において、要配慮者等の特性ごとに必要な対応として主な特性等や避難生活で留意すべき事項を示し、市ホームページにて公開し、周知を図っている。			引き続き、各区・危機管理室・福祉局が連携して個別避難計画の作成推進に取り組んでいく。
					引き続き実施

安否確認の体制や社会福祉法人・NPO等と連携した福祉サービス・福祉用具・医療の確保、心のケアのあり方などについて検討を進めます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	避難行動要支援者の安否確認方法については、全体計画において定めるとともに、必要に応じて、見直しを行うこととしている。(下線部について回答)			避難行動要支援者の安否確認について、迅速かつ効果的に行えるよう、引き続き必要に応じて見直しを行う。
					引き続き実施
「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき、避難行動要支援者への情報伝達体制の整備や、避難された後の状況に応じて必要な医療・保健・福祉サービスを提供するための体制整備を図ります。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	避難に必要な情報については、防災スピーカー、大阪防災アプリ、おおさか防災ネット、市ホームページ等により、情報伝達体制の多様化を図っている。(下線部について回答)			引き続き、適切な情報提供を行えるよう、情報伝達体制の多様化など充実に取り組む。
					引き続き実施
災害時において、医療機関の被災状況や受入状況等について、大阪府等と連携を図りながら、迅速かつ正確な情報把握に努めます。	大阪市地域防災計画	災害時において、医療機関の被災状況や受入状況等について、大阪府等と連携を図りながら、迅速かつ正確な情報把握に努めます。(令和6年度実績:0件)			災害発生時における迅速かつ正確な情報把握
					各関係機関との連携を図りながら、迅速かつ正確な情報把握に努めます。
障がいのある人等で、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を対象に受入れを行う「福祉避難所」について、社会福祉施設等の関係団体との調整を進め、その確保に努めます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	・各区において、「福祉避難所」の確保に努めている。 ・協定締結施設数:364施設(令和7年2月1日現在)			「福祉避難所」の一層の確保に向けて、関係団体と連携して検討する。
					引き続き実施
福祉避難所で必要となる医薬品や生活物品の確保の取組を実施します。		災害時における福祉避難所で必要となる物資については、協定の拡充等により確保に努めるとともに、福祉避難所となる施設において、必要物資の備蓄に努めていただくよう周知を行っている。(下線部について回答)			福祉避難所の開設・運営に必要な物資の確保が迅速に行えるよう取り組む。
					引き続き実施

福祉避難所への移動方法等の対応や受入れ機能の整備、避難行動要支援者の名簿の活用等について、「大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)」に基づき取組を進めます。	大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	地域防災計画(対策編本編P31)において定めているとおり、区役所は福祉避難所の開設、避難行動要支援者の移送や受入等を円滑に行えるように、地域における福祉避難所開設・運営訓練の支援や移送訓練等を実施している。また、避難行動要支援者名簿を活用し、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画作成を各区において進めている。危機管理室においては、各区が他区の訓練や好事例を共有できる環境として庁内ポータルや区防災担当者連絡会を整備することで、各区の取組を支援している。			引き続き、区役所においては福祉避難所開設・運営訓練への支援や移送訓練を実施するとともに、個別避難計画の作成を進めるなど、全体計画に基づく取組を実施するとともに、危機管理室においては、各区における取組を支援できるよう、情報共有の場を設定する。
					引き続き実施
地域の防災訓練等において、福祉避難所への移送訓練等を実施し、福祉避難所運営の実効性の向上を図っていきます。		各区では、地域が実施する福祉避難所開設・運営訓練の支援や移送訓練等を行っているが、危機管理室においては、各区が他区の訓練や好事例を共有できる環境として庁内ポータルや区防災担当者連絡会を整備することで、各区の取組を支援している。			引き続き、福祉避難所開設・運営訓練や移送訓練を行うとともに、危機管理室においては、各区における取組を支援できるよう、情報共有の場を設定する。
					引き続き実施

(ウ) 防犯体制の強化					
障がいのある人を犯罪から守り、安全で安心なまちづくりを進めるため、地域の実情に応じた防犯活動の支援や犯罪被害防止のための広報・啓発を進めます。	地域 の 安全見守り活動	・見守りカメラ1,000台の運用管理を行った。 ・全区役所による青色防犯パトロール活動を通年実施した。			・見守りカメラの適正な運用管理 ・全区における青色防犯パトロールの継続実施
					・引き続き見守りカメラ1,000台の運用管理を行っていく。 ・全区役所による青色防犯パトロールを引き続き実施していく。
消費者被害を防止するため、近隣での日々の見守りや声かけができるような、地域づくりを支援します。	地域での見守りネットワーク活動促進事業	見守り講座実施回数:17回 575人			昨年度と同様、各地域からの申込みにより講座を開催することができた。
					引き続き、関係所属・地域団体の会合などの場において、講座の有益性について、積極的に広報活動を行い、啓発していく。
悪質商法による消費者被害を防止するため、その手口や防止方法を紹介する講座の開催など、地域の実情や障がいの状況に応じた形で、障がいのある人への啓発や情報提供を行います。	消費者センター 地域講座・見学講座	地域講座実施回数:42回 737人 見学講座実施回数:0回			昨年度と同様、各地域からの申込みにより講座を開催することができた。
					引き続き、関係所属・地域団体の会合などの場において、講座の有益性について、積極的に広報活動を行い、啓発していく。
(エ) 感染症対策					
感染症の発生時においても、障がい福祉サービスを継続利用できるよう、危機管理、医療、福祉分野が連携して支援する体制の整備に努めます。		新型コロナウイルス感染症への対応等に係る国からの事務連絡については、令和6年4月1日付けで全て廃止されたが、これまで示されてきた必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供できるよう施設・事業所への支援等を実施した。			特になし
					引き続き、必要な感染防止対策等を講じつつ、必要なサービスを適切に提供できるよう施設・事業所への支援等を実施する。
また、必要に応じて、障がい者施策推進協議会、市地域自立支援協議部会等において、意見集約や課題整理を行うなど、円滑な障がい福祉サービスの提供体制の確保に努めます。	大阪市障がい者施策推進協議会等の開催	大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会にて取組状況等を報告 ・大阪市障がい者施策推進協議会 令和6年9月13日 令和7年3月25日 障がい者計画策定・推進部会 令和6年10月8日 令和7年3月13日			医療や防災など障がい福祉にとどまらない課題があり、関係部署が協力して解決する必要がある。
					大阪市障がい者施策推進協議会等において意見集約等を行い、課題整理を行う必要がある。

令和6年度からの障がい者支援計画実施状況

第6章 地域で安心して暮らすために

施策の方向性	取組(事業)名称	令和6年度	令和7年度	令和8年度	課題と今後の方向性
		取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	取組内容・成果(P:計画・D:実行)	課題(C:評価)
					今後の方向性(A:改善)
1－(1)総合的な保健、医療施策の充実					
(ア)障がいのある人の健康管理の推進					
障がいのある人にとって二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなるため、二次的機能障がい予防のための健康診査事業を充実、啓発に努め健康管理の推進に努めます。	心身障がい者リハビリテーションセンターにおける健康診査事業	在宅の障がいのある方を対象に、病気の早期発見及び二次障がいの予防などを行い、健康と福祉の増進をはかるため障がい者健康診査事業を実施している。 (令和6年度実施件数:492件)			障がいのある人にとって、二次的機能障がいは生活上の困難の大きな原因の一つとなっているため、啓発に努めるとともに受け入れ体制の充実を図る必要がある。
					二次的機能障がいの予防と病気の早期発見を目的とした障がい者健康診査事業を継続し、健康管理の増進に努める。
(イ)受診機会の保障					
大阪府で実施している「大阪府障がい者地域医療ネットワーク推進事業」協力医療機関とも連携しながら、身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討します。		身近な地域で障がいのある人が適切な医療を受けられる仕組みづくりについて検討している。			障がいのある人が医療機関の受診を希望した際に、身近な地域で医療が受けられるよう、情報提供や案内等の手法についてなど、仕組みづくりを検討する必要がある。
					引き続き、検討を深める。
医療機関受診に際して、支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を行います。		医療機関受診に際して支援や配慮が必要な障がいのある人が、安心して適切に治療や相談を受けることができるよう、医療機関に対する啓発を実施する 障がい理解のきっかけとなるよう、市内の医療機関等に向けて、あいサポート運動にかかる周知文書を送付し、あいサポート認定企業の周知を図った(送付数108件)。			引き続き、大阪府等関係先と連携しながら、医療機関に対する啓発の手法を検討する必要がある。
					障がいに関するマークなど、障がいの理解啓発に係る働きかけについて、大阪府等関係先と連携しながら、引き続き啓発に取り組む必要がある。
配慮や支援を要する障がいのある人が入院した場合について、入院中先の医療機関で重度訪問介護を利用できる対象者の範囲を拡大するなど、十分な対応が可能となるよう、国に対して制度整備を働きかけていきます。	重度訪問介護事業	令和6年4月の報酬改定において、入院中の重度訪問介護の利用対象者について、区分6の方のみだけではなく区分4以上の方を対象とする制度改正が図られたことで、入院時のコミュニケーション支援を必要とする方が適切に支援を受けることができるようになった。			改正内容について、周知していく必要がある。
					支援を必要とする対象者がもれなく利用できるように改正内容についての周知を引き続き実施する。

コミュニケーションの支援が必要な障がいのある人が医療機関に入院した際、医師や看護師等との意思疎通が可能となるよう支援を行います。	重度訪問介護【再掲】	(事業内容) 重度の肢体不自由者等で常時介護を必要とする方に対して居宅における入浴、排泄、食事の介護等及び外出時の介護などを総合的に提供する。			前年度から利用者数、利用時間数ともに増加しており、サービスのニーズは高い。
		(実績:月あたり) 1,742人、280,433時間			個々のニーズに沿ったサービス利用となるよう、ニーズを把握しながら事業の在り方を検討し、サービスの充実に取り組む。
	重度障がい者等入院時コミュニケーションサポート事業	居宅介護または重度障がい者等包括支援(居宅介護)を利用されている大阪市在住の単身生活者又はこれに準じる方のうち、障がい支援区分認定調査項目のコミュニケーションに関する項目が「日常生活に支障がない」以外と認定されている方で、意思疎通が困難な重度の障がい者が医療機関に入院する場合に、病院スタッフとの意思疎通の円滑化を図ることを目的として、本人の希望によりコミュニケーションサポート事業従事者を派遣する。 (実績) 令和6年度実績 利用者延べ3人 (参考) 令和5年度実績 利用者延べ2人			令和6年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の一部が改正され、重度訪問介護および重度障がい者等包括支援(重度訪問介護)の利用者は、入院時に本事業と同等のサービスを法定給付で利用できるようになったことにより、令和6年4月1日より本事業の対象外となったこともあり、利用者数は減少している。 居宅介護または重度障がい者等包括支援(居宅介護)の利用者が、入院時の意思疎通支援を必要とする場合は、当事業を利用する必要があるため、対象者からのニーズは高く、引き続き実施していく。
障がいのある人の歯科診療について、一般歯科医院での治療が困難な人が容易に受診できるよう歯科診療事業や医療機関の情報提供の充実に努めます。	障がい児(者)歯科診療事業	障がい者の歯科診療の機会を確保し、障がい者の歯科保健の向上、健康保持増進を図る。(診療件数3,004件)			特別な設備や障がいに関する専門知識を有する介助者を必要とするなど診療の困難性や採算上の問題により、一般開業医での対応が困難な状況にある。
					地域の歯科診療機関において治療が困難な障がい児者の診療機会の確保に向けて引き続き事業継続が必要である。
障がい者医療費助成制度の対象範囲の拡大について、大阪府へ要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望していきます。	重度障がい者医療費助成	重度障がい者に対し、医療費の一部を助成することにより、重度障がい者の健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障がい者の福祉の向上を図る。 【医療分】 対象者 42,932人 受診件数 1,432,393件			大阪府の補助制度のもと助成を実施しているため、今後も大阪府に制度拡大等を引き続き要望する必要がある。
					大阪府に対して対象範囲の拡大を要望するとともに、国に対しても医療費助成制度が国の制度として統一した基準を設けて実施されるよう引き続き要望する。

重症心身障がい児(者)が、急病時に、円滑に適切な医療を受けられるよう、専門的な知識等を有するコーディネーターを配置し、連携する医療機関の確保、受入れの調整を図るなど、医療体制の構築を進めます。	重症心身障がい児者医療コーディネート事業	・地域の協力医療機関の確保 新規登録28か所 合計392か所 ・地域のかかりつけ医の紹介 22名			・協力医療機関については、大阪市域で一定数確保できているものの地域や診療科の偏在がある。
					・引き続き協力医療機関の確保に努め、急病時の受入医療機関との調整を行っていく。
	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業)	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する法人に事業を委託し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を実施した。また、事業所等を対象にコーディネーターの在籍状況等の調査を実施した。 ●令和6年度研修受講者数 基礎研修:189人 応用研修①:61人 応用研修②:51人 フォローアップ研修:21人			当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの配置及び活動状況を把握し、医療的ケアを必要とする方が利用、相談しやすい体制を構築していく必要がある。
					引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成と確保を進めつつ、配置と活動状況についての調査を行い、状況の把握を行う。
	自立支援医療給付(更生医療)	(更生医療) 身体障がい者を対象に日常生活の改善や機能の改善を目的として受ける医療の費用の一部を助成する。 令和6年度実施状況:9,357人			患者が円滑に医療費の助成制度を利用できるように事業を実施していく。
					引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。
	自立支援医療給付(精神通院医療)	(精神通院医療) 自立支援医療(精神通院医療)を助成することにより、精神障がい者の負担を軽減するとともに社会復帰を促進する。 R6年度実施状況: 91,437件			受給者・医療機関双方に対しわかりやすい制度周知となるHPを検討。
					引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。
	自立支援医療(育成医療)	身体障がいのある児童、またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる児童が、手術等の治療を受けることにより、その障がい軽減される場合、指定の医療機関で受ける医療費の一部を助成する。 実人員:133人			患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。
					引き続き、医療費の自己負担分の一部を助成する。

1- (2) 地域におけるリハビリテーション・医療の充実					
(ア) 地域におけるリハビリテーション体制の整備					
障がいのある人が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、また筋委縮性側索硬化症や重度重複障がい、高次脳機能障がいなど、様々な障がい種別への支援に対応していけるよう、心身障がい者リハビリテーションセンター等のリハビリテーション機能を有する施設、さらには医療機関・関係団体等と連携し、地域リハビリテーション体制の充実に努めます。		・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。			障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。
					今後も、目的を達成するための取り組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。
心身障がい者リハビリテーションセンターは、地域においてリハビリテーション機能を有する関係諸機関と緊密に連携し、基幹施設として地域に即したコーディネート機能等のより一層の充実を図ります。		・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。			障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。
					今後も、目的を達成するための取り組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。
舞洲障がい者スポーツセンター(アミティ舞洲)や長居障がい者スポーツセンターでは、スポーツセンターの環境を有効に活用し、利用者のライフスタイルに即したリハビリテーション、運動プログラムの作成を支援する相談事業を行います。	障がい者スポーツセンターの運営	スポーツをする際に不安を抱える障がいのある方に対して、医学的側面からアドバイスをすることを目的として、スポーツ医事相談及びリハビリ相談事業を実施。			令和6年度 相談件数:112件
					オンラインの活用など多様な手法や利用ニーズに即した相談方法を検討。
(イ) 中途障がいのある人の地域リハビリテーションの充実					
中途障がいのある人への支援として、医療・保健・福祉機関や当事者団体等と連携して、早期に、短期・集中的な訓練と心理的な支援、さらにはその後につながる職場復帰や社会復帰に向けた自立した生活を送るための訓練ができるような支援体制の整備に努めます。		・大阪市域のリハビリテーション活動向上を図るため、協議会を機軸とした関係機関相互の連携を図る。(評議員会・総会等) ・協議会に設置された2つの専門部会では、より具体的かつ専門的な課題について検討・調整を行い、実効ある取り組みを行う。 ・関係機関に従事する職員の資質向上を図るため、関係機関職員研修会を実施する。			障がい者福祉をとりまく状況は、施策や制度、関係法令等の変化に伴い、現状に見合った協議会のあり方について検討し、必要な見直しを進めなければならない。
					今後も、目的を達成するための取り組みを進め、リハビリテーション活動の推進に必要な事業を実施する。

(ウ) 地域における医療連携体制の構築					
地域に必要な医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)を確保するため、病床の機能分化・連携を促進して不足する医療機能の充足を図り、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築していきます。	大阪府大阪市医療・病床懇話会、大阪府大阪市在宅医療懇話会等	第8次大阪府医療計画(令和6年度から令和11年度)に基づき、地域医療構想を推進するため、将来見込まれる医療需要や病床の必要量や地域医療に係る課題を共有し、医療機関の自主的な機能分化が進展するよう認識共有を図った。 ●医療・病床懇話会1回 ●在宅医療懇話会1回 ●病院連絡会(大阪市二次医療圏の全病院が参画)東西南北の各基本医療圏ごとに各1回4回 ●保健医療協議会(保健医療連絡協議会含)7回			医療機関の自主的な機能分化の進展により、2025(令和7)年の大阪市域における医療需要と比して不足が見込まれる回復期機能を担う病床への転換が年々増加しているものの、必要量には達していない。 引き続き、医療機能の充足を図り、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、地域医療構想を推進し、必要な医療機能の確保に向けて取組む。
(エ) 医療的ケアの体制整備					
医療的ケアを必要とする障がいのある子どもが地域において必要な支援を受けられるよう、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の基本理念にのっとり、「大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議」において、医療・保健・福祉・保育・教育等の各関係機関で連携・協議を行い、必要な施策の実現に向け検討していきます。	大阪市医療的ケアが必要な児童等の支援に関する検討会議の設置	医療的ケアの必要な障がいのある児童(以下「医療的ケア児」という)の支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、医療的ケア児の切れ目ない支援を実現するため、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有と検討を行った。 (令和6年7月3日・令和7年2月5日開催)			医療的ケア児等への支援においては、福祉、教育、保健、医療等あらゆる分野での連携が重要であり、各分野における課題や資源を集約し、必要な支援の検討及び情報共有等を行っていく必要がある。 引き続き関係機関が連携し、医療的ケア児のライフステージに応じたサービスや課題を把握、検討し、切れ目ない支援の実現を目指す。
特にニーズの高いショートステイについて、医療機関と連携して医療的ケアに対応したショートステイ事業の充実に努めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等医療型短期入所事業)	重症心身障がい児者等への対応が可能な医療機関へ協力を求め、病床を確保し、緊急的にショートステイの利用を必要とする場合に対応できるよう、医療機関に対して業務委託を行った。 6医療機関で実施 延266件、1,946日利用			ニーズの高い医療型ショートステイの受け入れ先のさらなる確保が必要である。 医療的ケアを必要とする重症心身障がい児(者)が、地域で安心して生活できるよう、引き続き、医療型ショートステイの拡充を図る。
医療的ケアを必要とする障がいのある人が身近な地域で必要なサービスを利用することができるよう、障がい福祉サービスについて、医療的ケアに十分対応できるようなサービスの充実や報酬の見直しを国に要望していきます。		令和6年度報酬改定において、医療的ケアを必要とする方への支援について評価する内容の改定が図られた。			一部医療的ケアへの対応にかかる報酬の評価が図られたものの、依然として不十分な状況である。 医療的ケアに十分対応できる報酬単価となるよう、引き続き、国に要望していく。

障がい福祉サービス事業所等に対し、医療的ケアに係る介護技術の向上を目的とした研修等を実施することにより、サービス提供基盤の充実に努めます。	医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者支援事業(重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業)	医療的ケアに対応可能な障がい福祉サービス事業所等の充実を図るため、重症心身障がい児者の支援に専門性を有する施設を活用し、介護技術の向上や医療的ケア児等コーディネーターの養成を目的とした研修等を行った。 ●令和6年度研修受講者数 基礎研修:189人 応用研修①:61人 応用研修②:51人 フォローアップ研修:21人			当事業において養成した医療的ケア児等コーディネーターの配置及び活動状況を把握し、医療的ケアを必要とする方が利用、相談しやすい体制を構築していく必要がある。 引き続き当事業において医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成と確保を進めつつ、配置と活動状況についての調査を行い、状況の把握を行う。
1ー(3)療育支援体制の整備					
(ア)療育支援体制の充実					
大阪市子ども相談センター、心身障がい者リハビリテーションセンターや区保健福祉センターが関係機関等と連携し、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努めるほか、家族に対して子育て全般を含めた日常生活場面及び発達援助への助言を行うなどの、療育支援体制の強化に努めます。	小児慢性特定疾病医療費	児童福祉法に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成する。			患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。
	障がい児療育相談事業	就学前の乳幼児を対象に、各区保健福祉センターからの依頼に基づき、運動発達に関する相談と発達障がいに関する診断を小児科で実施している。 (令和6年度実施件数:新規112件、再診175件、PT指導26件、その他1,389件)			引き続き、患児家庭の医療費の自己負担分の一部を助成する。
					近年、療育相談の充実に対するニーズは非常に高く、発達障がい(疑い含む。)の相談が大半を占めている。関係機関と連携をより一層密にし、各種相談、医学的診断・検査、発達評価の充実に努める。
					障がいのある子どもやその保護者等が安心して地域で暮らせるよう関係機関等が連携して療育支援体制の充実に努める。
障がいのある子どもについては、できる限り早期に療育支援を行うことが重要とされていることから、乳幼児健康診査や4・5歳児発達相談等によって障がい疑われた子どもへの早期療育支援体制の充実に努めます。	発達障がい児専門療育機関(再掲)	自閉スペクトラム症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する個別的かつ専門的な療育及び保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人			低年齢でも自閉スペクトラム症の診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組が必要。 児童に対する個別的かつ専門的な療育及び保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。

発達障がいのあるこどもの支援については、専門療育機関を設置し、身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすための個別的・専門的療育を親子通園により実施します。	発達障がい児専門療育機関 (再掲)	自閉スペクトラム症等の発達障がい児を対象に、児童の身辺自立や集団への適応に向けた日常生活の力を伸ばすため、専門療育機関を設置し、児童に対する個別的かつ専門的な療育及び保護者研修等の親支援を実施。 6か所 定員280人			低年齢でも自閉スペクトラム症の診断がつくことから、早期発見を早期支援につなげるための取組が必要。
					児童に対する個別的かつ専門的な療育及び保護者研修等の親支援を、今後も実施していく。
保護者も含めた家族を支援する観点にたち、地域で安心して子育てを行っているよう、子育てに関する自信の回復や不安を軽減し、親子関係の安定化を図ることにより、こどもの自尊感情を育み、自立に向けた取組ができるよう支援します。	障がい児等療育支援事業	主として障がい受容が進んでいないために、法定給付事業を受けることが出来ない在宅障がい児(者)及びその保護者に対する訪問による療育指導や外来による専門的な療育相談・指導及び障がい児の通う施設等の職員に対する療育技術の指導を実施。 実施か所数: 13か所			継続的な支援の実施により、障がい受容を進め、適切な社会資源へ繋げることで、在宅の障がい児(者)の地域での円滑な生活に寄与している。
					地域での生活を支えるため、引き続き事業を実施し、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。
	発達障がい者支援センターにおける親支援講座	地域サポートコーチを配置し、発達障がい児(者)の家族に対し、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施。 親支援講座 135回 延べ2,034人			一部の講座で応募者が少ないものがあり、講座構成に工夫が必要である。
					今後も引き続き親支援講座を実施するとともに、ニーズ把握を行いながら、必要な研修・支援等を実施していく。
(イ)連携の強化					
障がいのあるこどもの早期医療体制から早期治療・療育に結びつけていくため、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の有機的な連携体制の確立を図るとともに、諸機関の間で中断されことなく連続したフォローアップ体制を整え、発達段階に応じた種々の対応が継続的かつ円滑に行われるよう努めます。	発達障がい者支援センター連絡協議会	発達障がい者の状況に関する情報を共有し、発達障がい者への総合的なサービス提供、必要な支援に関する検討を行うため、保健、医療、保育、教育、福祉、労働等の各分野の支援者が連携を図る。 2回実施			発達障がい者への支援は様々な分野にわたるため、引き続き関係機関と連携し取り組む必要がある。
					各分野と連携し、情報共有、必要な支援等に関する検討を行うため、今後も実施する。

1ー(4)さまざまなニーズに応じた支援体制の充実

(ア) 精神保健福祉活動の推進と医療体制の整備					
地域における精神保健福祉相談の充実を図るため、区保健福祉センターと区障がい者基幹相談支援センターや地域活動支援センター(生活支援型)などとの連携を強化するとともに、精神障がいのある人の複合的課題に対応していけるよう、こころの健康センターが、区精神保健福祉相談員等へ助言・指導などの技術的支援を行います。	<u>精神保健福祉訪問指導</u> (再掲)	保健福祉センターの精神保健福祉相談員等により、訪問による精神保健福祉に関する相談支援を行う。(実人数1,114人、延人数2,960人)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
精神保健福祉の相談機関では精神障がいのある人の相談だけでなく広く市民に対し、精神疾患の一次予防(健康増進と疾病の予防)、二次予防(早期治療に加えて症状の悪化や再発を防止)の視点に立って、幅広くこころの健康づくりの推進を図ります。	<u>こころの健康センターにおける相談支援</u> (再掲)	こころの悩み電話相談(2,606件) ひきこもり相談【電話・面接・訪問】(846件) 自死遺族相談【電話・面接】(99件) 自殺未遂者相談【電話・面接・訪問】(620件) でかけるチーム精神保健相談(延46件)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
	<u>専門医による精神保健福祉相談事業</u> (再掲)	医師による精神保健福祉相談を実施し、市民の精神的健康の保持増進を図る。(682回、延1,775件)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
	<u>地域生活安定支援事業</u> (再掲)	回復途上にある精神障がい者等の社会適応を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。(277回、延1018人)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
	<u>精神保健福祉相談</u> (再掲)	精神保健福祉センターにおいて、精神保健福祉相談員による精神保健福祉に関する相談を行う。(実人数3,122人、延人数32,629人)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知

相談体制を充実させるとともに、他者とのコミュニケーション技術の向上のためのグループワークや、社会生活に適應するための対処方法を学ぶ生活技能訓練を実施し、精神障がいのある人が、集団的な関わりを持つなかで日常生活リズムを整え、日常生活圏の拡大や仲間づくりを行うことを支援します。	地域生活安定支援事業	回復途上にある精神障がい者等の社会適應を図るため、社会復帰に関する相談指導を行う。(277回、延1018人)			安定した相談者数の確保
					本市HPなどを利用した事業周知
精神科救急医療体制については、大阪府、堺市、関係機関と連携しながら、引き続き充実に図るとともに、2015(平成27)年8月より運用している精神科合併症支援システム運用の強化を通じて、身体科疾患を併発する患者に対する救急医療体制の充実に図ります。	精神科救急医療体制整備	休日・夜間等において、緊急な医療を必要とする精神障がい者のために精神科救急医療体制を整備し、円滑な医療及び保護を図った。 【府市堺】 救急入院用病床確保(3,043件) 外来受診件数(238件) 入院件数(1,313件) 身体合併症受入れ件数(集計中)			市内における精神科病院数が少ない
					大阪府及び堺市と共同実施の継続
身体科疾患を併発する精神障がいのある人が、できる限り身近なところで医療を受けることができるよう、一般病院との連携をより一層進めていきます。	精神障がい者24時間医療相談事業	精神障がい者及び家族等からの様々な緊急的な相談に対して、精神保健福祉士等の専門相談員が対応を行った。(18,016件)			専門性も問われる相談内容
					医師によるオンコール体制
(イ) 依存症対策の推進					
アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に対する理解を深められるよう、依存症者の支援者に対する研修を実施するとともに、依存症者の家族に対する家族教室の充実、依存症に関する普及啓発に努めます。	市民向け啓発講演会 依存症者家族支援事業 依存症支援者育成研修事業	【市民向け啓発講演会(アルコール・薬物・ギャンブル等)】2回(大阪府大阪市共同事業)。 【依存症の家族教室】アルコール6回、薬物6回、ギャンブル等7回実施。 【飲酒と健康を考える会】2回実施 【依存症支援者育成研修事業】29名参加			引き続き普及啓発に努めるとともに、対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある。
					本市HPなどを利用した事業周知
依存症に対する相談窓口を設置し、依存症者やその家族、支援者等に対する専門相談の充実に図ります。	依存症相談員の配置 依存症専門相談	依存症相談員による相談1659件 依存症専門医による専門相談(アルコール・薬物・ギャンブル等)92件			引き続き普及啓発に努めるとともに、対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある。
					本市HPなどを利用した事業周知

地域における依存症支援体制検討会、依存症関係機関連携会議等を通じ、各関係機関との連携を図り、依存症者の支援についての協議、検討を進めます。	大阪府依存症関係機関連携会議	大阪府依存症関連機関連携会議に参加し、各関係機関との連携を図っている。			関連機関との連携
					引き続き関係機関との連携に努める。
依存症対策をより強化するため、大阪府と共同で「(仮称)大阪依存症センター」の開設に向け、2023(令和5)年度から「(仮称)大阪依存症センター機能検討会議」を設置し、同センターが担うべき機能について今後議論を進めます。	大阪府依存症関係機関連携会議	「(仮称)大阪依存症センター機能検討会議」を2回(令和5年度と6年度で全4回)開催し、ワンストップ支援、普及啓発・情報発信に関する機能の取りまとめを行った。			検討会議の議論を踏まえ、依存症センターの具体化に向けて、管理運営体制や人員配置、設置場所等について、府市により検討し、決定していく必要がある。
					ワンストップ支援、普及啓発・情報発信、調査分析機能の具体化をはじめ、必要な人材の養成・確保を進める。

(ウ) 難病患者への支援					
「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行後、医療費の助成対象となる疾病は順次拡大されており、保健・医療・福祉にわたる総合的な難病対策の充実に努めるとともに、引き続き患者の負担軽減等について、国に対して働きかけしていきます。	特定医療費(指定難病)	難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的として平成27年1月から施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、医療費助成を実施。			患者が円滑に医療費助成を受けられるよう、事業を実施していく。
					引き続き医療費助成を実施するとともに、患者の負担軽減等について、国に対して働きかけしていく。
難病患者、小児慢性特定疾病児、家族を対象にした専門医、保健師、小児慢性特定疾病児の養育経験者(ピアカウンセラー)等による医療、保健、福祉等に関する療養相談会や、患者・家族の療養生活上生じる問題や障がい軽減を図るための交流会等について、患者・家族が参加や相談しやすいものとなるよう、より充実を図ります。	難病患者療養相談事業	患者及びその家族に対して、同じ病気を持つ者同士を一堂に会し、相談に応ずることにより、適切な治療、保健、栄養に関する指導・助言並びに患者・家族の交流等を行う。R6年度は疾患別の相談会および交流会を12回、希少難病疾患を対象に1回、働き方学習会を2回、全体講演会を1回実施した。 満足度 参加者アンケート結果 98.8% 療養相談会参加者数(延べ) 412人			引き続き対象者のニーズを把握しながら、内容の変更を検討する必要がある。
					引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る
	小児慢性特定疾病児等療養相談事業	小児慢性特定疾病児等と家族を対象に医療及び療養、栄養等に関する助言や相談等を行うとともに、参加者同士の交流会を設け、日常生活を送っていく上での各成長段階に応じた様々な不安や悩みなどの解消を図る。また小児慢性特定疾病児等の養育経験者(ピアカウンセラー)による相談を同時に実施し患者・家族の精神的な負担軽減を図る。R6年度は、会場で4回実施し、動画を1講演配信した。 また、会場参加以外にもライブ配信を取り入れた。 満足度 参加者アンケート結果94.6% 療養相談会 ・会場参加型参加者数(延べ) 21人 ・ライブ配信型参加者数(延べ) 39件 動画配信視聴数(延べ) 51回			引き続き対象者のニーズを把握し満足度の維持向上を図る必要がある。
					引き続き、アンケート等で参加のニーズを把握し、内容を検討し満足度の維持向上を図る。 病状などの理由で会場参加が難しい方のために、講演会のライブ配信を継続していく。